

租税法規類集

(直税篇)

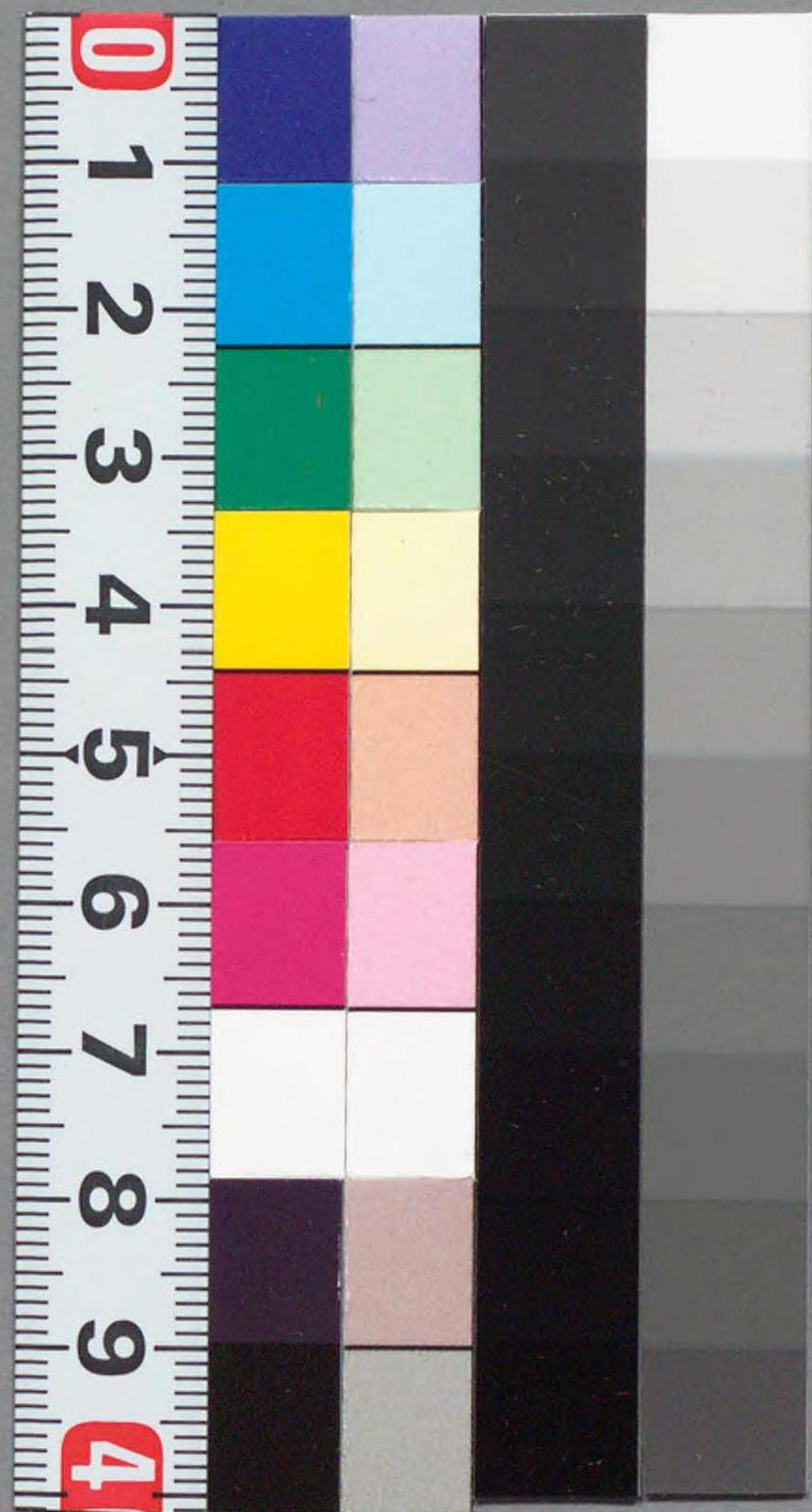
国  
税  
庁

昭和二十六年九月


328.345  
Ko548s4



000K1950









昭和二十六年九月

租税法規類集

(直税篇)

国  
税  
庁



328345 No. 548.04



K 1950

例言

- 一 本書は、昭和二十六年九月一日現在の内国税中直税関係法規を集録した。
- 二 法律の条文には、これに関係のある施行規則又は施行細則の条文を「規則」一、二」又は「細則」一、二」の略称によつて付記した。
- 三 法律の条文の上欄には、その規定事項を簡明に摘録した。
- 四 法律の条項には、項番号に附して索引に便らしめた。
- 五 本書の全部にわつて、できる限り当用漢字を用いた。



# 租税法規類集(直税篇)目次

## 所得 税

	公布年月日	法令 番号	頁
○所得 税 法	昭和二二、三	法 律 二七	一
○所得税法施行規則	昭和二二、三	勅 令 一一〇	一三
○所得税法施行細則	昭和二二、三	大蔵省令 二九	一七
○所得税法施行規則第六十三条の規定による検査章の書式に関する省令	昭和二二、三	大蔵省令 三三	二五
○所得税及び相続税の物納財産取納に関する帳簿書類の書式に関する省令	昭和二五、三	大蔵省令 二二	二五
○所得税法の一部を改正する法律附則第二十項の規定により、同項の規定の適用を受けるべき定期預金の利子及び金銭信託の利益指定	昭和二五、三	大蔵省告示二二二	二六
○所得税法第六条第六号の規定により、同号に規定する団体、基金又はこれらに準ずるもの及び学術に対する顕著な貢献を奉彰するものとして又は顕著な価値がある学術	昭和二五、三	大蔵省告示二二二	二六



の研究を奨励するものとして交付する金品の指定……………昭和二五、六 大蔵省告示四四一……………二六三

○所得税法臨時特例法……………昭和二五、一二 法律 二八二……………二六〇

○昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律……………昭和二五、四 法律 一一六……………二七一

○昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の施行に関する政令……………昭和二五、四 政令 一〇三……………二七二

○所得税法の臨時特例等に関する法律……………昭和二四、一二 法律 二六九……………二七三

○昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律……………昭和二三、三 法律 一五……………二七八

○所得税法の臨時特例等に関する法律第二条の規定に基づき法人又は所得税法第九条第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に関して備え付ける帳簿についての記載事項等に関する省令……………昭和二四、一二 大蔵省令 一〇五……………二八〇

○法人又は所得税法第九条第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に関して備え付ける帳簿についての記載事項等に関する省令……………昭和二四、一二 大蔵省令 一〇五……………二八〇

る山林所得若しくは事業等所得を有する個人の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目等の指定……………昭和二四、一二 国税庁告示 三一……………二九〇

○所得税法施行細則第十条第四項及び第十五条の規定に基づき青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に関して備え付ける帳簿書類に関する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定……………昭和二五、五 国税庁告示 九……………二九四

○所得税の課税上の特例に関する法令……………三〇一

○所得税の非課税に関する法令……………三〇六

○所得税の免除に関する法令……………三二四

### 法人税

○法人税法……………昭和二三、三 法律 二八……………三七

○法人税法施行規則……………昭和二三、三 勅令 一一一……………三七六

○法人税法施行細則……………昭和二三、三 大蔵省令 三〇……………四三八

○固定資産の耐用年数等に関する省令……………昭和二六、五 大蔵省令 五〇……………四八四

○法人税法施行規則第八条の規定により、法人の各事業年……………



度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定……………昭和二五、七 大蔵省告示一一〇……………五九九

○法人税の非課税に関する法令……………昭和二五、七 大蔵省告示一一〇……………六〇〇

○法人税の免除に関する法令……………昭和二五、七 大蔵省告示一一〇……………六〇一

○法人税の課税上の特例に関する法令……………昭和二五、七 大蔵省告示一一〇……………六〇四

### 資産再評価

○資産再評価法……………昭和二五、四 法律一一〇……………六三二

○資産再評価法施行令……………昭和二五、四 政令九五……………七四七

○資産再評価法施行規則……………昭和二五、四 大蔵省令三七……………七六六

○資産再評価の基準の特例に関する省令……………昭和二五、五 大蔵省令五四……………七七八

○資産再評価審議会令及び資産再評価調査会令……………昭和二五、四 政令九六……………七八三

○再評価積立金の資本組入に関する法律……………昭和二六、四 法律一四三……………七八五

### 相続税

○相続税法……………昭和二五、三 法律七三……………七九二

○相続税法施行令……………昭和二五、三 政令七一……………八五三

○相続税法施行規則……………昭和二五、三 大蔵省令一七……………八六九

### 富裕税

○富裕税法……………昭和二五、五 法律一七四……………八七五

○富裕税法施行令……………昭和二五、五 政令一三二……………九二〇

○富裕税法施行規則……………昭和二五、二 大蔵省令一一一……………九三〇

### 通行税

○通行税法……………昭和一五、三 法律四三……………九三三

○通行税法施行規則……………昭和一五、三 勅令一五二……………九三三

○通行税法施行細則……………昭和一五、四 大蔵省令一六……………九三八

### 登録税

○登録税法……………明治二九、三 法律二七……………九四一

○登録税法施行規則……………明治三二、五 勅令二〇五……………一〇〇五

○登録税法施行規則第二条ノ規定ニ依ル登録税ノ納付ニ関スル件……………昭和二〇、一〇 大蔵省令八五……………一〇二二

○登録税の非課税等に関する法令……………昭和二〇、一〇 大蔵省令八五……………一〇二四



協議団

○国税庁協議団及び国税局協議団令……………昭和二五、六 政令二二四……………二〇七

国税犯則取締

○国税犯則取締法……………明治三三、三 法律 六七……………一〇三〇

○国税犯則取締法施行規則……………明治三三、三 勅令 五二……………一〇四〇

○国税犯則取締法に依る取税官吏の証票の様式……………明治三三、三 大蔵省令 五……………一〇四七

○法人ニ於テ租税及葉煙草専売ニ関シ事故アリタル場合ニ  
關スル法律……………明治三三、三 法律 五二……………一〇四八

国税の特別措置

○租税特別措置法……………昭和二一、九 法律 一五……………一〇四九

○租税特別措置法施行規則……………昭和二一、九 大蔵省令 九九……………一〇六九

○租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期  
日を定める政令……………昭和二五、六 政令 一九四……………一〇八六

○租税特別措置法の適用を受ける機械その他の設備の指定……………昭和二六、八 大蔵省  
告示 一一一八……………一〇八七

○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法  
律……………昭和二二、一二 法律 一七五……………二〇五

○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法  
律の施行に関する政令……………昭和二二、一二 政令 二六八……………二〇五

日本銀行券発行税

○日本銀行法(抄)……………昭和二七、二 法律 六七……………二〇七





所得稅

○所得稅法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十七号)

改正

昭和二十二年法律第三百三十三号(農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律)、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第六十号(郵便振替貯金法)、同年法律第七号、同二十四年法律第七十六号、同年法律第八十二号(中小企業等協同組合法施行法)、同二十五年法律第六十九号(国税徴収法の一部を改正する法律)、同年法律第七十一号、同年法律第七十三号(相続税法)、同年法律第七十八号(国税の延滞金等の特例に関する法律)、同年法律第四十一号(大蔵省設置法の一部を改正する法律)、同年法律第五十六号(住宅金融公庫法)、同二十六年法律第四十五号(社会福祉事業法)、同年法律第六十三号、同年法律第七十八号(国税徴収法の一部を改正する法律)、同年法律第八号(日本開発銀行法)、同年法律第九十八号(証券投資信託法)、同年政令第二百六十一号(持株会社整理委員会令の廃止に関する政令)

所得稅法目次

第一章 總則

第二章 課稅標準及び稅率

第三章 申告

第一節 予定申告

所得稅 所得稅法



所得税 所得税法 第一章 総則

第二節 確定申告

第四章 納付

第一節 申告納税及び還付

第二節 源泉徴収

第五章 更正及び決定

第六章 再調査、審査及び訴訟

第七章 雑則

第八章 罰則

所得税法

第一章 総則

無制限納税義務者

第一条 この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人は、この法律により、所得税を納める義務がある。

制限納税義務者

② 前項の規定に該当しない個人は、左に掲げる場合においては、この法律により、所得税を納める義務がある。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第九十八号改正)

外の個人

一 この法律の施行地にある資産又は事業の所得を有するとき  
二 この法律の施行地において、公債、社債若しくは預金(貯金その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)の利子若しくは合同運用信託の利益の支払又は法人から利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分を受けるとき

三 この法律の施行地において、俸給、給料、賃金、歳費、年金(郵便年金を除く。以下同じ。)、恩給、賞与若しくは退職給与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けるとき

制限納税義務者(法人)

③ 法人は、この法律の施行地において、公債、社債若しくは預金の利子若しくは合同運用信託の利益の支払又は法人から利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。(同上)

課税所得

第二条 前条第一項の規定に該当する個人については、所得の全部に対し、所得税を課する。

② 前条第二項の規定に該当する個人については、同項各号に規定する所得に対し、所得税を課する。

③ 年の中途において、前条第一項の規定に該当する個人が同条第二項の規定に該当することとなつたとき又は同条第二項の規定に該当する個人が同条第一項の規定に該当することとなつたときは、この法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間内に生じた所得の全部及びその他の期間内に生じた同条第二項各号に規定する所得に対し、所得税を課する。

非課税法

④ 法人については、前条第三項に規定する所得に対し、所得税を課する。(昭和二十五年法律第七十一号改正) 第三条 左に掲げる法人には、所得税を課さない。(昭和二十五年法律第七十一号、同年法律第五十六号、同二十六年法律第四十五号、同年法律第六十三号、同年法律第八号、同年政令第二百六十一号改正)

- 一 都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び港灣法の規定による港務局
- 二 法令による公団及び連合国軍人等住宅公社
- 三 日本専売公社
- 四 日本国有鉄道
- 五 国民金融公庫及び住宅金融公庫
- 六 削除
- 七 閉鎖機関整理委員会及び商船管理委員会

所得税 所得税法 第一章 総則



- 八 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合並びに土地区画整理組合
- 九 民法第三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の規定により設立した法人
- 十 大日本育英会、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会
- 十一 法人たる労働組合及び国家公務員法第九十八条又は地方公務員法第五十四条の規定に基く法人たる国家公務員又は地方公務員の団体
- 十二 国民健康保険組合及び同連合会、健康保険組合及び同連合会、漁船保険組合、農業共済組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会
- 十三 牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

信託利益  
に對する  
課税方法

第四条 信託財産につき生ずる所得については、その所得を信託の利益として受くべき受益者が信託財産を有するものとみなして、所得税を課する。但し、合同運用信託又は証券投資信託の信託財産につき生ずる所得については、この限りではない。(昭和二十六年法律第九十八号改正)

② 前項の規定の適用については、受益者が特定していないとき又はまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。この場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

③ 公益信託の信託財産につき生ずる所得には、所得税を課さない。

〔規則〕

みなし配  
当

第五条 左に掲げる金額は、これを法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなして、この法律を適用する。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正四号追加)

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が株主、社員又は出資者の当該株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額のうち、法人税法第十六条に規定する積立金額から成る部分に對する金額

二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が解散した法人(以下解散法人という。)の株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合におけるその超過金額のうち、当該解散法人の解散の時に於ける法人税法第十六条に規定する積立金額(残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合においては、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に對して課せられた法人税がある場合においては、当該税額を控除した金額とするものとする。)から成る部分に對する金額

三 法人が合併した場合において、合併に因り消滅した法人(以下被合併法人という。)の株主、社員又は出資者が合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人(以下合併法人と總稱する。)から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額を超過するときは、その超過金額のうち、被合併法人の法人税法第十六条に規定する積立金額で合併法人に引き継がれなかつた金額から成る部分に對する金額

四 個人が株式を有している場合において、当該株式を発行する法人が法人税法第十六条に規定する積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該個人の有



する株式に対応する部分の金額

② 前項第一号乃至第三号の場合において、株主、社員又は出資者が株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少、解散又は合併に因り金銭及び金銭以外の財産を取得するときは、同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなす金額のうち金銭から成る部分及び金銭以外の財産から成る部分の額は、まず、当該財産の価額（その取得した財産が株式又は出資であるときは、当該株式又は出資の価額のうち、当該財産取得の基因となつた株式又は出資を取得するために要した金額を超過する金額）をもつてこれに充て、なお残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

③ 第一項第一号又は第二号の場合において、株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうち株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の価額及び同項第三号の場合において合併に因り取得する株式又は出資の価額は、前二項及び第十條の二第四項において準用する同条第二項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、第一項第一号又は第二号の場合において取得する株式を發行する法人が無額面株式を發行しているとき及び同項第三号の場合において合併に因り無額面株式を發行したときにおいては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額によるものとする。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

一 当該株式の取得の基因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり、又は解散に因る剰余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を發行する法人の資本の金額を發行済株式の総数で除した金額  
二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時に掲げる金額によるものとする）

株式又は出資の価額

（る資本の金額）を当該合併に因り發行した株式の総数で除した金額

相続等の場合のみなし譲渡  
第五条の二 相続、遺贈又は贈与に因り第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の移転があつた場合においては、相続、遺贈又は贈与の時に於いて、その時の価額により、同項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

適用除外  
② 前項の規定は、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、相続開始の時に被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が三十万円以下であるとき又はその年中に同一人に対してなした贈与に係る財産の価額が三万円以下であるときは、これを適用しない。（同上）

低額譲渡の場合の特例  
③ 著しく低い価額の対価で第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時に於ける価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。（同上）

〔規則〕 二

非課税所得  
第六條 左に掲げる所得については、所得税を課さない。（昭和二十二年法律第四百十二号、同二十三年法律第六十号、同年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

- 一 皇室經濟法第四條第一項及び第六條第一項の規定により受ける給付
- 二 傷病者の恩給並びに遺族の恩給及び年金
- 三 旅費、学資金及び法定扶養料
- 四 郵便貯金の利子、郵便振替貯金の利子及び命令で定める当座預金の利子
- 五 第九條第一項第八号に規定する所得のうち、生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものの譲渡に因るもの



六 国、地方公共団体、外国、国際機関、国際団体又は大蔵大臣の指定する団体、基金若しくはこれらに準ずるものが学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術の研究を奨励するものとして交付する金品（給与又は対価の性質を有するものを除く。）で大蔵大臣の定めるもの

七 第九条第一項第九号に規定する所得のうち、相続、遺贈又は個人からの贈与に因り取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人若しくは法人からの贈与に因り取得したものとみなされるものを含む。）、傷害保険契約又は損害保険契約に基き支払を受ける保険金、損害賠償に因り取得するもの、慰籍料その他これらに類するもの

八 日本の国籍を有しない者のこの法律の施行地外にある資産又は事業の所得

〔規則〕 三、四

第七条 この法律において合同運用信託とは、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

② この法律において証券投資信託とは、証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。（昭和二十六年法律第九十八号追加）

第八条 この法律において扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、第九条の規定により計算した総所得金額が一万五千元以下である者をいう。この場合において、納税義務者が二人以上あるときは、命令の定めるところにより、納税義務者のいずれか一人の扶養親族であるものとする。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

② この法律において不具者とは、納税義務者又はその扶養親族で、心神喪失の状況にある者及びみくらその他の身体障害者をいう。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

③ この法律において老年者とは、年齢六十五歳以上の者をいう。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

④ この法律において寡婦とは、左に掲げる者で、扶養親族を有し、且つ、老年者でないものをいう。（同上）

合同運用  
信託の意  
証券投資  
信託の意  
扶養親族  
の意義  
不具者の  
意義  
老年者の  
意義  
寡婦の意  
義

勤労学生  
の意義

一 夫と死別し又は夫と離婚した後婚姻をしていない者

二 夫の生死の明らかでない者

⑤ この法律において勤労学生とは、学校教育法第一条又は第九十八条に規定する学校の学生、生徒又は児童で、自己の勤労に基いて得た第九号第一項第四号乃至第六号、第九号又は第十号に規定する所得を有し、且つ、左の各号に掲げる要件を備えているものをいう。（同上）

一 自己の勤労に基いて得た所得以外の所得の金額が五万円をこえない者であること

二 第九条の規定により計算した総所得金額が十万円をこえない者であること

⑥ 前五項の規定は、この法律に特別の定がある場合を除く外、毎年十二月三十一日（年中の途中において死亡した者については、又、その者その他の者との間の関係においては、死亡当時）の現況により、これを適用する。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

⑦ 第二項に規定する不具者及び第四項第二号に規定する寡婦の範囲は、命令でこれを定める。（同上）

〔規則〕 五、六、六の二

〔細則〕 三六

第二章 課税標準及び税率

課税標準  
の計算

第九条 所得税の課税標準は、左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額（以下総所得金額という。）による。（昭和二十二年法律第四百十二号、同二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第九十八号改正）

利子所得

一 公債、社債及び預金の利子並びに合同運用信託の利益（以下利子所得という。）は、その年中の収入金額（無記名の公債及び社債の利子については、支払を受けた金額）

配当所得

二 法人から受ける利益若しくは利息の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（以下配当所得

所得税 所得税法 第二章 課税標準及び税率



不動産所得

といふ。は、その年中の収入金額（無記名株式の配当又は無記名受益証券につき受ける収益の分配については、支払を受けた金額）から、その元本を取得するために要した負債の利子を控除した金額  
三 不動産、不動産の上に存する権利又は船舶の貸付（地上権又は永小作権の設定その他他人をして不動産、不動産の上に存する権利又は船舶を使用せしめる一切の場合を含む。）に因る所得（第四号に規定する所得を除く。以下不動産所得といふ。）は、その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額

事業所得

四 商業、工業、農業、水産業、医業、著述業その他の事業で命令で定めるものから生ずる所得（第七号に規定する所得及び事業用の固定資産の譲渡に因る所得を除く。以下事業所得といふ。）は、その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額

給与所得

五 俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下給与所得といふ。）は、その年中の収入金額からその十分の一・五に相当する金額（その金額が三万円を超えるときは三万円）を控除した金額

退職所得

六 一時恩給及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与（以下退職所得といふ。）は、その年中の収入金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額

山林所得

七 山林の伐採又は譲渡に因る所得（以下山林所得といふ。）は、その年中の総収入金額から当該山林の植林費、取得費、管理費、伐採費その他必要な経費を控除した金額

譲渡所得

八 資産の譲渡に因る所得（前号に規定する所得及び營利を目的とする継続的行為に因り生じた所得を除く。以下譲渡所得といふ。）は、その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に關する経費を控除した金額

一時所得

九 前各号以外の所得で營利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得（以下一時所得とい

雑所得  
損益通算  
と純損失  
の意義

う。は、その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額  
十 前各号以外の所得（以下雑所得といふ。）は、その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額  
② 前項の規定により総所得金額を計算する場合において、一時所得以外の所得の計算上損失があるときは、これを他の所得の金額から控除して計算する。（他の所得がないときの損失額又は他の所得の金額から控除し、なお不足額があるときの当該不足額は、これを以下純損失と総称する。）

通算の順

③ 前項の規定により他の所得の金額から控除する場合において、いずれの所得の計算上の損失の金額を他のいずれの所得の金額から控除するかについては、命令でこれを定める。（昭和二十六年法律第六十三号改正）  
〔規則〕 七、七の二、七の三、七の四、八、九、九の二、九の三、九の四

純損失の繰越控除

第九條の二 第二十六條の三（第二十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定による青色申告書を提出する納税義務者の前年以前三年間に生じた純損失の金額（第十四條の二第一項第一号の規定により特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除された純損失の金額及び第三十六條の規定により還付された金額の計算の際控除された純損失の金額を除く。以下本条及び第二十六條の二において同じ。）のうち、当該金額につき前年以前において控除されなかつた部分の金額は、前条の総所得金額の計算上、これを控除する。この場合において、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用があり、且つ、なお控除されない純損失の残額があるときは、その残額は、その年分に係る第十四條第二号に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額から、これを控除する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

② 前項の規定は、当該純損失の生じた年に青色申告書を提出し、且つ、その後の年分の申告につき連続して青色申告書を提出している場合限り、これを適用する。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

③ 納税義務者の前年以前三年間において各年に生じた純損失の金額のうち当該年に生じた第十四條に規定す



の損失、  
雑損の繰  
越控除

所得税 所得税法 第二章 課税標準及び税率

る変動所得の計算上の損失の部分の金額又は前年以前三年間において各年に生じた損失の金額で第十一条の三の規定により控除を認められるものについては、前二項の規定にかかわらず、青色申告書の提出がない場合においても、前年以前において控除されなかつた部分の金額は、前条の総所得金額の計算上、これを控除する。この場合において、第十四条の二第一項又は第二項の規定の適用があり、且つ、なお控除されない損失の残額があるときは、その残額は、その年分に係る特別所得金額の四分の一に相当する金額から、これを控除する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

④ 前項の規定は、当該純損失又は第十一条の三の規定により控除を認められる損失の生じた年に第二十六条の二第一項の規定による損失申告書又は第二十六条第一項の規定による確定申告書を提出し、且つ、その後の年分の申告につき連続して損失申告書又は確定申告書を提出している場合に限り、これを適用する。（同上）

⑤ 第一項又は第三項の規定により控除してその年の所得を計算する場合において、いずれの年の純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額を、又、その純損失の金額のうちいずれの所得の計算上の損失の金額を、その年のいずれの所得の金額から控除するかについては、命令でこれを定める。（同上）

〔規則〕 八、八の二

収入金額  
の意義

第十条 第九条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する収入金額は、その収入すべき金額（金銭以外の物又は権利を以て収入すべき場合においては、当該物又は権利の価額 以下同じ。）により、同項第三号、第四号及び第七号乃至第十号に規定する総収入金額は、その収入すべき金額の合計金額による。（昭和二十二年法律第四百四十二号、同二十五年法律第七十一号改正）

必要経費  
の意義

② 第九条第一項第三号、第四号、第七号及び第十号の規定により総収入金額から控除すべき経費は、種苗、蚕種又は肥料の購買費、家畜等の飼養料、仕入品の原価、原料品の代価、土地、家屋その他の物件の修繕費又は借入料、損害保険契約に基き支払をなす保険料、固定資産の減価償却費で命令で定めるもの、土地、家屋その他の物件又は業務に係る公租公課、使用人の給料、負債の利子その他の経費で当該総収入金額を得るために必要なものとする。但し、家事的な経費、これに関連する経費で命令で定めるもの、第五十七条第四項又は第五十七条の二第四項の規定により徴収する源泉徴収加算税額又は重加算税、通行税法第十一条ノ三第一項又は第十一条ノ四第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額、国税徴収法第九条第三項の規定により徴収する延滞加算税額（第三十条乃至第三十四条、第四十五条及び第四十七条の規定により納付又は徴収すべき所得税額に加算して徴収するものを除く。）及び地方税法の規定により徴収する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞加算金額は、これを除く。（昭和二十二年法律第四百四十二号、同二十五年法律第六十九号、同年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

租税の経  
費不算入

③ 所得税、富裕税及び地方税法に規定する市町村民税（市町村民税に係る延滞金額を含む。）は、第九条第一項第三号、第四号、第七号及び第十号に規定する必要な経費又は同項第九号に規定する収入を得るために支出した金額には、これを算入しない。（昭和二十二年法律第四百四十二号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

相続等の  
場合の資  
産の取得  
価額の

④ 第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、相続、遺贈又は贈与に因り取得した同項第七号又は第八号に規定する資産は、相続人、受遺者又は受贈者が、相続、遺贈又は贈与の時において、その時の価額により、取得したものとみなす。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

⑤ 前二条及び前四項並びに第十条の二乃至第十条の六に定めるものの外、所得の計算に關し必要な事項は、



命令でこれを定める。(昭和二十二年法律第百四十二号追加、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

株式又は  
出資のみ  
なし譲渡

〔規則〕 九、九の二、九の三、九の四、十、十の二、十の三、十の四、十の五、十の六、十の七、十の八、十の九、十の十、十の十一、十の十二、十の十三、十の十四、十の十五、十の十六、十一、十二  
〔細則〕 一、二、二の二、三、三の二、四、四の二、四の三、四の四、五、五の二、五の三、八  
第十条の二 左に掲げる金額は、これを株式又は出資の譲渡に因る収入金額とみなす。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

分割支払  
の場合の

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主が金銭並びに金銭及び株式以外の財産を取得する場合又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者が金銭並びに金銭及び出資以外の財産を取得する場合において、当該金銭の額及び当該財産の価額の合計額のうち、第五条第一項第一号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額  
二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者が金銭並びに金銭、株式及び出資以外の財産を取得する場合において、当該金銭の額及び当該財産の価額の合計額のうち、第五条第一項第二号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額  
三 法人の合併に因り、被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から金銭のみを取得する場合において、当該金銭の額のうち、第五条第一項第三号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額

② 第五条第一項第一号又は第二号及び前項第一号又は第二号の規定の適用については、株式の消却若しくは資本の減少に因り支払を受ける金銭及び財産若しくは退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として受ける金銭及び財産又は法人の解散に因り残余財産の分配として取得する金銭及び財産が数回に分割して支払われ又は交付されるときは、これらの金銭の額及び財産の価額は、左の各号の順序により支払われ又は

交付されるものとみなす。(同上)

一 前項の規定により株式又は出資の譲渡に因る収入金額とみなされる金額のうち、株式又は出資を取得するために要した金額に達するまでの金額

二 第五条第一項第一号又は第二号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額

三 前項の規定により株式又は出資の譲渡に因る収入金額とみなされる金額のうち、第一号に規定する金額以外の金額

みなし譲  
渡

③ 左に掲げる金額は、これを第九条第一項第八号に規定する所得とみなす。(同上)

一 第五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、株主、社員又は出資者が金銭と株式又は出資とを取得するときは、同項第一号又は第二号の超過金額に相当する当該金銭の額のうち、同項第一号又は第二号及び同条第二項の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額

二 第五条第一項第三号の規定に該当する場合において、被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から金銭と株式又は出資とを取得するときは、同号の超過金額に相当する当該金銭の額のうち、同号及び同条第二項の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額以外の金額

④ 第二項第二号及び第三号の規定は、前項第一号の場合について、これを準用する。この場合において、第二項中「財産」とあるのは、「株式又は出資」と読み替えるものとする。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

たな卸資  
産の評価

〔規則〕 十二の二、十二の三、十二の四、十二の五、十二の六、十二の七、十二の八  
第十条の三 商業、工業その他命令で定める事業を営む個人は、その所得の計算に關し必要な商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな卸をなすべき資産で個々の原価を算定し難いものの評価については、事業の



の方法の選定

- 種類ごとに、命令で定める方法のうちいずれか一を選定し、その方法によらなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正一条繰上)
- ② この法律の施行地において、あらたに前項に規定する事業を開始した個人、あらたに同項に規定する事業のうち他の種類の事業を開始し若しくは事業の種類を変更した個人又はあらたに同項の評価の方法によるとする個人は、確定申告書又は損失申告書の提出期限までに、同項に規定する資産について同項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出をしないときは、その者は、同項の評価の方法のうち、命令で定めるものによらなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)
- ③ 第一項に規定する事業を営む個人は、同項に規定する資産の評価の方法を変更しようとするときは、政府の承認を受けなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号追加)
- ④ 前項の規定による政府の承認を受けようとする個人は、そのあらたな評価の方法を採用しようとする年の前年十二月三十一日までに、その旨及び変更しようとする理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。(同上)
- ⑤ 政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該個人が現によつている評価の方法を採用してから相当期間を経過していないとき又は変更しようとする評価の方法によつてはその所得の計算が正確に行われ難いと認めるときは、当該申請を却下することができる。(同上)
- ⑥ 政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、承認又は却下の処分をなしたときは、その申請をなした者に、これを通知する。(同上)
- ⑦ この法律の施行地に住所及び居所を有しない個人が、第六十六条に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知にかえて公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。(同上)
- ⑧ 第四項の申請書の提出があつた場合において、その年十二月三十一日までに当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。(同上)
- 〔規則〕 十二の九、十二の一〇、四九
- 〔細則〕 六

公告

みなし承認

減価償却方法の選定

- いときは、前項の通知にかえて公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。(同上)
- ⑧ 第四項の申請書の提出があつた場合において、その年十二月三十一日までに当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。(同上)
- 〔規則〕 十二の九、十二の一〇、四九
- 〔細則〕 六
- 第十条の四 不動産所得若しくは山林所得を生ずべき不動産(不動産の上に存する権利及び船舶を含む。以下本条において同じ。)若しくは山林を有する個人又は前条第一項に規定する事業を営む個人は、その不動産所得、山林所得又は事業所得の計算上必要な経費に算入すべき固定資産の減価償却額の計算については、命令で定める方法によらなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号一条繰上)
- ② この法律の施行地において、あらたに不動産若しくは山林を所有し若しくは前項に規定する事業を開始した個人又は現に採用している償却の方法以外の方法によるべき固定資産を取得した個人は、同項の命令により二以上の償却の方法が定められている場合においては、確定申告書又は損失申告書の提出期限までに、その償却の方法のうち、そのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならない。その届出をしないときは、その者は、同項の償却の方法のうち、命令で定めるものによらなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)
- ③ 前条第三項乃至第八項の規定は、前項に規定する個人が償却の方法を変更する場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号追加)
- 〔規則〕 十二の十一、十二の十三、四十九
- 〔細則〕 七



再評価基準  
取得した山林の取  
得価額等

第十条の五 第九条第一項第七号に規定する山林で昭和二十四年十二月三十一日以前に植林し又は取得し、資産再評価法の規定により再評価を行い又は行つたものとみなされたものについては、同号に規定する植林費、取得費、管理費その他必要な経費は、当該山林の再評価額（同法第二条第三項に規定する再評価額をいう。以下同じ。）と同日後に支出した管理費その他必要な経費の額との合計額とする。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号一条繰上）

再評価基準  
取得した山林の取  
得価額等

② 第九条第一項第八号に規定する資産で資産再評価法の規定により再評価を行い又は行つたものとみなされ  
たものについては、第九条第一項第八号に規定する取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費は、当  
該資産の再評価額と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額と  
の合計額とする。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

山林、譲  
渡所得の計  
算損失の計

③ 山林所得又は譲渡所得を計算する場合において、損失があるかないかについては、前二項の規定にかかわ  
らず、左の各号に掲げる金額を基準とし、当該山林又は資産についての収入金額から伐採費又は譲渡に關す  
る経費を控除した金額が左の各号に掲げる金額に満たない場合におけるその差額を、その損失額とする。（同  
上）

一 財産税法第一条に規定する調査時期（以下調査時期という。）前に植林し若しくは取得した山林又は取  
得した第九条第一項第八号に規定する資産については、調査時期における当該山林の価額又は資産の価額  
（土地、家屋、借地法による借地権、借地法による借地権たるもの以外の地上権又は永小作権及び株式そ  
の他命令で定める資産の価額については、財産税法第三章の規定及びこれに基いて発する命令により計算  
した価額）と調査時期後に支出した管理費その他必要な経費又は設備費若しくは改良費との合計額

二 調査時期後昭和二十四年十二月三十一日までに植林し若しくは取得した山林又は取得した第九条第一項  
第八号に規定する資産については、その植林費若しくは取得費又は取得価額と管理費その他必要な経費又  
は設備費若しくは改良費との合計額

減価する  
資産の取  
得価額

〔規則〕 十二の十四、十二の十五  
第十条の六 第九条第一項第八号に規定する資産のうち、家屋その他使用又は保存に因る減り、等に因り減価  
するものの譲渡所得の計算については、命令の定めるところにより、その取得価額から当該資産の減価の価  
額を控除した金額をもつて、その取得価額とする。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六  
十三号一条繰上）

〔規則〕 十二の十六

第十一条 公債若しくは社債又は無記名の株式若しくは証券投資信託の受益証券について、その所有者以外の  
者が利子、配当又は収益の支払を受けるときは、利子所得及び配当所得の計算上、その所有者が支払を受け  
るものとみなす。但し、利子、配当又は収益の生ずる期間中にその所有者に異動があつたときは、最後の所  
有者を利子、配当又は収益の支払を受ける者とみなす。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第百  
九十八号改正）

第十二条の二 納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税義務者の経営する事業から所得  
を受ける場合においては、当該所得は、これを当該納税義務者の有する事業所得とみなす。この場合におい  
ては、第八条第一項の規定の適用については、当該親族は、当該納税義務者の経営する事業から所得を受け  
ていないものとみなす。（昭和二十六年法律第七十一号追加）

〔規則〕 七の四

第十三条の三 第一条第一項の規定に該当する個人が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗  
難に因り資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める資産を除く。以下本条において同  
じ。）について損失を受けた場合において、当該損失額（保険金、損害賠償金等に因り補てんされた金額を  
除く）が、その個人の総所得金額の十分の一を超過するときは、その超過額を、その個人の総所得金額か  
ら控除する。第一条第二項第一号の規定に該当する個人のこの法律の施行地にある資産に係るこれらの損害  
については、また同様とする。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

〔規則〕 十二の十七、十二の十九

所得税 所得税法 第二章 課税標準及び税率

公社債の  
元本、信託  
証券の受益  
証券の対  
する課税  
親族に  
る場合の  
業所得  
雑損控除



医療費控除

第十一条の四 第一条第一項の規定に該当する個人が自己又はその扶養親族に係る医療費又は歯科治療費（保険金、損害賠償金等に因り補てんされた金額を除く。以下医療費という）を支出した場合において、その支出した額が、その個人の総所得金額の十分の一を超過するときは、その超過額（その金額が十万円をこえる場合においては、十万円）を、その個人の総所得金額から控除する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

医療費の範囲

② 前項に規定する医療費の範囲は、命令でこれを定める。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

生命保険料控除

第十一条の五 第一条第一項の規定に該当する個人が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険人とする生命保険契約のために支払った保険料がある場合においては、その支払った保険料の金額（その金額が二万円をこえる場合においては、二万円）を、その個人の総所得金額から控除する。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

扶養控除

第十一条の六 第一条第一項の規定に該当する個人に扶養親族がある場合においては、扶養親族一人につき一万五千円を、その個人の総所得金額から控除する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

不具者控除

第十一条の七 第一条第一項の規定に該当する個人が不具者である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

老年者控除

第十一条の八 第一条第一項の規定に該当する個人が老年者である場合においては、一万五千円をその総所得

寡婦控除

金額から控除する。（昭和二十六年法律第六十三号追加）  
（規則） 十二の十八  
第十一条の九 第一条第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

勤労学生控除

（規則） 十二の十八  
第十一条の十 第一条第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

基礎控除

（規則） 十二の十八  
第十二条 第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人については、その総所得金額から三万円を控除する。（昭和二十三年法律第七十号、同二十六年法律第六十三号改正）

諸控除の順序

② 前八条及び前項の規定による控除の順序については、命令でこれを定める。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正第二項乃至第四項削除）

税率

第十三条 所得税は、前九条の規定による控除後の総所得金額（以下課税総所得金額という）を左の各級に区分して、逓次に各税率を適用して、これを課する。（昭和二十二年法律第四十二号、同二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正、第十三条の二及び第十三条の三削除）



変動所得の平均課税

第十四条 納税義務者の総所得金額のうち、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬、著作権の使用料に因る所得、退職所得、山林所得又は譲渡所得（以下変動所得と総称する。）があり、且つ、変動所得の金額の合計額が総所得金額の百分の二十五以上である場合においては、納税義務者の選択により、所得税の税額は、左の各号に掲げる税額の合計金額にすることができる。この場合において、その年において第十四条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同条第一項の規定による。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号第二項乃至第四項削除）

調整所得金額

一 第十一条の三乃至第十二条の規定による控除は、まず変動所得以外の所得（以下普通所得という。）の金額について、これをなし、なお不足額があるときは、これを変動所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の普通所得の金額と変動所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額又は控除後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額（以下調整所得金額と総称する。）に対し第十三条に規定する税率を適用して計算した税額

特別所得金額

二 前号に掲げる税額の調整所得金額に対する割合を変動所得の金額又は控除後の変動所得の金額の五分の一に相当する金額（以下特別所得金額という。）に乗じて計算した税額

〔規則〕 十三

変動所得がある場合の二年間の平均課税

第十四条の二 前条の規定による所得税の税額を計算する場合において、その変動所得が漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬若しくは著作権の使用料に因る所得であるとき又はその他の変動所得の金額が二十万円をこえるときは、その年の翌年から四年間の各年の所得税の税額は、第一号に掲げる税額（当該各年において前条の規定により所得税の税額を計算する場合には、当該税額と第二号に掲げる税額との合計額）から第三号に掲げる税額（当該各年の前年以前四年間に前条の規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該税額と第四号に掲げる税額との合計額）を控除した金額による。（昭和二十五年

第二次調整所得金額

法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

一 その年の翌年から四年間の各年の課税総所得金額（当該各年において前条の規定により所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額）に特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額、当該各年において総所得金額につき第十一条の三乃至第十二条の規定により控除をなしなお不足額がある場合においてはその不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除した金額、当該各年において第九条の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては当該控除後の金額につき第十一条の三乃至第十二条の規定による控除をなした金額又は当該各年において純損失の金額がある場合においては当該純損失の金額のうち変動所得の計算上の損失の部分の金額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除し、なお特別所得金額の四分の一に相当する金額に残留があるときは当該純損失の金額のうち普通所得の計算上の損失の部分の金額を控除した後の金額につき第九条の二第一項後段若しくは第三項後段及び第十一条の三乃至第十二条の規定による控除をなした金額（以下第二次調整所得金額と総称する。）に第十三条に規定する税率を適用して計算した税額

二 当該各年において前条の規定により所得税の税額を計算する場合には、前号に掲げる税額の第二次調整所得金額に対する割合をその年の特別所得金額に乗じて計算した金額

三 前条第二号の税額の四分の一に相当する税額

四 当該各年の前年以前四年間に前条の規定により所得税の税額を計算する他の年がある場合においては、当該他の年についての第二号に掲げる税額の四分の一に相当する税額

② 前条の規定により所得税の税額を計算する場合には、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるときは、その年の翌年から四年間



の各年の所得税の税額については、納税義務者の選択により、前項の規定によることができる。(同上第三項乃至第五項削除)

〔規則〕 十三

課税総所得額四万四千円以下に對する者  
所得税額(簡易税額)表

第十五条 第一條第一項又は第二條第一號の規定に該當する個人で、課税総所得金額(第十四條の規定により所得税の税額を計算する場合においては調整所得金額、第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては第二次調整所得金額、以下本條において同じ)が四十四万四千円以下のものに課すべき所得税の税額(第十四條の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同條第一號及び第十四條の二第一項第一號の税額)は、第十一條の三乃至第十三條、第十四條第一號及び第十四條の二第一項第一號の規定により計算した金額によらず、課税総所得金額に應じ、別表第一に定める金額による。(昭和二十二年法律第四百二十二號、同二十三年法律第七十號、同二十五年法律第七十一號、同二十六年法律第六十三號改正第二項削除)

配當所得に對する控除

第十五條の二 総所得金額のうち、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から受ける配當所得(利息の配當を除く)があるときは、その者の総所得金額につき第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額(前條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額)から、當該配當所得の百分の二十五(証券投資信託の収益の分配に因る配當所得については、百分の十五)に相當する金額を控除する。但し、その控除すべき金額が當該所得税額をこえる場合においては、當該所得税額に相當する金額を控除するものとする。(昭和二十五年法律第七十一號追加、同二十六年法律第九十八號改正但書追加)

確定申告書の提出を要しない者の税額

第十六條 第二十六條第一項の規定による確定申告書を提出する義務がない者又は第二十六條第二項の規定により確定申告書の提出を必要としない者に課すべき所得税の税額は、第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した金額又は第十五條の規定による所得税額によらず、第三十七條、第三十八條第一項、第四十條又は第四十二條の規定により徴収すべき税額の合計金額による。但し、確定申告書又は第二十六條の二の規定による損失申告書の提出があつた場合においては、この限りでない。(昭和二十五年法律第七十一號)

制限納税義務者(個人)に對する特別税率

同二十六年法律第六十三號改正)  
第十七條 第一條第二項の規定に該當する個人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得、利息の配當若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配當所得、給与所得又は退職所得については、第九條第一項第一號、第二號、第五號及び第六號並びに第十三條乃至第十四條の二の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受くべき金額(無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の配當並びに無記名受益証券につき受ける収益の分配については、支払を受けた金額)に對し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。(昭和二十三年法律第七十號、同二十五年法律第七十一號、同二十六年法律第九十八號改正)

制限納税義務者(法人)に對する特別税率

第十八條 法人が、この法律の施行地において支払を受ける利子所得又は利息の配當若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配當所得については、第九條第一項第一號及び第二號並びに第十三條の規定にかかわらず、その支払を受くべき金額(無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の配當並びに無記名受益証券につき受ける収益の分配については、支払を受けた金額)に對し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。(昭和二十三年法律第七十號、同二十五年法律第七十一號、同二十六年法律第九十八號改正)

信託利益に對する所得税の控除

第十九條 信託会社が、その引き受けた合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について納付した所得税額は、これを控除する。(昭和二十六年法律第九十八號改正)  
第二十條 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について納付した所得税額は、當該合同運用信託又は証券投資信託の利益の計算上、當該利益に、これを加算する。  
〔規則〕 十四  
〔細則〕 三五

免稅所得 第二十條 命令で指定する重要物産の製造、採掘又は採取を業とする個人には、命令の定めるところにより、開業の年及びその翌年から三年間は、その業務から生じた所得に對する所得税を免除する。

第二十條 命令で指定する重要物産の製造、採掘又は採取を業とする個人が、その設備を増設したときは、命令の定めるところにより、設備を増設した年及びその翌年から三年間は、その増設した設備による物産の製造、採掘又は採取



税

取の業務から生じた所得に対する所得税を免除する。

〔規則〕 十五、十六、十七、十八、十九、二十三

第三章 申告

第一節 予定申告

七月予定申告

第二十一条 第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、毎年七月一日においてその年中における総所得金額が三万円を超えると見積られるときは、毎年七月一日から同月三十一日まで命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を七月予定申告書という。）（昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正第八号追加）

一 その年分の総所得金額及び課税総所得金額の見積額

二 第十四条の規定により所得税の税額を計算する場においては、その年分の調整所得金額及び特別所得金額の見積額又は第十四条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場においては、その年分の第二次調整所得金額及び特別所得金額の見積額

三 前号に該当する場を除く外、第一号に規定する課税総所得金額につき第十三条の規定により計算した所得税額（第十五条の規定の適用がある場においては、同条の規定による所得税額）の見積額

四 第十四条の規定により所得税の税額を計算する場においては、同条第一号及び第二号に掲げる税額の見積額並びにその合計額

五 第十四条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場においては、同条第一項第一号乃至第四号に掲げる税額及び同項の規定により計算した所得税額の見積額

六 その年分の第三十七条、第三十八条第一項、第四十条又は第四十二条の規定により徴収される所得税額

及び当該税額の計算の基礎となる所得金額の見積額

七 第三号乃至第五号に規定する税額の見積額から前号に規定する徴収税額の見積額を控除した金額

八 第九条の二第一項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額又は同条第三項の規定によりその年中において控除しようとする純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額

九 第十一条の三乃至第十二条又は第十五条の二の規定による控除に関する事項

提出を要しない場合

② 左の各号に該当する場においては、前項の規定にかかわらず、七月予定申告書の提出を要しない。（昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

一 一の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合であつて、その年中における給与所得の収入金額が五十万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たないと見積られる場合

二 二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合であつて、その年中における給与所得の収入金額が十五万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たないと見積られる場合

三 退職所得を有する場合であつて、その年中における給与所得及び退職所得の収入金額の合計金額が十五万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額（一の支払者から給与所得及び退職所得の支払を受け、退職所得の支払を受けた後その年中においてこれらの所得の支払を受けることがない場合においては、当該退職所得の金額が二十万円）以下で、且つ、その他の所得の金額が一



提出を要しない農業者の場合

万円に満たないと見積られる場合

③ 第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人で、米、麦、たばこ、果実、野菜又は花の栽培、養蚕その他これらに類する事業で命令で定めるものから生ずる所得（以下本項において農業所得という。）の金額が毎年六月一日の現況によれば総所得金額の十分の七に相当する金額をこえると見積られる者は、同日においてその年九月一日以後において生ずる農業所得の金額がその年中における農業所得の金額の十分の七をこえると見積られる場合においては、その年七月一日において総所得金額が三万円をこえると見積られるときにおいても、第一項の規定にかかわらず、七月予定申告書を提出することを要しない。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

④ 七月予定申告書に記載すべき総所得金額、調整所得金額、特別所得金額、第二次調整所得金額及び所得税額の見積額並びに第一項第九号に規定する控除に関する事項は、毎年七月一日の現況による。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正一号線下、第四項乃至第六項削除）

前年実績に満たない所得を認めようとする承認申請書の提出

第二十一条の二 納税義務者に前年分について第二十六条第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた場合（第九条の二第一項又は第三項の規定による純損失の金額又は第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額の控除をなさないで当該年の総所得金額を計算したならば、当該年において第二十六条第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた場合を含む。以下第四十四条において同じ。）においてその年分の総所得金額の見積額（その年において第九条の二第一項又は第三項の規定により損失の額を控除する場合においては、控除をなさないで計算したその年分の総所得金額の見積額、第十一条の三又は第十一条の四の規定による控除をなす場合においては、その年分の総所得金額の見積額から当該控除をなした後の金額）以下本条において同じ。が前年分の総所得金額（前年において第九条の二第一項又

承認申請書の提出

は第三項の規定により損失の額を控除した場合においては、控除をなさないで計算した当該年分の総所得金額以下本条において同じ。）に満たないときは、納税義務者は、政府の承認を受けた場合に限り、第八項の規定により政府の認めた又は定めたその年分の総所得金額の見積額を基礎として、前条の規定による申告書を提出すること（第八項の規定により政府の認めた又は定めたその年分の総所得金額の見積額を基礎として、前条の規定による申告書を提出すること）が、これを提出しないこと）ができる。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正第二十一条の二削除一条線の上）

総所得金額の見積額の基礎日

④ 第二項の規定により政府に申請する場合においては、その年分の総所得金額の見積額は、毎年六月一日の現況による。但し、同日後六月三十日までを生じた事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換、失業、震災、風水害その他これらに類する災害若しくは盗難に因る損害又は医療費の支出に因り、その年分の総所得金額の見積額が変動した場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、その旨を政府に届け出たときに限り、その変動に係る見積額を算入することができる。この場合においては、納税義務者は、命令の定めるところにより、第二項の規定により申請書に附記した見積額を訂正するための書類を提出しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）



前年分の  
総所得金  
額の計算  
の基準日

前年実績  
以下の前  
年申告の  
承認を承  
認する場合

- ⑤ 第二項の規定により政府に申請する場合には、前年分の総所得金額は、その年六月一日の現況による。但し、同日後前条の規定による申告書の提出期限までに、当該金額が減少することとなつた場合には、その減少した額によることを妨げない。(同上)
- ⑥ 第二項の規定による申請があつた場合において、その申請があつた日後前条の規定による申告書の提出期限までに、前年分の総所得金額が、第二項の規定により申請書に附記したその年分の総所得金額の見積額以下に減少することとなつたときは、同項の規定による申請書の提出又は当該申請書に係る政府の処分は、なかつたものとみなす。(昭和二十五年法律第七十一号追加)
- ⑦ 政府は、第二項の申請があつた場合において、左の各号の二に該当するときは、納税義務者に対し、承認を与えなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)
  - 一 その年六月一日(第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日)までにおいて、事業の全部若しくは一部の廃止、休止若しくは転換又は失業に因りその年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し減少すると認められるとき
  - 二 その年六月一日(第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日)までにおいて、震災、風水害、火災その他これらに類する災害若しくは盗難に因り資産(商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他命令で定める資産を除く。)について受けた損害又は医療費の支出に因りその年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し減少すると認められるとき
  - 三 前二号に掲げる場合を除く外、その年六月一日の現況において、その年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額に比し十分の二以上減少すると認められるとき

処分

処分の通  
知

前年実績  
所得によ  
る申告の  
内容及び  
その見積  
額を承認  
する場合

公 告

調整比率  
の決定

- ⑧ 政府は、第二項の規定による申請に対し承認をなす場合において、その調査により、同項の規定により納税義務者が申請書に附記したその年分の総所得金額の見積額を認め、又はその年分の総所得金額の見積額を定めることができる。(昭和二十五年法律第七十一号追加)
- ⑨ 政府は、第二項の規定による申請があつた場合において、承認若しくは却下の処分をなしたとき又は前項の規定によりその年分の総所得金額の見積額を定めたときは、その申請をなした者にこれを通知する。(同上)
- ⑩ 第一項に規定する場合において、納税義務者が、政府の承認を受けず、前年分の総所得金額に満たない額その年分の総所得金額の見積額を基礎として前条の規定による申告書を提出し又はこれらの申告書を提出しなかつたときは、これらの申告書の提出期限に、前年分の総所得金額に相当する額その年分の総所得金額の見積額を基礎とした前条の規定による申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、政府は、前年分の総所得金額に相当する額その年分の総所得金額の見積額を基礎として計算した所得税額の見積額を納税義務者に通知する。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)
- ⑪ 第十条の三第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。(同上)
- ⑫ 第一項乃至第十項の総所得金額又はその額の見積額には、退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得の金額又はこれらの金額の見積額を含まないものとする。(昭和二十五年法律第七十一号追加)
- ⑬ 政府は、別に法律で定めるところにより、物価変動の状況等を勘案して必要があると認める場合においては、前年分の総所得金額に乘すべき調整比率を定めることができる。この場合においては、第一項、第六項、第七項及び第十項中「前年分の総所得金額」とあるのは、「前年分の総所得金額に調整比率を乗じた額」とし、前項の規定の適用については、前年分の総所得金額から退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得の金額を控除した金額に調整比率を乗じた額による。(同上)



十一月予  
定申告書

修正予  
定申告書

④ 第一項又は第十項の場合において、その年分の総所得金額の見積額を基礎とする所得税額の計算について必要な事項は、命令でこれに定める。(同上)

〔規則〕 十二の十六、十九の四、十九の五、十九の六、四十九

第二十二條 第一條第一項又は第二項第一號の規定に該当する個人は、毎年十一月一日において左の各号の一に該当する場合においては、その年十一月一日から同月三十日まで、命令の定めるところにより、第二十一條第一項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。この申告書を十一月予定申告書という。(昭和二十五年法律第七十一號追加、同二十六年法律第六十三號改正、第二十二條削除本條繰上)

一 第二十一條第三項の規定により七月予定申告書を提出しない場合であつて、その年中における総所得金額が三万円をこえらるる場合

二 毎年七月二日から十一月一日までの間にあらたにその年中における総所得金額が三万円をこえらるる見積られるにいたつた場合

② 第二十一條第四項の規定は、十一月予定申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、同項中「七月一日」とあるのは、「十一月一日」と読み替へるものとする。(昭和二十五年法律第七十一號追加、同二十六年法律第六十三號改正)

③ 第二十一條の二の規定は、第一項第一號の規定により十一月予定申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、同條第四項、第五項及び第七項中「六月一日」とあるのは、「十月一日」と、「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」と読み替へるものとする。(同上)

〔規則〕 十九の七

第二十三條 七月予定申告書を提出した者(第二十一條の二第十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者を含む。以下本條及び第三十條において同じ)は、その年十一月一日における総所得金額又は所得

得税額の見積額が当該申告書に記載された総所得金額の見積額(第二十一條の二第十項に規定する前年分の総所得金額に相当する額)のその年分の総所得金額の見積額を含む。以下本條において同じ。又は所得税額の見積額(第二十一條の二第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額を含む)に比し、増加することとなつた場合においては、その年十一月一日から同月三十日までの間に、命令の定めるところにより、第二十一條第一項各号に規定する事項のうち異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出することができる。(この申告書を修正予定申告書という。)(昭和二十五年法律第七十一號、同二十六年法律第六十三號改正)

更正の請  
求

② 七月予定申告書を提出した者は、その年十一月一日における総所得金額の見積額又は第二十一條第一項第七号に規定する金額(以下予定納税額という)が、当該申告書に記載された総所得金額の見積額又は予定納税額(第二十一條の二第十項の規定により通知を受けた所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む。以下同じ)に比し、減少することとなつた場合においては、その年十一月一日から同月三十日までの間に、政府に対し、総所得金額の見積額又は予定納税額の更正の請求をなすことができる。(昭和二十五年法律第七十一號、同二十六年法律第六十三號改正第二項削除一項繰上)

③ 第二十一條の二第二項、第三項及び第七項の規定は、前項の規定による更正の請求をなす場合及び当該請求があつた場合について、これを準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「総所得金額の見積額」とあるのは「総所得金額の見積額又は予定納税額」と、「申請書」とあるのは「請求書」と、同條第七項中「六月一日(第四項但書の規定により届出があつた場合においては、その届出があつた事項については、その年六月三十日)」又は「六月一日」とあるのは「十一月一日」と、「その年分の総所得金額の見積額が前年分の総所得金額」とあるのは「その年分の総所得金額の見積額又は予定納税額が当該更正の請求の目的となつた総所得金額又は予定納税額」と読み替へるものとする。(同上第四項削除二項繰上)



処分の通知

④ 政府は、第二項の請求があつた場合において、その請求に係る額の全部又は一部の更正をなしたときは、その旨及びその更正をなした額を、その請求の理由がないと認めるときは、その旨をその請求をなした者に通知する。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正二項削除)

公告

⑤ 第十条の三第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

徴収の不猶予

⑥ 第二項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。(同上)

⑦ 第二十一条第四項の規定は、第一項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、同条第四項中「七月一日」とあるのは、「十一月一日」と読み替へるものとする。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年第六十三号改正)

〔規則〕 二十、四十九

申告書等の提出期限の延長

第二十四条 通信、交通その他の状況により、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところにより、第二十一条乃至前条の規定による申告書、申請書又は請求書の提出期限を延長することができる。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

〔規則〕 二十一

繰越控除、扶養控除等の申告

第二十五条 第九条の二、第十一条の三乃至第十一条の十又は第十五条の二の控除に関する規定は、七月予定申告書又は十一月予定申告書に、第二十一条第八号又は第九号の規定による控除に関する事項の記載がない場合においては、これを適用しない。但し、第十一条の三又は第十一条の四の規定に該当して第二十三条第二項の規定による更正の請求をなし、当該請求に因り第十一条の三又は第十一条の四の規定による控除をなす場合及び命令で定める場合は、この限りでない。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

〔規則〕 二十二

第二節 確定申告

確定申告

第二十六条 第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、その年中における総所得金額が三万円を超えるときは、翌年二月一日から同月末日までに、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。(この申告書を確定申告書という。予定納税額の申告をなした者(第二十一条の二第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。若しくはその決定を受けた者又は第十四条の二第二項若しくは第二項の規定の適用がある者のその年中における総所得金額が三万円以下の金額又は零である場合(第二十六条の二の規定による損失申告書を提出する場合を除く。))も、また同様とする。(昭和二十二年法律第四百十二号、同二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

一 その年分の総所得金額及び課税総所得金額

二 第十四条の規定により所得税の税額を計算する場合においては、その年分の調整所得金額及び特別所得金額又は第十四条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合においては、その年分の第二次調整所得金額及び特別所得金額

三 前号に該当する場合を除く外、第一号に規定する課税総所得金額につき第十三条の規定により計算した所得税額(第十五条の規定の適用がある場合においては、同条の規定による所得税額)

四 第十四条の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同条第一号及び第二号に掲げる税額並びにその合計額

五 第十四条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、同条第一項第一号乃至第四号に掲げる税額及び同項の規定により計算した所得税額



- 六 第一号に規定する総所得金額及び課税総所得金額、第二号に規定する調整所得金額、第二次調整所得金額又は特別所得金額並びに第三号乃至前号に規定する所得税額の計算の基礎
  - 七 所得の基因たる資産若しくは事業の所在地又は所得の生ずる場所
  - 八 その年中における所得につき第三十七条、第三十八条第一項、第四十条又は第四十二条の規定により徴収された又は徴収さるべき所得税額
  - 九 その年中における所得につき第三十条、第三十一条、第三十三条又は第四十五条の規定により納付した又は納付すべき所得税額（第五十五条第一項に規定する利子税額を除く。）
  - 十 前二号の所得税額の合計金額が第三号乃至第五号に規定する所得税額に比し過不足がある場合におけるその超過額又は不足額
  - 十一 第九条の二第一項の規定によりその年中において控除する純損失の金額又は同条第三項の規定によりその年中において控除する純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額
  - 十二 第十一条の三乃至第十二条又は第十五条の二の規定による控除に関する事項
- ② 左の各号の一に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、確定申告書の提出を要しない。但し、前項後段に規定する場合及び命令で定める場合は、この限りでない。（同上）
- 一 一の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合であつて、その年中における給与所得の収入金額が五十万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たない場合
  - 二 二以上の給与の支払者から給与所得の支払を受ける場合であつて、その年中における給与所得の収入金額が十五万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、額が十五万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額とが二十万円以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たない場合
  - 三 退職所得を有する場合であつて、その年中における給与所得及び退職所得の収入金額の合計金額が十五万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額（一の支払者から給与所得及び退職所得の支払を受け、退職所得の支払を受けた後、その年中においてこれらの所得を受けることがない場合においては、当該退職所得の金額が二十万円）以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円に満たない場合
  - ③ 第三十八条第一項の規定により税金を徴収された者は、確定申告書には、第六十二条の規定により交付せらるべき源泉徴収票を添付しなければならない。
  - ④ 確定申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出前に死亡した場合には、命令の定めるところにより、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）は、当該申告書を提出しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号改正）
  - ⑤ 第二十四条の規定は、確定申告書を提出する場合について、これを準用する。（昭和二十六年法律第六十三号改正）

相続人の  
提出義務

損失申告

- 〔規則〕 二十一、二十二、二十三、二十三の二、二十四、二十四の二、二十五、二十六、三十三
- 第二十六条の二 第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、その年中において純損失の金額がある場合又はその年中の総所得金額が三万円以下の場合若しくは零である場合（第九条の二第一項又は第三項の規定により控除することのできる前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合であつて、当該損失の額を控除したため、その年中の総所得金額が三万円以下の場合又は零である場合を含む。以下本条において同じ。）であつて、その年中において第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、且つ、当該金額が当該総所得金額をこえる場合に



おいては、翌年二月一日から同月末日までに、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(この申告書を損失申告書という。)(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正、第二十六条の二削除一条線上)

- 一 その年の純損失の金額又は第十一条の規定により控除を認められる損失の金額
- 二 前年以前三年間に生じた純損失の金額又は第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額でその年の前年までに第九条の二第二項又は第三項の規定により控除していないもの
- 三 前号の純損失の金額を控除しないで計算したその年の総所得金額及び第九条の二第二項又は第三項の規定によりその年中において控除される純損失の金額
- 四 第一号又は第二号の第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合におけるその年の総所得金額及び第九条の二第三項の規定によりその年中において控除する第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額
- 五 第一号及び第二号の純損失の金額又は第十二条の三の規定により控除を認められる損失の金額並びに第二号の総所得金額の計算の基礎
- 六 純損失、第十一条の三の規定により控除を認められる損失若しくは所得に係る資産若しくは事業の所在地又は純損失、第十一条の三の規定により控除を認められる損失若しくは所得の生じた場所
- 七 第二十六条第一項第八号又は第九号に掲げる所得税額がある場合においては、当該所得税額
- 八 当該納税義務者についての第十一条の四乃至第十二条の規定による控除に関する事項
- ③ 第十四条の二第二項又は第二項の規定の適用がある者は、その年中において純損失の金額がある場合又はその年中の総所得金額が三万円以下の場合若しくは零である場合であつて、その年中において第十一条の三

得を有する者の損失申告書の提出義務

青色申告の承認

の規定により控除を認められる損失の金額があり、且つ、当該金額が当該総所得金額をこえる場合においては、前項の規定に準じて、損失申告書を提出しなければならない。この場合においては、申告書には、前項各号に掲げる事項の外、第十四条の二第一項第一号に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額及び第二次調整所得金額を記載しなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

③ 前条第四項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。(同上)  
〔規則〕 二十二、二十三の二、二十六の二

第二十六条の三 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人は、政府の承認を受けた場合においては、前二条の規定により提出する確定申告書又は損失申告書は、青色の申告書にすることができ。(この申告書を青色申告書という。)(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正一条線上)

② 前項の規定による政府の承認を受けようとする個人は、その事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得の計算に備えて備え付ける帳簿書類については、命令の定めるところによらなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

③ 青色申告書には、命令の定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他所得又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。(同上)

④ 第二項の規定により青色申告書の提出につき政府の承認を受けようとする個人は、その年分以後につき青色申告書を提出しようとする年の前年十二月三十一日まで(その年の中途においてあらたに事業を開始した場合においては、当該事業開始の日から一箇月以内)に、命令の定めるところにより、当該所得について青色申告書を提出しようとする所得を定め、申請書を政府に提出しなければならない。(昭和二十五年法律第七

申請書の提出



十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

⑤ 政府は、前項の規定による申請に対し承認をなす場合において、必要があると認めるときは、第二項に規定する帳簿書類について必要な指示をなすことができる。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

申請の却下  
⑥ 政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、当該個人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないものであると認められるとき若しくは当該帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠べいし若しくは仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体についてその真实性を疑うに足りる不実の事実があると認められる相当の事由があるとき又はその申請書が第八項の規定による取消の通知を受けた日から一箇年以内に提出されたものであるときは、当該申請を却下することができる。(同上)

みなし承認  
⑦ 第四項の規定による申請書の提出があつた場合において、その年分以後につき青色申告書を提出しようとする年の十二月三十一日までに、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

承認の取消  
⑧ 青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた個人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないと認められるとき若しくは第五項の規定による指示に反していると認められるとき又は当該帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠べいし若しくは仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体についてその真实性を疑うに足りる不実の事実があると認められる相当の事由があるときは、政府は、その事実があつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すことができる。この場合においては、その事実があつた時以後提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

処分の通知  
⑨ 政府は、第四項の規定による申請があつた場合において承認若しくは却下の処分をなしたとき又は前項の

知  
規定による承認の取消の処分をなしたときは、申請をなした者又は承認を受けていた者に、これを通知する。

公 告  
⑩ 第十条の三第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

修正確定申告書、修正損失申告書  
〔規則〕 二十六の三、二十六の四、二十六の五、四十九  
〔細則〕 九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九

第二十七条 確定申告書又は損失申告書を提出した者は、当該申告書に記載された第二十六条第一項第十号に規定する過不足額について不足額が過少である場合若しくは超過額が過大である場合又は第二十六条の第二項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一号の三の規定により控除を認められる損失の金額が過大である場合若しくは第二十六条の第二項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過少である場合においては、当該申告書について第四十六条第七項の規定による更正の通知があるまでは、命令の定めるところにより、第二十六条第一項各号又は第二十六条の二第一項各号に掲げる事項のうち、修正すべきものその他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(これらの申告書をそれぞれ修正確定申告書又は修正損失申告書という。)(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

② 損失申告書を提出した者は、その年中に総所得金額があること又は当該申告書に記載された第二十六条の二第一項第三号若しくは第四号に規定する総所得金額が過少であることにより確定申告書を提出すべきであつた場合においては、当該申告書について第四十六条第七項の規定による更正の通知があるまでは、命令の定めるところにより、修正確定申告書を、政府に提出することができる。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

③ 前二項の規定は、第四十六条の規定による更正又は決定を受けた者の当該更正若しくは決定に係る第二十六条第一項第十号に規定する過不足額について、不足額が過少である場合若しくは超過額が過大である場合



又は当該更正に係る第二十六条の二第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額が過大である場合、当該更正に係る同項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過少である場合若しくは当該更正に係る同項第三号若しくは第四号に規定する総所得金額が過少であることに因り確定申告書を提出すべきであつた場合について、これを準用する。(同上)

青色申告の修正申告

④ 前三項の場合において、前に提出した申告書が青色であるときは、修正確定申告書又は修正損失申告書は、青色申告書によらなければならない。この場合において、前条第八項後段の規定により前に提出した申告書が青色申告書以外の申告書とみなされるときは、青色申告書による修正確定申告書又は修正損失申告書は、青色申告書以外の申告書とみなす。(同上)

⑤ 第一項の規定は、第三十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により所得税額の還付の請求をなした者の当該請求の基礎となつた純損失の金額が過大である場合又は当該純損失の金額について第四十六条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により更正を受けた場合における当該更正後の純損失の金額が過大である場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

更正の請求

⑥ 確定申告書又は損失申告書を提出した者は、当該申告書に記載された第二十六条第一項第十号に規定する過不足額について不足額が過大である場合若しくは超過額が過小である場合又は第二十六条の二第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額が過少である場合若しくは第二十六条の二第一項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過大である場合においては、当該申告書の提出期限後一箇月間を限り、政府に対し、第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額又は第二十六条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号に規定する損失の額の更正の請求をなす

相続人の提出義務

⑦ 第二十三条第四項乃至第六項の規定は、前項の請求があつた場合について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

⑧ 第二十六条第四項の規定は、修正確定申告書若しくは修正損失申告書を提出すべき者又は第六項の規定による更正の請求をなし得る者が、当該申告書の提出又は更正の請求前に死亡した場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

〔規則〕 二十五、二十七、二十八、四十九

扶養控除等の申告

第二十八条 第十一条の三乃至第十一条の十又は第十五条の二の控除に関する規定は、確定申告書又は損失申告書に第二十六条第一項第十二号又は第二十六条の二第一項第八号に規定する控除に関する事項の記載がない場合においては、これを適用しない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

繰越控除の申告

第二十八条の二 第九条の二第一項又は第三項の控除に関する規定は、その控除しようとする年分の確定申告書に第二十六条第一項第十一号に規定する事項の記載がない場合又は損失申告書に第二十六条の二第一項第二号乃至第四号に規定する事項の記載がない場合においては、これを適用しない。前条但書の規定は、この場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

準確定申告(納税義務者年中途で死亡した場合)

第二十九条 年中途において死亡した者のその年一月一日以後死亡の時までの総所得金額又は純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額について、第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項の規定に該当するときは、命令の定めるところにより、相続人は、第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項の規定に準じ、必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)



準確定申告者に納税義務を有する居住者たる個人は、第六十六条に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合において、その年一月一日以後その住所及び居所を有しないこととなる日までの総所得金額又は純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の額について、第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項の規定に該当するときは、命令の定めるところにより、その住所及び居所を有しないこととなる当時の現況により第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項の規定に準じ必要な事項を記載した申告書を、その住所及び居所を有しないこととなる日までに、政府に提出しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

② 第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、第六十六条に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合において、その年一月一日以後その住所及び居所を有しないこととなる日までの総所得金額又は純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の額について、第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項の規定に該当するときは、命令の定めるところにより、その住所及び居所を有しないこととなる当時の現況により第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項の規定に準じ必要な事項を記載した申告書を、その住所及び居所を有しないこととなる日までに、政府に提出しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

③ 第二十六条の三の規定は、第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。この場合において、第二十六条の三第七項中「その年分につき青色申告書を提出しようとする年の十二月三十一日」とあるのは、「死亡の日又は住所及び居所を有しないこととなる日」と読み替えるものとする。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正第三項及び第四項削除二項繰上）

④ 第二十七条の規定は、第一項又は第二項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号二項繰上）

⑤ 第一項又は第二項の場合において、第九条の二、第十一条の三乃至第十一条の十又は第十五条の二の控除に関する規定の適用その他に關し必要な事項は、命令でこれを定める。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正二項繰上）

〔規則〕 二十五、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十六、三十七、三十八、四十九

第四章 納付

第一節 申告納税及び還付

申告納税の納期及び納額

第三十条 七月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、左の三期において、政府に納付しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正第一項削除、一項繰上）

第一期 その年七月一日から同月三十一日限

第二期 その年十一月一日から同月三十日限

第三期 翌年二月一日から同月末日限

② 十一月予定申告書を提出した者（第二十二條第三項において準用する第二十一条の二第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。）は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、前項に規定する第二期及び第三期において、政府に納付しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正一項繰上）

〔規則〕 三十二

〔規則〕 二十

修正予定申告書の納税額及び納期

第三十一条 修正予定申告書を提出した者の第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、前条第一項の規定による当該納期分の所得税額につき、修正予定申告書に記載された予定納税額と七月予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算した金額による。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

〔規則〕 三十二

〔規則〕 二十

確定申告の納税

第三十二条 確定申告書を提出した者は、予定納税額の申告をなし又はその決定を受けた者であるときは、第三項の規定にかかわらず、前三條及び第四十五條の規定による第三期分の所得税額に代え、当該税額につき第二十六条第一項第十号に規定する金額を加算又は減算した金額に相当する税額の所得税を、その他の者て



あるときは、同号に規定する金額に相当する税額の所得税を、第三期において政府に納付しなければならない。〔昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正〕

② 第二十六条第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、被相続人のなした申告又は被相続人の受けた決定は、相続人のなした申告又はその受けた決定とみなす。この場合においては、同項中「第三期において」とあるのは、「命令で定めるところにより、命令で定める期間内に」と読み替えるものとする。〔昭和二十三年法律第四百二十二号、同二十五年法律第七十一号改正〕

③ 予定納税額の申告をなした者（第二十一条の第十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者を含む。）又はその決定を受けた者が確定申告書又は損失申告書を、その提出期限までに提出しなかつたときは、その者は、前二条及び第四十五条の規定による第三期分の税額の所得税を第三期において納付しなければならない。〔昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正〕

修正確定申告書の納税

④ 修正確定申告書を提出した者は、当該修正に因り増加した所得税額（第二十七条第二項の場合においては、修正確定申告書の提出に因り納付すべきこととなつた所得税額 以下同じ。）を、当該申告書の提出の日に、政府に納付しなければならない。〔昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正〕

過大還付を受けた者の納税

⑤ 第三十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第三十六条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により所得税額の還付の請求をなし、所得税額の還付を受けた者が、当該請求の基礎となつた純損失の金額について第二十七条第五項において準用する同条第一項の規定による申告書を提出した場合又は第三十六条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書に不足額が過大であること（第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書の提出の日に、その還付を受けた所得税額のうち、当該申告に因り過大となつた税額（第三十六条第六項（第三十六条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により加算される金額のうち当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。）を、

政府に納付しなければならない。〔昭和二十五年法律第七十一号追加〕  
〔規則〕 三十二、三十三  
〔細則〕 二十

申告期限の延長の場合の納税

第三十三条 第二十四条（第二十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長があつた場合においては、その延長された期間内に納税が定められていた税額については、その納期限が当該提出期限まで延長されたものとみなす。〔昭和二十五年法律第七十一号改正〕

期限後の申告の場合の適用

② 七月予定申告書、十一月予定申告書、修正予定申告書、確定申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限後又は申告をなすべき日後に当該申告書を提出した者（第二十一条の第十項（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）以下本条において同じ。）の規定により申告書を提出したものとみなされた者を除く。の所得税については、命令の定めるところにより、当該申告書の提出の日に、これを政府に納付しなければならない。〔昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正〕

③ 第九条の二、第十一条の三乃至第十一条の十、第十四条、第十五条の二、第三十六条及び第三十六条の二の規定は、前項の場合及び損失申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合においては、これを適用しない。但し、申告書の提出期限内に提出がなかつたことについて、これを提出した者に正当な事由があると認められる場合においては、この限りでない。〔昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正〕

④ 第二十一条の第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者が、七月予定申告書又は十一月予定申告書の提出期限後七月予定申告書又は十一月予定申告書（第二十二条第一項第一号の規定により提出する場合に限る。）を提出した場合における当該申告書の提出に因り増加した所得税額については、命令の定めるところにより、当該申告書提出の日に、これを政府に納付しなければならない。〔同上〕  
〔規則〕 三十二、三十六



準確定申告の納税

〔細則〕 二十

第三十四条 第二十九条第一項の規定による申告書を提出した者は、命令の定めるところにより、被相続人の納付すべき所得税額のうち、また被相続人が納付していない税額の所得税を、政府に納付しなければならない。

② 第二十九条第二項の規定による申告書を提出した者は、命令の定めるところにより、その納付すべき所得税額のうち、まだ納付していない税額の所得税を、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日までに、政府に納付しなければならない。

③ 第三十二条第四項及び第五項の規定は、第二十九条第四項において準用する第二十七条第一項乃至第三項又は第五項の規定により修正に係る申告書を提出した場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

〔規則〕 三十二、三十六、三十七、三十八

〔細則〕 二十

督促

第三十五条 納税義務者が、前五条に規定する所得税を期限内に完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。

公売制限

② 第一期及び第二期において納付すべき所得税については、国税徴収法第三章の規定により滞納処分を行う場合においても、確定申告書又は損失申告書の提出期限までは、同法第二十四条の規定による公売は、これをなすことができない。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

損失の繰戻

第三十六条 青色申告書を提出する個人は、その年に純損失の金額がある場合においては、青色申告書の提出と同時に、その前年分の課税総所得金額(第十四条の規定により、所得税の税額を計算する場合においては、調整所得金額、第十四条の第二項又は第二項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額以下本条において同じ)に対し第十三条乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額(第十五条の規

定の適用がある場合においては、同条の規定による所得税額 以下本条において同じ。)と当該課税総所得金額から純損失の金額の全部又は一部を控除して第十三条乃至第十四条の二の規定により計算した所得税額との差額に相当する所得税額について、命令の定めるところにより、政府に対し、還付の請求をなすことができる。但し、その前年において青色申告書を提出している場合に限る。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

② 前項の所得税額の還付の請求をなす個人は、純損失の金額を生じた年の前年分の課税総所得金額及び所得税額並びに控除を受けようとする純損失の金額その他命令で定める事項を記載した書類を、政府に提出しなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

③ 政府は、第一項の所得税額の還付の請求があつた場合においては、当該請求の基礎となつた純損失の金額その他必要な事項について調査し(当該調査に基き必要があると認める場合においては、更正をなし)、当該請求をなした個人に対し、当該請求に係る金額の全部を還付し、当該金額の一部を還付する旨を通知してこれを還付し又は請求の理由がない旨を通知する。(同上)

公 告

④ 第十条の三第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

⑤ 前四項の規定は、第一項の規定により所得税額の還付の請求をなし得る者が、当該請求前に死亡した場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

還付加算金

⑥ 政府は、第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定により還付をなす場合においては、当該所得税額の還付の請求と同時に提出された損失申告書の提出期限の翌日から五箇月を経過した日から、当該金額の還付のため支出をなす日又は第七項の規定により充当をなす日までの期間に應じ、当該金額に第五十五条第一項の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。(同上)

還付金の

⑦ 第三項(第五項において準用する場合を含む。)の規定により金額(前項の規定により加算すべき金額を



變動所得の平均課税を受ける者の請求

含む。の還付をなす場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該金額は、これに充当する。  
〔昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第七十八号改正〕

〔規則〕 三十九、三十九の二、四十九

第三十六条の二 第十四条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者は、同条第一項第一号に掲げる税額（同項第二号に掲げる税額があるときは、当該税額との合計額）から同項第三号に掲げる税額（同項第四号に掲げる税額があるときは、当該税額との合計額）を控除し、なお不足額があるときは、命令の定めるところにより、確定申告書又は損失申告書にその旨を附記して、政府に対し、当該不足額に相当する所得税額の還付の請求をなすことができる。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

② 前項（第三項において準用する前条第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付の請求をなした場合において、前項の規定により附記した確定申告書、損失申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書について修正をなし、当該修正に因り前項の不足額が過大となるとき又は零となるときは、命令の定めるところにより、当該修正に係る申告書にその旨を附記しなければならない。（同上）

③ 前条第三項乃至第七項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。（同上）

〔規則〕 三十九の三

申告納税の過納税額の源泉徴収額

第三十六条の三 確定申告書又は損失申告書を提出した者は、第二十六条第一項第十号に規定する過不足額又は第二十六条の二第一項第七号に規定する所得税額について過納税額があるときは、政府の承認を受けて、当該過納税額（当該過納税額について更正を受けたときは、当該更正後の過納税額）の全部又は一部を翌年において第三十八条第一項又は第四十条の規定により徴収せらるべき所得税の税額に順次充当することができる。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

② 前項の規定による承認の申請は、確定申告書又は損失申告書の提出と同時に、これをなさなければならぬ。（同上）

③ 政府は、第一項の規定による承認をなしたときは、命令の定めるところにより、その承認の申請をなした者についての第三十八条第一項の規定に該当する給与の支払者（二以上の支払者があるときは、主たる給与の支払者）を経由して当該申請をなした者に、その旨を通知する。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

〔規則〕 三十九の四

〔規則〕 三十七

第二節 源泉徴収

利子所得の配当利息の源泉徴収

第三十七条 第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において利子所得又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得の支払をなす者は、その支払の際、その支払うべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第九十八号改正）

〔規則〕 四十

〔規則〕 二十一、二十一

給与、退職所得の源泉徴収

第三十八条 第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得又は退職所得の支払をなす者（命令で定める者を除く。）は、その給与の支払をなす際、左の各号に定めるところにより、左に掲げる税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。（昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

一 第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者の当該申告書の經由先から支払を受ける給与については、その給与の支給期が毎月、毎週又は毎日と定められているときは、当該支給期の区分に従い、その給与の金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に応じ、別表第二の月額表、週額表又は日額表の各甲欄に掲げる税額

二 第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者の当該申告書の經由先から支払を受ける



給与については、その給与の支給期が毎半月又は毎旬と定められているときは、当該支給期の区分に従い、その給与の金額に二又は三を乗じて計算した金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り、別表第二の月額表甲欄に掲げる税額を二又は三で除して計算した税額

三 第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者の当該申告書の経由先から支払を受ける給与については、その給与の支給期間が月又は週の整数倍の期間により定められているときは、その給与の月額又は週割額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り、別表第二の月額表又は週割表の各甲欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した税額

四 第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者の当該申告書の経由先から支払を受ける給与については、その給与の支給期が前三号に定めるものと異なるものであるときは、その給与の日割額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り、別表第二の月額表甲欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した税額

五 第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出しなかつた者の支払を受ける給与又は二以上の給与の支払者から何れの支払を受ける者の当該申告書の経由先以外の支払者から支払を受ける給与については、前四号の規定に準じ、別表第二各乙欄に掲げる税額（給与の支給期が毎半月又は毎旬と定められているときは、その給与の金額に二又は三を乗じて計算した金額に対する別表第二の月額表乙欄に掲げる税額を二又は三で除して計算した税額、給与の支給期間が月又は週の整数倍の期間により定められているときは、その給与の月額又は週割額に対する別表第二の月額表又は週割表の各乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した税額、給与の支給期間が第一号乃至第三号に定めるものと異なるものであるときは、給与の日割額に対する別表第二の日割表乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した税額）

六 労働した日又は時間によつて算定され、且つ、労働した日において支払を受ける給与については、第一号又は前号の規定にかかわらず、別表第二の日割表丙欄に掲げる税額

七 賞与及び賞与の性質を有する給与については、当該給与の六分の一（当該給与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一 以下本条において同じ。）に相当する金額を前月中に支払を受けたその他の給与の金額に加算した金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り別表第二の月額表甲欄に掲げる税額と、前月中に支払を受けたその他の給与の金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り別表第二の月額表甲欄に掲げる税額との差額に、六（当該給与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二 以下本条において同じ。）を乗じて計算した税額（前月中に支払を受けたその他の給与の金額が第五号の規定に該当する給与であるときは、賞与及び賞与の性質を有する給与の六分の一に相当する金額を前月中に支払を受けたその他の給与の金額に加算した金額に依り別表第二の月額表乙欄に掲げる税額と、前月中に支払を受けたその他の給与の金額に依り別表第二の月額表乙欄に掲げる税額との差額に、六を乗じて計算した税額、前月中に支払を受けたその他の給与の金額がないときは、賞与及び賞与の性質を有する給与の六分の一に相当する金額に依り別表第二の月額表乙欄に掲げる税額）

八 退職所得については、その年中において、退職所得の支払を受ける時までに支払を受けた給与所得の金額につき第十一条の六乃至第十二条の規定による控除をなし、なお不足額があるときはこれを退職所得の金額から控除し、これらの規定による控除後の給与所得の金額と退職所得の五分の一に相当する金額との合計額（退職所得の金額から控除をなす場合においては、控除後の退職所得の五分の一に相当する金額）につき第十三条の規定により計算した税額（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五条の規定による税額 以下本条において同じ。）と、当該税額の当該合計額に対する割合（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五条の規定による税額に依り別表第一に掲げる割合 以下本条において同



じ。を退職所得の金額又は控除後の退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乘じて計算した金額との合計金額から、その年中において退職所得の支払を受ける時までに支払を受けた給与の金額につき第一号乃至第四号及び前号の規定により徴収した税額を控除した税額（第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出しなかつた者の支払を受ける退職所得又は二以上の給与の支払者から給与の支払を受ける者の当該申告書の經由先以外の支払者から支払を受ける退職所得については、その年中において退職所得の支払を受ける時までに支払を受けた給与所得の金額と退職所得の金額の五分の一に相当する金額との合計額につき第十三条の規定により計算した税額と、当該税額の当該合計額に対する割合を退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乘じて計算した金額との合計金額から、その年中において退職所得の支払を受ける時までに支払を受けた給与の金額につき第五号及び前号の規定により徴収した税額を控除した税額）

② 自己を不具者、老年者、寡婦又は勤労学生として第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者に対し給与を支払う場合においては、その申告に依り、その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当することに扶養親族一人を有するものとして前項の規定を適用する。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

③ 第一項第三号乃至第五号の給与の月割額、週割額及び日割額の意義その他前二項の規定の適用について必要な事項は、命令でこれを定める。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

〔規則〕 四十、四十二、四十三、四十四、四十四の二、四十四の三  
〔細則〕 二十、二十一、二十二

主たる給与の支払 第三十九条 この法律の施行地において支払を受ける給与所得を有する者（前条第一項第六号に掲げる給与の支払を受ける者を除く。以下本条において同じ。）は、命令の定めるところにより、給与の支払者及び扶養

者及び扶養親族等の申告

親族又は不具者を有する場合にはその氏名、自己が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合にはその事実その他必要な事項を記載した申告書を、給与の支払者（二以上の支払者があるときは、主たる給与の支払者 以下本条において同じ。）を經由し、毎年最初に給与の支払を受ける日（年の中途においてあらたに給与所得を有するに至つた者については、その最初に給与の支払を受ける日）の前日までに、政府に提出しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

② 前項に規定する申告書を提出した者は、当該申告に係る事項について異動があるに至つたときは、命令の定めるところにより、異動があつた事項その他必要な事項を記載した申告書を、給与の支払者を經由し、その異動があつた日後最初の給与の支払を受ける日の前日までに、政府に提出しなければならない。（同上）

③ この法律の施行地において支払を受ける給与所得を有する者は、命令の定めるところにより、第十一条の五の規定により控除を受ける保険料の金額その他必要な事項を記載した申告書を、給与の支払者を經由し、毎年最後に給与の支払を受ける日の前日までに、政府に提出しなければならない。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

④ 前三項の場合において、給与の支払者が申告書を受け取つたときは、その申告書は前三項の規定により、政府に提出されたものとみなす。（昭和二十六年法律第六十三号改正一項繰下）

〔規則〕 四十五

給与所得 第四十条 第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得につき支払をなす者（当該個人に係る前条の規定による申告書の提出を經由した者であつて、且つ、当該個人に対してその年最後に給与の支払をなすものに限る。）は、その支払者がその個人に対しその年中に支払う給与所得の収入金額が五十万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下である場合において、第三十八条第一項の規定により徴収する所得税額の合計額が、当該給与所得の収入金額（当該個人が前条第三項の規定による申告書を提出している場合においては、その申告に依り、当該収入金額か

給与所得 徴収する 年の末調整



ら第十一条の五の規定により控除を認められる保険料の金額を控除した金額)並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に應じた別表第三に掲げる税額に比し過不足のあるときは、命令の定めるところにより、過納額は、その年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額にこれを充当し、なお過納額があるときはその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額にこれを充当し、なお過納額があるときはその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次これを充当し、(これらの場合に徴収すべき税額がないときは、還付し)、不足額は、その年最後に給与の支払をなす際これを徴収し、なお不足額があるときはその翌年において給与の支払をなす際順次これを徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。(昭和二十二年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

② 第三十八条第二項の規定は、前項の場合において別表第三に掲げる税額を求めるときについて、これを準用する。(昭和二十六年法律第六十三号追加)

〔規則〕 四十、四十六

〔細則〕 二十、二十一、二十二

制限納税義務者に對する源泉徴収

第四十一条 第十七条又は第十八条に規定する所得につき支払をなす者は、その支払の際、第十七条又は第十八条の規定による所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

〔規則〕 四十

〔細則〕 二十、二十一

事業所得等に對する源泉徴収

第四十二条 この法律の施行地において、原稿、挿画、作曲及び音盤吹込の報酬、放送謝金、著作権の使用料及び講演料並びにこれらの性質を有する報酬又は料金の支払をなす者は、その支払をなす際、その支払うべき金額に對し百分の二十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

② この法律の施行地において、外交員、集金人その他これらの労働者に準ずる者に対し、報酬又は料金の支払をなす者は、その支払をなす際、その支払うべき金額に對し百分の十の税率を適用して計算した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

〔規則〕 四十、四十六の二

〔細則〕 二十、二十一

強制徴収

第四十三条 第三十七条、第三十八条第一項又は前三条の規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつたときは、国税徴収の例により、これを支払者から徴収する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

徴収義務者の請求権

② 前項の規定により所得税を徴収された支払者が、第三十七条、第三十八条第一項又は前三条の規定により所得税を徴収していなかつた場合においては、支払者は、その税金に相当する金額を前項の規定による徴収の時以後支払うべき金額から控除し又はその税金に相当する金額の支払を請求することができる。この場合において、控除された金額又は支払つた金額は、所得の支払を受ける者については、第三十七条、第三十八条第一項又は前三条の規定により徴収された所得税とみなす。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

清算人の連帯責任

③ 法人が解散した場合において、第一項の規定により徴収せらるべき税金を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その税金については、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者が連帯して納税の義務があるものとする。但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第七十八号改正)

④ 前条但書の規定は、国税徴収法第二十九条の規定の適用を妨げない。(昭和二十六年法律第七十八号追加)

第五章 更正及び決定

第四十四条 七月予定申告書又は十一月予定申告書の提出があつた場合(納税義務者が前年分について確定申告書を提出する義務があつた場合及び納税義務者が前年分について損失申告書を提出した場合を除く。)に



において、申告に係る第二十一条第一号乃至第五号に規定する額又は予定納税額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、その第二十一条第一号乃至第五号に規定する額又は予定納税額の更正をなすことができる。前年分について確定申告書を提出する義務があつた者若しくは前年分について損失申告書を提出した者でその年分について七月予定申告書若しくは十一月予定申告書を提出したもの又は修正予定申告書を提出した者の申告に係る総所得金額の見積額を基礎とする予定納税額の計算に誤がある場合における当該予定納税額について、また同様とする。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

仮決定

② 政府は、七月予定申告書又は十一月予定申告書の提出をなす義務があると認められる者が、当該申告書を提出しなかつた場合(第二十一条の二第十項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)においては、政府の調査により、第二十一条第一号乃至第五号に規定する額及び予定納税額の決定をなすことができる。(同上)

再仮更正

③ 政府は、前二項又は本項の規定により更正又は決定をなした第二十一条第一号乃至第五号に規定する額又は予定納税額について不足額があると認めるときは、第一項の規定に準じ、第二十一条第一号乃至第五号に規定する額又は予定納税額の更正をなすことができる。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

④ 政府は、前三項の規定により、第二十一条第一号乃至第五号に規定する額又は予定納税額の更正をなし又は決定をなしたときは、これを納税義務者に通知する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

公 告 ⑤ 第十条の三第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

〔規則〕 四十九

仮更正の場合の納税額

第四十五条 前条第一項又は第三項の規定による政府の更正があつた場合においては、その更正に因り増加した税額は、第三十条第一項又は第二項に規定する納期及び分納額の区分に準じ、更正前の各納期の所得税分納額に加算して、これを政府に納付しなければならない。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

仮決定の場合の納税額及び分納期の経過納税

② 前条第二項の規定により、決定をなした場合においては、その決定に係る予定納税額は、第三十条第一項又は第二項の規定による納期及び分納額の区分に準じ、これを政府に納付しなければならない。(同上)

③ 前二項の場合において、更正に因り増加した税額又は決定に係る税額のうち、左の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる納期限までに、これを政府に納付しなければならない。(昭和二十二年法律第四十二号、同二十五年法律第七十一号改正)

一 当該更正又は決定の通知をなした日が納期限前二十日以内である場合においては、当該納期に係る分及びすでに経過した納期に係る分については、当該通知をなした日後一箇月を経過する日

二 その通知をなした日が納期限前一月から二十一日までの間である場合においては、当該納期に係る分及びすでに経過した納期に係る分については、当該通知をなした日後到来する最初の納期限

三 前二号に掲げる場合を除く外、すでに経過した納期に係る分については、当該通知をなした日後一箇月を経過する日

④ 第三十五条の規定は、前三項の規定に因る更正により増加した税額又は決定に係る税額について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

更正

第四十六条 確定申告書、損失申告書、修正確定申告書又は修正損失申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号又は第二十六条の二第一項第一号、第



損失申告書の更正

三号及び第四号に規定する額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、これらの額の更正をなす。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

② 政府は、損失申告書の提出があつた場合において、その年において総所得金額があること又は第二十六条の二第一項第三号若しくは第四号に規定する総所得金額が過少であることに因り、確定申告書を提出すべきであつたときは、政府の調査により、第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額を定めるため、当該損失申告書を更正することができる。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

還付請求の場合純損失金額の更正

決定

③ 第三十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による所得税額の還付の請求があつた場合において、同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載された純損失の金額が、政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、当該純損失の金額を更正する。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

④ 政府は、確定申告書の提出をなす義務があると認められる者が、当該申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第八号乃至第十号に規定する額の決定をなす。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

⑤ 前四項の規定は、第二十九条第一項又は第二項の規定による申告書の提出があつた場合又は当該申告書の提出がなかつた場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

⑥ 政府は、前五項又は本項の規定による更正又は決定後その更正し又は決定した第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号又は第二十六条の二第一項第一号、第三号及び第四号に規定する額について不足額がある場合(第二十六条第一項第十号に規定する金額が超過額である場合)においては、当該超過額が過大である

再更正

場合又は第二十六条の二第一項第一号に規定する純損失の金額若しくは第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額が過大である場合若しくは同項第三号若しくは第四号に規定する損失の額が過少である場合)においては、政府の調査により、これらの額の更正をなすことができる。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

更正又は決定の通知

⑦ 政府は、前六項の規定により更正又は決定をなしたときは、当該更正又は決定に係る第二十六条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二十六条の二第一項第一号に規定する金額又は第三項に規定する純損失の金額について第九条第一項各号に規定する所得別にその金額を附記して、これを納税義務者に通知する。(同上)

青色申告書の特例

⑧ 第十条の三第七項の規定は、前項の場合についてこれを準用する。(同上)

〔規則〕 四十九

第四十六条の二 政府は、青色申告書を提出することを認められている個人の青色申告書の提出を認められている年分に係るその提出を認められている所得について前条の更正をなす場合においては、その帳簿書類を調査し、その調査に因り、所得の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。但し、申告書に記載された事項によつて所得の金額及び所得税額又は損失の額の計算について、第九条乃至第十五条の二の規定に従っていないことが明らかである場合又は誤がある場合においては、当該事項につき前条の規定により更正をなすことを妨げない。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

更正の理由の附記

② 政府は、青色申告書について更正をなした場合においては、前条第七項の規定による通知には、同項の規定により附記する事項に代えて、更正の理由を附記しなければならない。(同上)

推計による更正の決定

③ 第一項に規定する場合を除く外、政府は、財産の価額若しくは債務の金額の増減、収入若しくは支出の状況又は事業の規模により所得の金額又は損失の額を推計して、前条の更正又は決定をなすことができる。(同上)



その申告した年分に係る第四十四条又は第四十六条の規定による更正又は決定（その者が損失申告書又は第二十九条第一項に規定する損失申告書に相当する申告書の提出と同時に第三十六条の規定による所得税額の還付の請求をなした場合には、当該請求の基礎となつた純損失の金額に係る第四十六条の規定による更正を含む。）は、第九条の二第一項又は第三項の規定による損失の金額の控除に關し、当該損失を生じた年分に係る第二十六条の二第一項第一号に規定する額についてなす第四十六条第一項又は第六項の規定による更正を除く外、これらの申告書の提出期限から三年を経過した日（その日前にこれらの申告書の提出があつた場合には、その日とこれらの申告書を提出した日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、これをなすことができなす。但し、詐偽その他不正の行為により所得税を免れ又は第三十六条若しくは第三十六条の二の規定による所得税額の還付を受けた者の当該所得税又は当該所得税額については、この限りでない。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

追徴税額の徴収

② 前項の規定は、時効に關する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。（同上）

第四十七条 政府は、第四十六条第一項、第二項又は第四項乃至第六項の規定により更正又は決定をなした場合には、その追徴税額（その不足額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）があるときは、同条第七項の通知をなした日から一箇月後を納期限として、これを徴収する。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

純損失の金額の還付に關する更正の請求の徴収の場  
合に於ては、  
納税の額が  
過大となつた  
場合の徴収の  
額

③ 政府は、第四十六条第一項又は第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により純損失の金額を更正した場合においては、第三十六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（同条第六項の規定により加算される金額のうち、当該過大となつた税額に對する部分の金額を含む。）を、同条第七項の通知をなした日から一箇月後を納期限として徴収する。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

變動所得の平均課税の還付に關する更正の請求の徴収の場  
合に於ては、  
納税の額が  
過大となつた  
場合の徴収の  
額

③ 政府は、第四十六条第一項又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により更正をなした場合には、第三十六条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により還付した所得税額のうち、当該更正に因り過大となつた税額（第三十六条の二第三項において準用する場合を含む。）があるときは、第四十六条第七項の規定による通知をなした日から一箇月を納期限として、当該金額を徴収する。（同上）

第六章 再調査、審査及び訴訟

再調査の請求

第四十八条 第二十三条第四項（第二十七条第七項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十六条第三項（同条第五項（第三十六条の二第三項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）、第四十四条第四項、第四十六条第七項、第五十七条第七項、第五十七条の二第七項又は第六十二条の四第二項の規定により通知を受けた者は、その通知を受けた第二十三条第二項若しくは第二十七条第六項若しくは第八項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求に關する事項、第三十六条第三項に規定する還付に關する事項、第二十一条第一項第一号乃至第五号に規定する額若しくは予定納税額、第二十六条第一項第一号乃至第五号若しくは第十号に規定する額、第二十六条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号に規定する額、第五十七条第一項乃至第四項の規定により徴収される過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは源泉徴収加算税額、第五十七条の二第一項乃至第四項の規定により徴収される重加算税額又は第六十二条の四第一項の規定により徴収される加算税額に對して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長に對し、



再調査の請求をなすことができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の収税官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

青色申告者の再調査の請求中における督促の特例

② 第二十三条第六項及び第二十四条の規定は、前項の規定による請求について、これを準用する。但し、当該再調査の請求の目的となつてゐる処分が、青色申告書(当該申告書と同時に提出した第三十六条第二項(同条第五項)において準用する場合を含む。)の書類を含む。)に係る第四十六条の規定による更正又は当該更正に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額の賦課に関する処分である場合においては、当該更正に係る第四十七条の規定による税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額については、当該更正の徴収を猶予しない場合においても、当該再調査の請求があつた日から当該請求に係る事項について第五項の規定による決定の通知をなした日までは、国税徴収法の規定による督促又は滞納処分をなすことができる。(同上)

③ 前二項の規定は、第十条の三第六項(第十条の四第三項において準用する場合を含む。)第二十一条の二第九項、第二十六条の三第九項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十五条第四項の規定による政府の通知を受けた者が当該通知を受けた事項について異議がある場合について、これを準用する。(同上)

欠陥の補正命令

④ 税務署長は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による再調査の請求(以下再調査の請求という。)があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

再調査の

⑤ 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした者に通知しなければならない。(同上)

決定

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

⑥ 第十条の三第七項の規定は、前項の規定による通知について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

〔規則〕 四十七、四十九

審査の請求

第四十九条 前条第一項但書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者又は同条第五項の規定による通知を受けた者は、同条第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同条第五項の規定による決定(以下再調査の決定という。)に対して異議があるときは、同条第一項若しくは第三項に規定する通知又は同条第五項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をなすことができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなす。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

審査の請求

② 第二十三条第六項、第二十四条及び前条第二項但書の規定は、前項の規定による請求について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

③ 再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各々当該各号に規定する日において

所得税 所得税法 第六章 再調査、審査及び訴訟



求めらるる場合

て、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による請求（以下審査の請求という。）があつたものとみなす。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をなした者がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前条第五項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

欠陥の補正命令の決定

④ 前条第四項の規定は、審査の請求があつた場合について、これを準用する。（同上）

⑤ 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした者（第三項の再調査の請求をなした者を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があつたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなさなければならない。（同上）

- 一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前条第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定
- 二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定
- 三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

協議団の協議

⑥ 国税局長が、前条第五項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号による決定をなしたときは、前項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定により、あわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、これを棄却されたものとみなす。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

公告

⑦ 国税庁長官又は国税局長は、前条第一項に規定する事項について、第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

訴訟法の適用排除

⑧ 第十条の三第七項の規定は、第五項の規定による通知について、これを準用する。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

訴訟

第五十一条 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第四十九条第五項の規定による決定（以下審査の決定という。）を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができ。（昭和二十五年法律第七十一号改正）



件訴訟特例法第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定に係る通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。(同上)

③ 第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後、当該再調査の目的となつた処分取消又は変更を求める訴を提起する場合には、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に、当該訴を提起しなければならない。(同上)

④ 前二項の期間は、これを不変期間とする。(同上)

⑤ 第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。(同上)

⑥ 第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をなすことを妨げない。(同上)

証拠申出の順序

第五十二条 前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めるときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をなし、その後、相手方当事者が証拠の申出をなすものとする。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

② 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をなすことができる。(同上)

第七章 雑則

申告書の公示

第五十三条 政府は、確定申告書又は修正確定申告書に記載された総所得金額が五十万円をこえる者の住所、氏名及び当該申告に係る総所得金額を、命令の定めるところにより、公示しなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

〔規則〕 五十一

第三者通報

第五十四条 納税義務があると認められる者が、確定申告書を提出しなかつた事実又は第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額に不足額があると認められる事実(同項第十号に規定する金額が超過額であるときは、当該金額が過大であると認められる事実)を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つてこれらの額を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、決定又は更正に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は五十万円を超えることができない。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

③ 前項の規定は、第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収する義務がある者が、徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた事実を、政府に報告した者がある場合において、これを準用する。この場合において、「これらの額を決定し又は更正したときは」とあるのは、「当該所得税額を徴収したときは」と、「決定又は更正に因り徴収することができた税額」とあるのは、「徴収することができた税額」と読み替えるものとする。(昭和二十三年法律第七十号追加、同二十五年法律第七十一号改正)

④ 前二項の規定は、不法行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、これを適用しない。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号改正)

〔規則〕 五十二、五十三

利子税額

第五十五条 納税義務者は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる所得税額については、当該各号に掲げる期間に應じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

所得税 所得税法 第七章 雑則



- 一 第三十条乃至三十二条の規定により納付すべき所得税額をその納期限（第三十三条第一項の規定により納期限が延長されたときは、その延長された納期限）内に完納しなかつた場合においては、その未納に係る所得税額について、当該納期限の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間
- 二 七月予定申告書、十一月予定申告書、確定申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書を当該申告書の提出期限後又は申告をなすべき日後に提出した場合には、第三十三条第二項又は第四項の規定により納付すべき所得税額について、当該申告書の提出期限又は申告をなすべき日の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間
- 三 修正確定申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書に係る修正申告書を提出した場合においては、第三十二条第四項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税額について、確定申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限又は申告をなすべき日の翌日から所得税額を納付する日までの期間
- 四 第三十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第三十六条の二第一項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の規定により所得税額の還付の請求をなし、所得税額の還付を受けた者が当該請求の基礎となつた純損失の金額について第二十七条第五項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）において準用する第二十七条第一項の規定による申告書を提出した場合又は第三十六条の二第二項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により修正に係る申告書に不足額が過大であることを附記した場合においては、第三十二条第五項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税額について、第三十六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）

又は第三十六条の二第一項の規定による還付のための支出があつた日から当該所得税額を納付する日までの期間

- 五 第四十四条第一項若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定があつた場合においては、その更正に因り増加した所得税額又はその決定に係る所得税額（第四十五条第三項各号に掲げる税額に限る。）について、第三十条に規定する納期限の翌日から当該所得税額を納付する日までの期間
- ② 前項の場合において、納税義務者が同項各号に掲げる所得税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる所得税額は、同項各号に掲げる所得税額からその納付した所得税額を控除した税額による。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

利子税額  
算の端数計

- ③ 前二項の規定は、前二項の利子税額の計算の基礎となる所得税額が千円未満であるときは、これを適用しない。当該所得税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。（同上）
- ④ 前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。（同上）
- ⑤ 第一項第二号乃至第四号の規定に該当する場合で当該各号に規定する申告書若しくは修正に係る申告書を提出した者又は同項第五号の規定に該当する場合で当該更正若しくは決定を受けた者が、第三十二条第四項若しくは第五項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項若しくは第四項又は第四十五条第三項に規定する納期日までに利子税額を完納しなかつた場合及び第一項第一号の規定に該当する場合においては、政府は、国税徴収法第九条の規定によりその納付すべき利子税額の納付を督促する。第三十五条第二項の規定は、この場合について、これを準用する。（同上）

- ⑥ 政府は、第四十七条の規定により追徴税額又は同条第二項若しくは第三項に規定する税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び第二項乃至第四項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴



納付税額の  
優先へ  
当

収する。(同上)

⑦ 納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した所得税額が第三十条乃至第三十四条若しくは第四十五条第三項の規定により納付すべき所得税額又は第四十七条の規定により徴収される所得税額に達するまでは、その納付した所得税額は、これらの規定により納付すべき所得税額又は徴収される所得税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。(同上)

利子税額  
(源泉徴  
収義務  
者)

第五十六条 第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収する義務がある者が、徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた場合においては、その者は、その納付しなかつた所得税の税額については、第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に亘り、当該税額百円につき一日四割の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。(昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十一号改正)

② 第三条の規定は、前項の場合については、これを適用しない。(昭和二十五年法律第七十一号追加)

③ 第三十五条第一項並びに前条第二項乃至第四項及び第七項の規定は、第一項に規定する利子税額について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

過少申告  
加算税額

第五十七条 確定申告書若しくは第二十九条第一項若しくは第二項に規定する確定申告書に相当する申告書(以下本条及び第五十七条の二において確定申告書等と総称する。)又は損失申告書(第二十九条第一項又は第二項に規定する申告書で損失申告書に相当するものを含む。以下本条及び第五十七条の二において同じ。)の提出期限内に確定申告書等又は損失申告書の提出があつた場合(第三十三条第三項但書の規定に該当する

場合を含む。)において、第四十六条第一項若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは同条第六項の規定による更正があつたとき又は修正確定申告書若しくは第二十九条第四項において準用する第二十七条に規定する申告書で修正確定申告書に相当するもの(以下本条及び第五十七条の二において修正確定申告書等と総称する。)の提出があつたときは、政府は、当該更正又は修正前の申告又は修正申告に係る額に誤があつたことについて正当な事由がないと認めるときは、当該更正に係る第四十七条第一項の規定による追徴税額又は当該修正に因り増加した所得税額に、百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。(昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

④ 第三十六条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)又は第三十六条の二第一項(同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により所得税額の還付を受けた場合において、第四十六条第一項乃至第三項(同条第五項において準用する場合を含む。若しくは同条第六項の規定により更正があつたとき又は第二十七条第二項(第二十九条第四項において準用する場合を含む。))の規定による修正確定申告書等、第二十七条第五項(第二十九条第四項において準用する場合を含む。))において準用する第二十七条第一項の規定による申告書若しくは第三十六条の二第二項(同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定による附記をなした修正確定申告書等の提出があつたときは、政府は、当該更正又は修正前の申告又は修正申告に係る額に誤があつたことについて正当の事由がないと認めるときは、第四十七条第二項若しくは第三項の規定により徴収する税額又は第三十二条第五項(第三十四条第三項において準用する場合を含む。))の規定により納付すべき税額に、百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。(昭和二十五年法律第七十一号、同二



十六年法律第六十三号改正)

無申告加算税額

③ 左の各号の一に該当する場合には、政府は、第一号及び第二号の場合にあつては確定申告書等又は損失申告書の提出期限内に確定申告書等又は損失申告書の提出がなかつたことについて、又、第三号及び第四号の場合にあつては確定申告書等又は損失申告書の提出がなかつたことについて、且つ、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告書の提出がなかつたことについて、且つ、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告前の申告又は修正に係る額に誤があつたことについて正当な事由がないと認めるときは、当該各号に掲げる所得税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

一 確定申告書等の提出期限後に確定申告書等の提出があつた場合においては、当該申告書に記載された第二十六条第一項第十号に規定する不足額について、確定申告書等の提出期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二 前号の規定に該当する場合又は損失申告書の提出期限後に損失申告書の提出があつた場合において、第四十六条第一項若しくは第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは同条第六項の規定による更正があつたとき又は修正確定申告書等の提出があつたときは、当該更正に係る第四十七条第一項書の提出期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

三 第四十六条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第二十六条第一項第十号に規定する不足額について、確定申告書等の提出期限の翌日から当該決定に係る第四十六条第七項の規定による通知をなした日までの期間

四 第四十六条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による決定があつた場合において、同条第六項の規定による更正があつたとき又は修正確定申告書等の提出があつたときは、当該更正に係る第四十七条第一項の規定による追徴税額又は当該修正に因り増加した所得税額について、確定申告書等の提出期限の翌日から当該更正に係る第四十六条第七項の規定による通知をなした日又は当該修正確定申告書等の提出の日(但し、修正確定申告書等の提出があつた場合においては、その後において更正又は修正があつたときも、当該修正確定申告書等の提出の日とする。)までの期間

④ 第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収する義務がある者が、徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた場合においては、徴収して納付すべき所得税を納付しなかつたことについて正当な事由がないと認めるときは、政府は、納付しなかつた所得税の税額に、第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定する納付の期限(以下本条及び第五十七条の二において納付期限という。)の翌日から納付の日までの期間に応じ、その期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する源泉徴収加算税額を徴収する。(昭和二十三年法律第七号追加、同二十五年法律第七十一号改正)

⑤ 納税義務者が修正確定申告書等(第三十六条の二第二項の規定による附記をなしたものを含む。)若しくは第二十七条第五項において準用する同条第一項の規定による申告書を提出した場合、確定申告書等の提出期限後に確定申告書若しくは修正確定申告書等を提出した場合又は第三十七条、第三十八条第一項若しくは第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収する義務がある者が徴収して納付すべき所得税を納付期

加算税額の不徴収



限後に納付した場合において、当該提出又は納付が当該納税義務者又は当該徴収する義務がある者に係る政府の調査に因り第四十六条の規定による更正若しくは決定又は第四十三条第一項の規定による徴収があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、政府は、当該修正申告に因り増加した所得税額、第三十条第五項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき税額若しくは当該申告に係る第二十六条第一項第十号に規定する不足額又は当該納付に係る所得税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額、無申告加算税額又は源泉徴収加算税額を徴収しない。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

第五十五条第三項及び第四項の規定は、第一項乃至第四項の規定により税額を徴収する場合について、第五十六条第二項の規定は、第四項の規定により源泉徴収加算税額を徴収する場合について、（昭和二十三年法律第七十号追加、同二十五年法律第七十一号改正）

政府は、第一項乃至第四項の規定により徴収する税額を決定したときは、これを納税義務者又は第三十七条、第三十八条第一項若しくは第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収する義務がある者に通知する。（昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号改正）

第十条の三第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。（昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十一号改正）

重加算税  
（過少申告）

第五十七条の二 前条第一項の規定に該当する場合において、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基き確定申告書等、損失申告書又は修正確定申告書等を提出していたときは、政府は、同項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき追徴税額又は所得税額に、百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する

重加算税額を徴収する。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

② 前条第二項の規定に該当する場合において、納税義務者が所得税額又は純損失の金額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて所得税額の還付を受け又は第二十七条第二項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による修正確定申告書等、第二十七条第五項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）において準用する第二十七条第一項の規定による申告書若しくは第三十六条の二第二項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による附記をなした修正確定申告書等を提出していたときは、政府は、前条第二項の過少申告加算税額に代え、当該過少申告加算税額の計算の基礎となるべき税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

重加算税  
（無申告）

③ 前条第三項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、政府は、同項の無申告加算税額の外、当該無申告加算税額の計算の基礎となつた所得税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

一 前条第三項第一号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて確定申告書等の提出期限内に確定申告書等を提出しなかつたこと

二 前条第三項第二号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基いて、確定申告書等、損失申告書又は修正確定申告書等を提出していたこと



三 前条第三項第三号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づいて確定申告書等を提出しなかつたこと

四 前条第三項第四号の規定に該当する場合においては、納税義務者が所得税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づいて確定申告書等を提出せず又は修正確定申告書等を提出していたこと

重加算税額(源泉徴収)

重加算税額の徴収

④ 前条第四項の規定に該当する場合において、第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収する義務がある者が、事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づいて徴収すべき所得税を納付期限内に納付しなかつた場合においては、政府は、前条第四項の規定による源泉徴収加算税額の外、当該源泉徴収加算税額の計算の基礎となつた所得税額に、百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。(同上)

⑤ 前四項の規定に該当する場合において、納税義務者又は第三十七条、第三十八条第一項若しくは第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収する義務がある者が前条第五項の規定に該当するときは、政府は、同項に規定する過少申告加算税額、無申告加算税額又は源泉徴収加算税額の計算の基礎となる所得税額に、百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収しない。(同上)

⑥ 第五十五条第三項及び第四項の規定は、第一項乃至第四項の規定により重加算税額を徴収する場合について、第五十六条第二項の規定は、第四項の規定により重加算税額を徴収する場合について、これを準用する。(同上)

⑦ 政府は、第一項乃至第四項の規定により徴収する重加算税額を決定したときは、これを納税義務者又は第

公 告

三十七條、第三十八條第一項若しくは第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収する義務がある者に通知する。(同上)

⑧ 第十條の三第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正)

相続による譲渡の場の許可

第五十七條の三 相続の開始に因り第五條の二第二項の規定により第九條第一項第七号又は第八号に規定する資産の譲渡があつたものとみなされる場合において、納税義務者の納付すべき所得税のうち当該資産の譲渡に係る部分の税額が三万円以上で、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由があるときは、政府は、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、三年以内の延納を許可することができる。(昭和二十五年法律第七十三号追加)

② 相続税法第三十九條及び第四十條の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

③ 延納の許可を受けた者は、その許可を受けた延納税額については、命令の定めるところにより、相続税法第五十二條第一項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて納付しなければならない。(同上)

④ 相続税法第五十二條第二項乃至第四項の規定は、前項の利子税額について、これを準用する。(同上)

同物納の許可

第五十七條の四 前条第一項の場合において、納税義務者についてその納付すべき所得税のうち当該資産の譲渡に係る部分の税額を金銭で納付することを困難とする事由があるときは、政府は、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。(昭和二十五年法律第七十三号追加)

② 相続税法第四十一條第三項及び第四項、第四十二條並びに第四十三條の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

〔規則〕 五十六



公社債募集調書

第五十八條 この法律の施行地において利子の支払又は収益の分配をなすべき公債若しくは社債又は証券投資信託の受益証券を募集した者（委託募集の場合は委託を受けて募集した者）は、命令の定めるところによらばならない。（昭和二十六年法律第九十八号改正）

〔規則〕 六十四

無記名公債利子の受領者の告知

第五十九條 この法律の施行地において無記名の公債、社債、株式又は証券投資信託の受益証券について利子、配当又は収益の支払を受ける者は、命令の定めるところにより、氏名又は名称、住所その他必要な事項を、利子、配当又は収益の支払の取扱者に告知しなければならない。（昭和二十六年法律第九十八号改正）

〔規則〕 五十九

俸給、給料等支給の別人員等の申告義務

第六十條 この法律の施行地において、俸給、給料、賞金、歳費、年金、恩給、賞与若しくはこれらの性質を有する給与又は報酬若しくは料金を命令の定めるものの支払をなす者は、命令の定めるところにより、使用人又は労働者の職名別人員その他必要な事項を政府に申告しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

〔規則〕 二十四

支払調書

第六十一條 左に掲げる者は、命令の定めるところにより、支払調書を政府に提出しなければならない。（昭和二十六年法律第九十八号改正）  
一 公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益の支払をなす者  
二 利益若しくは利息の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配をなす法人  
三 第四十二條に規定する報酬又は料金の支払をなす者  
② 合同運用信託及び証券投資信託以外の信託の受託者は、命令の定めるところにより、各信託について、計算書を政府に提出しなければならない。（同上）

株主等に対する通知義務

第六十一條の二 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、左の各号に掲げる金額の支払をなす場合においては、命令の定めるところにより、政府及び当該金額の支払を受ける者に対して、当該金額を通知しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）  
一 株式の消却若しくは資本の減少に因り株主に対し、又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として社員若しくは出資者に対し、支払又は交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価額及びこれらの額の合計額（数回に分割して支払又は交付するときは、すでに支払又は交付した額の累計額 以下本条において同じ。）  
二 解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者に対し支払又は交付する金銭の額又は金銭以外の財産の価額及びこれらの額の合計額  
三 被合併法人の株主、社員又は出資者に対し合併に因り支払又は交付する金銭の額又は株式若しくは出資の価額及びこれらの額の合計額

〔規則〕 六十四

合併による当該株式又は出資の価額並びに同項第三号に規定する株式又は出資の価額について、これを準用する。

（昭和二十六年法律第六十三号追加）

〔規則〕 六十四

第一項の通知には、法人税法第十六條に規定する積立金額をその法人（合併の場合においては、被合併法人）の株式又は出資の数で除した金額及び同項第一号又は第二号に規定する金銭以外の財産のうち無額面株式を發行する法人の株式がある場合には、第五條第三項第一号に掲げる当該株式の価額を附記しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正一項繰下）

④ 解散（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を交付し又は引き当てる場合に限る。以下本条において同じ。）又は合併の場合においては、前項の積立金額は、当該他の法人又は合併法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとする。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号一項繰下）



⑤ 解散の場合においては、前二項の積立金額は、その解散の時ににおける積立金額から成る部分の金額（解散法人の清算中の各事業年度において当該積立金に課せられた法人税がある場合においては、当該税額を控除した金額とするものとする。）に限るものとする。（同上）

⑥ 第三項の規定により附記すべき金額は、同項の規定によりその数で除する株式について、数種の株式がある場合又は株主全額が完了していない場合においては、当該株式の利益の配当又は残余財産の分配に對する権利の割合に応じて同項の計算を行つた金額とする。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正一項繰下）

〔規則〕 五十九の二、六十四

〔細則〕 三十、三十の三

同積立金の資本組入の場合

第六十一条の三 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、当該法人の法人税法第十六条に規定する積立金額を資本に組み入れた場合においては、命令の定めるところにより、政府及びその組入をなした時における株主、社員又は出資者に対して、その資本に組入れた金額を株式又は出資の数で除して計算した一株又は出資一口当りの金額その他必要な事項を通知しなければならない。（昭和二十六年法律第六十三号追加）

〔規則〕 六十四

〔細則〕 三十の二、三十の三

源泉徴収

第六十二条 第三十八条第一項の規定に該当する給与支払者は、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、給与の支払をなした年の翌年一月三十一日まで（年中途において退職があつたときは、退職後一箇月以内）に、一通を政府に提出し、他の一通を給与の支払を受ける者に交付しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

- 一 その年中の支払に係る給与所得及び退職所得につきその種類ごとにその合計額
- 二 前号の所得につき第三十八条第一項及び第四十条の規定により徴収した所得税額
- 三 第三十九条の規定による申告に應じ、その者の有する扶養親族及び不具者の数、第十一条の五の規定により控除を受けた保険料の金額並びにその者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうかの別
- ② 政府の承認を受けた場合においては前項の規定による源泉徴収票の提出及び交付を要しない。

〔規則〕 六十四

〔細則〕 三十一

給与の支払明細書

第六十二条の二 第三十八条第一項の規定に該当する給与支払者は、命令の定めるところにより、その給与の支払の際、支払うべき給与の金額及び同項又は第四十条の規定により徴収する所得税額（第四十三条第二項の規定により控除する金額がある場合においては、当該金額を含む。）を記載した支払明細書を、その給与の支払を受ける者に交付しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

計算書、納付書等の揭示

② 第三十八条第一項の規定に該当する給与支払者は、同項若しくは第四十条の規定により所得税を納付したとき又は第四十三条第一項の規定により所得税を徴収されたときは、命令の定めるところにより、当該所得税額の計算書及び納付し又は徴収されたことを示す書類を揭示しなければならない。（同上）

〔細則〕 三十二、三十三

財産、債務の明細表の提出義務

第六十二条の三 第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人でその年中の総所得金額が七十万円をこえるもの又はその年十二月三十一日午後十二時において有する財産の価額からその時において現に存する債務（公租公課を含む。以下同じ。）の金額を控除した金額が三百万円をこえるものは、命令の定めるところによりその時において有する財産の種類及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産及び債務の明細表を、確定申告書、損失申告書、修正確定申告書又は修正損失申告書に添附して提出しなければならない。但し、富裕税法第十八条第一項乃至第三項の規定により申告書を提出すべき者については、この限りでない。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）



② 前項の規定により財産及び債務の明細表を添附して提出する義務がある者が同項に規定する申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、命令の定めるところにより、同項に規定する財産及び債務の明細表を、第二十六条第四項（第二十六条の二第三項又は第二十七条第八項において準用する場合を含む。）の規定により提出する申告書に添附して提出しなければならない。但し、富裕税第十八条第四項の規定により申告書を提出すべき者については、この限りでない。（同上）

④ 第一項に規定する財産の価額及び債務の金額は、富裕税法第三章の規定により評価した価額又は金額による。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

〔規則〕 五十九の二  
〔細則〕 三十四

財産、債  
務明細表  
不提出加  
算税

第六十二条の四 政府は、確定申告書を提出すべし者が前条第一項に規定する財産及び債務の明細表を添附して提出しなかつた場合において、その者の所得税額が十万円以上であり、且つ、その添附しなかつたことについて正当な事由がないと認めるときは、その者に対し、一万円の加算税額を徴収する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

② 政府は、前項の規定により徴収する加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

③ 第十条の三第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

〔規則〕 四十九

取税官吏  
の質問権  
の質問権  
査権

第六十三条 取税官吏は、所得税に関する調査について必要があるときは、左に掲げる者に質問し又はその業務の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

一 納税義務者、納税義務があると認められる者又は損失申告書（第二十九条第一項又は第二項に規定する申告書で損失申告書に相当するものを含む。）を提出した者

二 第六十一条又は第六十二条に規定する支払調書、計算書又は源泉徴収票を提出する義務がある者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をなす義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は第一号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

〔規則〕 六十三

取税官吏  
の質問権

第六十四条 取税官吏は、所得税に関する調査について必要があるときは、事業をなす者の組織する団体にその団体の員の所得の調査に關し参考となるべき事項（団体の個人ごとの所得の金額及び団体が団体の員から特に報告を求めることを必要とする事項を除く。）を諮問することができる。（昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十五年法律第七十一号改正）

納税地  
の申告

第六十五条 所得税は、納税義務者の住所地（この法律の施行地に住所がないときは居所地）をその納税地とする。但し、納税義務者は、政府に申告して、居所地を納税地とすることができる。

納税地の  
指定

② この法律の施行地に住所及び居所がない納税義務者は、納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告がないときは、政府は、その納税地を指定する。

通知

③ 政府は、第一項又は前項前段の規定による納税地が納税義務者の所得の状況からみて所得税の納税地に不適当であると認める場合においては、これらの規定にかかわらず、当該納税義務者の納税地を指定することができる。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

公告

④ 政府は、第二項後段又は前項の規定により納税地を指定したときは、その旨を、納税義務者に通知する。（同上）

公告

⑤ 第十条の三第七項の規定は、前項の場合について、これを準用する。（昭和二十五年法律第七十一号追加、同二十六年法律第六十三号改正）

〔規則〕 四十九、六十、六十四

納税管理

第六十六条 納税義務者が納税地に現住しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他所得税に關



人の申告

する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定め、政府に申告しなければならぬ。命令で定める場合を除く外、納税義務者が、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

〔規則〕 六十一

事業開始等の申告

第六十六条の二 第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、この法律の施行地においてあらたに商業、工業その他命令で定める事業を開始するとき又はあらたにその事業場を設け、これを変更し若しくはこれを廃止するときは、命令の定めるところにより、政府に申告しなければならない。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

〔規則〕 六十二

同族会社の行為又は計算の否認

第六十七条 政府は、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においてその株主若しくは社員又はその親族、使用人等その株主若しくは社員と特殊の関係がある者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、第四十四条第一項乃至第三項又は第四十六条第一項乃至第六項の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、第二十一条第一項第一号乃至第五号に規定する額若しくは予定納税額又は第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号若しくは第二十六条の二第一項第一号に規定する額を計算することができる。（昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正）

附加税禁止

第六十八條 都道府県、市町村その他の公共団体は、所得税の附加税を課することができない。

第八章 罰則

脱税犯

第六十九條 詐偽その他不正の行為により、第二十六条第一項第三号乃至第五号に規定する所得税額につき所得税を免れ又は第三十六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条の二第一

脱税犯（利子、配当、給与、退職所得者）

項（同条第三項において準用する第三十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による所得税額の還付を受けた者は、これを三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。（昭和二十五年法律第七十一号改正）

② 前項の免れた又は還付を受けた所得税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた又は還付を受けた所得税額に相当する金額以下となすことができる。（同上）

③ 第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免れた所得税額又は還付を受けた所得税額（第三十六条第六項（第三十六条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額のうち当該過大となつた税額に対応する部分の金額を含む。）を徴収する。（同上）

源泉徴収義務者の不納付犯

第六十九條の二 詐偽その他不正の行為により、第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により徴収せらるべき所得税を免れた者は、これを三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。（昭和二十五年法律第七十一号追加）

② 前項の免れた所得税額が五十万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五十万円をこえその免れた所得税額に相当する金額以下となすことができる。（同上）

納付税額の計算の特例

③ 第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収すべき所得を支払つた場合において、支払を受けた者ごとの支払金額を知ることができないときは、その金額の総額に対し百分の五十の割合を乗じて計算した金額を、徴収して納付すべき所得税額とみなして、前二項の規定を適用す



る。(同上)

④ 第一項の場合においては、政府は、直ちに、その納付しなかつた所得税を、その納付しなかつた者から徴収する。(同上)

無申告犯

第六十九条の四 正当な事由がなくて確定申告書又は第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書で確定申告書に相当するものを当該申告書の提出期限内に提出しなかつた者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。(昭和二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

秩序犯

第七十条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、第三号の規定に該当する者が、当該所得税について第六十九条の三の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。(昭和二十二法律第四百二十二号、同二十五年法律第七十一号、同二十六年法律第六十三号改正)

- 一 前年分について確定申告書を提出する義務がなく、且つ、同年分について損失申告書を提出しなかつた者で、七月予定申告書又は十一月予定申告書に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出したもの
- 二 第二十一条の二第二項及び第三項の書類に虚偽の記載をなして提出し政府の承認を受けたもの
- 三 第三十七条、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつた者
- 四 第五十九条第一項に規定する告知すべき事項について、虚偽の告知をなした者及び同項の規定に違反し告知をなさしめないで支払をなした者
- 五 第六十一条第一項若しくは第二項の支払調書若しくは計算書若しくは第六十二条第一項の源泉徴収票を

政府に提出せず又はその支払調書、計算書若しくは源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを政府に提出した者

六 第六十一条の二第一項又は第六十一条の三の規定による通知をなさず又は虚偽の通知をなした者

七 第六十二条第一項の源泉徴収票を給与の支払を受ける者に交付せず又はその源泉徴収票に虚偽の記載をなしてこれを交付した者

八 第六十二条の二第一項の規定による支払明細書を交付せず若しくはこれに虚偽の記載をなして交付した者又は同条第二項の規定による揭示をなさず若しくは虚偽の揭示をなした者

九 第六十三条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

十 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

十一 第六十三条の規定による収税官吏の質問に対し答弁をなさない者

十二 前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

秘密漏洩の罰

第七十一条 所得税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

責任罰

第七十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六十九条乃至第七十条の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金を科する。(昭和二十五年法律第七十一号改正)

虚偽通報の罰

第七十三条 他人の所得税について、政府に対し、第五十四条に規定する事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。



税法と一般刑法との関係

第七十四条 第六十九条乃至第六十九条の三の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。(昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十五年法律第七十一号改正)

附則

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

〔規則〕 附則 一

第二条 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島(勅令で定める地域を除く。)にこれを施行する。

〔規則〕 附則 二

適用時期

第三条 この法律は、昭和二十二年分以後の所得税につき、これを適用する。但し、譲渡所得のうち、株式その他命令で定める資産の譲渡に因る所得に対する所得税については、昭和二十二年四月一日以後における譲渡に因る分に、これを適用する。

② 改正後の第十七条及び第十八条の規定により課する所得税については、昭和二十二年四月一日以後の支払に係る所得につき、これを適用する。

〔規則〕 附則 三

経過規定

第四条 不動産所得、乙種の配当利子所得、甲種の事業所得及び乙種の事業所得、乙種の勤労所得、山林の所得、乙種の退職所得及び個人の総所得に対する昭和二十一年分以前の所得税及びこの法律施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配当利子所得、丙種の事業所得、甲種の勤労所得、甲種の退職所得及び清算取引

信託に対する分類所得額の控除

所得に対する分類所得税並びに従前の第六十六条第一項の規定により支払の際賦課することを得べき総合所得税については、なお従前の例による。但し、従前の第三十六条第二項又は第六十八条第一項の規定により所得金額を決定すべき場合においては、これらの規定にかかわらず、所得調査委員会の調査又は所得審査委員会の決議によることなく、政府において、その所得金額を決定する。

第五条 削除(昭和二十五年法律第七十一号削除)

第六条 信託会社が、その引き受けた合同運用信託の信託財産について、従前の規定により納付した甲種の配当利子所得に対する分類所得税額は、命令の定めるところにより、当該合同運用信託の利益に対する所得税額から、これを控除する。

② 前項の場合において、控除すべき分類所得税額は、当該合同運用信託の利益の計算上、当該利益にこれを加算する。

〔規則〕 附則 六

租税の経費不算入

第七条 増加所得税は、改正後の第九条第一項第六号及び第九号に規定する必要な経費には、これを算入しない。(昭和二十二年法律第四百二十二号改正)

経過規定

第八条 昭和二十二年分の所得税については、昭和二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に支払を受くべき甲種の配当利子所得(公債及び社債については、支払を受けた利子)に対する分類所得税額又は従前の第六十六条第一項の規定により支払の際課せられた総合所得税額は、これを改正後の第三十七条第一項又は附則第五条第二項の規定により徴収された所得税額とみなす。

② 昭和二十二年分の所得税については、昭和二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間に支給に係る



丙種の事業所得、甲種の勤労所得又は甲種の退職所得に対する分類所得税額は、これを改正後の第三十八条第一項、第四十条又は第四十二条の規定により徴収された所得税額とみなす。

第九條 従前の第三十五条第二項の規定に基く命令の規定により、昭和二十二年一月一日現在の扶養家族につき提出された控除に関する申請書は、これを改正後の第三十九条第一項の規定により提出された申告書とみなす。

② この法律施行の際、現に改正後の第八条第三項の規定に該当する扶養親族と前項に掲げる申請書に記載された扶養家族とが異なる場合においては、給与所得の支払を受ける者は、この法律の施行後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、改正後の第三十九条第二項に規定する申告書を、給与の支払者（二以上の支払者があるときは、主たる給与の支払者）を経由し政府に提出しなければならない。

③ 改正後の第三十九条第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

〔規則〕 附則 九

第九條の二 昭和二十二年分の所得税については、第九条第一項第四号中「十分の二・五」とあるのは「十分の二・二五」、「一万二千五百円」とあるのは「一万二千五百円」、「第十四条第一項中「四百八十円」とあるのは「三百六十円」、第十五条第一項及び第二項中「別表第一に定める金額」とあるのは「別表第一の二に定める金額」と読み替えるものとする。（昭和二十二年法律第四百四十二号追加）

第九條の三 昭和二十三年分の所得税については、第九条第一項第四号中「その十分の二・五に相当する金額（その金額が三万七千五百円を超えるときは三万七千五百円）」とあるのは「収入金額中五万円までの金額の十分の二・五に相当する金額及び五万円を超える金額の十分の一・三四に相当する金額の合計金額（その金額が二万六千四十円を超えるときは、二万六千四十円）」と、第十二条第一項、第五項及び第六項、第

十五条第三項、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項並びに第二十九条第一項中「一万五千元」とあるのは「一万三百二十五円」と、第十四条第一項中「千八百円」とあるのは「千九百九十五円」と、第十五条第一項及び第二項中「別表第一に定める金額」とあるのは「別表第一の二に定める金額」と読み替えるものとする。（昭和二十三年法律第七号追加）

〔規則〕 附則 十の二

第十條 昭和二十二年に限り、四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書及び十月修正予定申告書に関する事項並びに第一期及び第二期の納期については、命令で特別の定をなすことができる。

〔規則〕 附則 十

第十一條 日本国憲法施行の日までは、改正後の第五十条第二項中「政令」とあるのは「勅令」、改正後の第五十一条第一項中「裁判所」とあるのは「行政裁判所」と読み替えるものとする。

第十二條 財産税法の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。（以下省略）

第十三條 （省略）

第十四條 この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五條 昭和二十一年法律第十四号（所得税法の一部を改正する等の法律）の一部を次のように改正する。  
第五十一条に次の但書を加える。（以下省略）

附 則

（昭和二十二年十一月十九日法律第三百三十三号 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律）



この法律施行の期日は、公布の日から一箇月以内に政令でこれを定める。(以下略)(昭和二十二年政令第二百七十号により同年十二月五日から施行)

附則 (昭和二十二年十一月三十日法律第四百十二号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第一条 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。(以下但書略)

第二条 所得税法別表第二乃至第四の改正規定は、昭和二十二年七月一日以後の支給に係る給与に対する分につき、これを適用する。

② 昭和二十二年六月三十日以前の支給に係る給与に対する所得税の源泉徴収については、なお従前の所得税法別表第二乃至第四の例による。

③ この法律施行前に徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合において、この法律施行の際現に徴収していなかつた所得税の税額又は納付していなかつた所得税の税額についてこの法律施行前の期間に対応して加算すべき税額については、なお従前の所得税法第五十六条の例による。

④ 前三項に定めるものを除く外、改正後の所得税法の規定(加算税及び罰則に関する部分を除く。)は、昭和二十二年分以後の所得税につき、これを適用する。但し、所得税法第六条第五号、第九条第一項第八号及び第二項並びに第十条の改正規定は、昭和二十三年一月一日以後における一時所得に対する分から、これを適用する。

⑤ 所得税法第二十一条第二項の改正規定の適用により、四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書の提出を要しないこととなつた者は、昭和二十二年分の所得税

については、第四期分の所得税額は、これを納付することを要しない。

⑥ 改正後の所得税法の規定の適用により、予定納税額に増減があるに至つた者(前項に規定する者を除く。)の昭和二十二年分の第四期分として納付すべき所得税額は、従前の規定による当該納期分の所得税額につき、従前の規定により算出した予定納税額と改正後の規定により算出した予定納税額との差額に相当する金額を加算又は減算した金額とする。

第十四条 所得税法第五十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(中略)の規定により税額を加算する場合において、この法律施行前の期間に対応して加算すべき税額については、なお従前の例による。

第十五条 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十三年六月二十六日法律第六十号 郵便振替貯金法)

第七十一条 この法律は、公布の日から起算し、二十日を経過した日から、これを施行する。(但書略)(昭和二十三年七月十六日施行)

附則 (昭和二十三年七月七日法律第七号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。(但書省略)

第四十条 所得税法別表第二及び第四の改正規定は、昭和二十三年六月十五日以後の支給に係る給与に対する分につき、これを適用する。

② 昭和二十三年六月十四日以前の支給に係る給与(賞与及び賞与の性質を有する給与を除く。)に対する所得税の源泉徴収については、なお従前の所得税法別表第二及び第四の例による。

③ この法律施行前に特別法人税法第九条ノ二に規定する積立金でなした剰余金の分配で出資の払込に充てら



れたものについては、なお従前の所得税法第九条第一項第三号の例による。

④ この法律施行前に公債及び社債（特別の法令により設立された法人で会社でないものの発行する債券の権利を含む。）の償還に因り受くべき差益（償還金額から発行価額を控除した金額に相当する金額をいう。）については、なお従前の所得税法附則第五条の二の例による。

⑤ 前四項に定めるものを除く外、改正後の所得税法の規定（第十七条の規定、第十八条の規定、第五十三条第二項の規定、第五十四条第二項の規定、第五十六条第二項の規定、第五十七条中源泉徴収に関する部分及び附則第五条第三項において準用する第五十三条第二項の規定、第五十四条第二項の規定、第五十六条第二項の規定及び第五十七条第二項から第五項までの規定、罰則に関する部分並びに別表第三の規定を除く。）は、昭和二十三年分以後の所得税につき、これを適用する。

第六十条 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 （昭和二十四年五月十九日法律第七十六号 所得税法等の一部を改正する法律）

この法律は、公布の日から施行する。

附則 （昭和二十四年六月一日法律第八十二号 中小企業等協同組合法施行法）

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日から施行する。（七月一日から施行）

附則 （昭和二十五年三月三十一日法律第六十九号 国税徴収法の一部を改正する法律）

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 （昭和二十五年三月三十一日法律第七十一号 所得税法の一部を改正する法律）

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の所得税法第四十九条第七項の規定は、

同年七月一日から施行する。

2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法の規定をいい、「旧法」とは、従前の所得税法の規定をいう。

3 新法第五条、第十条の二、第十条の三及び第六十一条の二の規定のうち、法人の解散又は合併の場合に係る部分は、昭和二十五年四月一日以後における法人の解散又は合併に因る分から適用する。

4 新法第五条の二及び第十条第四項の規定は、昭和二十五年四月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因る財産の移転があつた分から適用する。

5 旧法第一条第二項の規定に該当する個人又は法人が支払を受ける旧法第九条第一項第二号、第三号又は第五号に規定する配当所得若しくは臨時配当所得（無記名株式に係るものを除く。）又は退職所得、昭和二十五年三月三十一日以前に支払を受くべきものに対する所得税については、なお旧法第十七条及び第十八条の規定による。

6 昭和二十五年三月三十一日以前に支払を受くべき旧法第九条第一項第二号又は第三号に規定する配当所得又は臨時配当所得（無記名株式に係るものを除く。）に対する所得税の源泉徴収については、なお旧法第三十七条第一項の規定による。

7 新法別表第二の規定は、昭和二十五年四月一日以後に支給期が到来する給与から適用する。

8 支給期が昭和二十五年三月三十一日以前である給与については、なお旧法別表第二から第四までの例による。但し、所得税法の臨時特例等に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十九号）第一条の規定の適用を妨げない。

9 所得税法の臨時特例等に関する法律第一条の規定の適用を受ける給与と支給期が昭和二十五年三月三十一



日以前であるものに対する同条に規定する所得税額が当該給与に対する新法第三十八条第一項に規定する所得税額に比し過不足額があるときは、超過額は、この法律施行後給与の支払の際徴収すべき同項に規定する所得税額に順次充当し（徴収すべき税額がないときは、還付し）、不足額は、この法律施行後支払をなす給与から順次徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、政府に納付しなければならぬ。この場合において、第二十八項の規定による申告書の提出があつたときは、当該申告書に記載された扶養親族又は不具者について、昭和二十五年において、最他に給与の支払を受ける日の前日（昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの間に扶養親族又は不具者に異動があつたときは、その異動のあつた日後最初に給与の支払を受ける日の前日）までに、新法第三十九条に規定する申告書の提出があつたものとみなして、新法第三十八条第一項に規定する所得税額を計算する。

10 新法第六章の規定は、昭和二十五年四月一日以後にあつた新法第四十八条第一項又は第三項に規定する通知に係るものから適用し、同年三月三十一日以前にあつた旧法第四十八条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項に規定する通知に係るものについては、なお従前の例による。

11 新法第六章の規定は、昭和二十五年四月一日以後あつた旧法第四十八条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項に規定する通知に係るものに適用する。この場合において、旧法第四十八条第一項又は第四十九条第一項に規定する通知に係る事項は、新法第四十九条第七項の規定の適用については、新法第四十八条第一項に規定する事項とみなす。

12 旧法第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収すべき義務がある者が、昭和二十五年三月三十一日以前に提出すべき計算書については、なお旧法第五十三条第二項の規定による。

13 新法第五十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和二十五年四月一日以後政府に報告があつた分から適用する。

14 昭和二十四年分以前の所得税に係る旧法第五十五条の規定により納付し、又は徴収すべき税額で昭和二十五年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

15 旧法第三十二条から第三十四条まで、第四十五条又は第四十七条の規定により納付し、又は徴収すべき所得でこの法律施行の際未納であるもの及び昭和二十五年四月一日以後においてこれらの規定により納付し、又は徴収すべき所得税については、同日を新法第五十五条第一項各号に掲げる期間の起算日として同条の規定を適用する。この場合において、同条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる所得税については、この法律施行前に告知又は督促がなされているときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。（昭和二十五年法律第七十八号改正）

16 昭和二十五年三月三十一日以前に旧法第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第四十条から第四十二条までの規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた場合において、この法律施行の際未納である所得税額に係る旧法第五十六条の規定により納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

17 旧法第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第四十条から第四十二条までの規定により徴収して納付すべき所得税でこの法律施行の際未納であるものについては、昭和二十五年四月一日を新法第五十六条第一項に規定する期間の起算日として同条の規定を適用する。この場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる所得税については、この法律施行前に督促がなされているときは、当該督促は当該利子税額についてもなされたものとみなす。（昭和二十五年法律第七十八号改正）



- 18 昭和二十五年三月三十一日までに旧法第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第四十条から第四十二条までの規定により徴収すべき所得税については、なお旧法第五十七条第二項から第五項までの規定による。
- 19 昭和二十五年三月三十一日以前に支払を受ける旧法附則第五条に規定する所得に対する所得税の課税については、なお従前の同条の規定による。
- 20 旧法附則第五条の規定の適用を受ける定期預金の利子又は金銭信託の利益（大蔵大臣の指定するものに限る。）で、昭和二十五年九月三十日以前に支払を受けるものに対する所得税の課税については、前項の規定にかかわらず、同条の規定は、なおその効力を有する。
- 21 この法律施行前（前項の規定によりなおその効力を有する旧法附則第五条に係るものについては、昭和二十五年九月三十日まで）になした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 22 前十九項に定めるものを除く外、新法の規定（第十七条、第十八条、第三十七条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第五十四条第三項、第五十六条、第五十七条第四項、第五十七条の二第四項、第六十条、第六十一条の二、第六十二条、第六十二条の二及び第六十六条の二の規定、罰則並びに別表第一及び第二の規定を除く。）は、昭和二十五年分以後の所得税につき適用し、昭和二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 23 この法律施行の際新法第十条の四第一項に規定する事業を営む個人は、政令の定めるところにより、同項に規定する資産について、同項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、昭和二十五年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。同条第二項後段の規定は、この場合について準用する。

〔規則〕 附則4

- 24 この法律施行の際新法第十条の五第一項の規定に該当する個人は、同項の命令により、二以上の償却の方法が定められた場合においては、政令の定めるところにより、その償却の方法のうちそのよるべき方法を選定して、昭和二十五年五月十五日までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。同条第二項後段の規定は、この場合について準用する。

〔規則〕 附則5

- 25 昭和二十五年分の所得税について新法第二十一条の三の規定を適用する場合における同条第十二項の規定の適用については、同項の規定により前年分の総所得金額から控除する所得の金額は、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得の金額の外、臨時配当所得の金額とする。
- 26 所得税法の臨時特例等に関する法律第二条第二項の規定による届出をした者は、新法第二十六条の四第四項の規定による申請書を政府に提出したものとみなす。
- 27 前項の規定に該当する者を除く外、所得税法の臨時特例等に関する法律第二条第一項に規定する帳簿を昭和二十五年一月一日から備え付けており、且つ、同項の規定に準拠している個人は、昭和二十五年分については、新法第二十六条の四第四項の規定にかかわらず、この法律施行後二箇月以内に、同項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。
- 28 この法律施行の際に新法第八条第一項の規定に該当する扶養親族とこの法律施行前に旧法第三十九条の規定により提出された申告書に記載された扶養親族とが異なる場合又はこの法律施行の際に新法第八条第二項の規定に該当する不具者がある場合においては、給与の支払を受ける者は、この法律施行後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、新法第三十九条第二項の規定に準じて、申告書を政府に提出しなければならない。
- 29 旧法第三十九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。



- 1 附則 (昭和二十五年三月三十一日法律第七十三号 相続税法)  
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。(以下省略)
- 1 附則 (昭和二十五年三月三十一日法律第七十八号 国税の延滞金等の特例に関する法律)  
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 1 附則 (昭和二十五年五月四日法律第四百一十一号 大蔵省設置法の一部を改正する法律)  
この法律は、公布の日から施行する。
- 1 附則 (昭和二十五年五月六日法律第五百五十六号 住宅金融公庫法)  
この法律は、公布の日から施行する。
- 1 附則 (昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号 社会福祉事業法)  
この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。(但書省略)
- 1 附則 (昭和二十六年三月三十一日法律第六十三号 所得税法の一部を改正する法律)  
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の所得税法(以下「新法」という。)中給与所得及び退職所得の源泉徴収に関する規定は、昭和二十六年四月一日以後に支払期が到来する給与所得及び退職所得から適用し、同日前に支払期が到来した給与所得及び退職所得の源泉徴収については、なお従前の例による。
- 3 所得税法臨時特例法(昭和二十五年法律第二百八十二号)第一条第一項第一号又は第三号の規定の適用を受ける給与所得で、その支払期が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に到来したものに對する同項の規定による所得税額が当該給与所得に對する新法第三十八条第一項の規定による所得税額に比し過不足額があるときは、当該給与所得の支払をする者は、超過額は、同年四月一日以後最初に給与所得の支払をする際徴収すべき所得税額に充当し、なお超過額があるときは次回以降に給与所得の支払をする際徴収すべき所得税額に順次充当し(これらの場合に徴収すべき税額がないときは、還付し)、不足額は、同日以後最初に給与所得の支払をする際徴収し、なお不足額があるときは次回以降に給与所得の支払をする際順次徴収し、それぞれその徴収の日の属する月の翌月十日までに政府に納付しなければならぬ。この場合において、当該給与所得の支払を受ける者が第八項の規定による申告書を提出したときは、当該申告書に記載した事項を記載した新法第三十九条第一項又は第二項の規定による申告書を同条の規定により当該申告書を提出すべきものとされた日までに提出していたものとみなして新法第三十八条第一項の規定による所得税額を計算するものとする。

- 4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法の規定の適用については、同法第三十八条第一項の規定により徴収して納付すべき所得税とみなす。
- 5 新法第四十八条第二項但書(同法第四十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和二十六年四月一日以後同法第四十八条第二項但書に規定する更正又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。
- 6 第二項及び前項に定めるものを除く外、新法の規定(第六十一条の二の改正規定に係る部分、第六十一条の三及び第七十条第六号の改正規定に係る部分を除く。)は、昭和二十六年分以後の所得税から適用し、昭和二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 7 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人で、昭和二十六年一月一日以後これらの所得の計算に關し新法第二十六条の三第二項の規定に基く命令に準拠した帳簿書類を備えているものは、同条第四項の規定にかかわらず、この法律施行後二月以内に、昭和二十六年分以後青色申告書を提出することの承



認について同項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

8 新法第三十九条第一項の規定の適用を受ける者は、この法律施行の際にその者が新法第八条第三項から第五項までに規定する老年者、寡婦若しくは勤労学生に該当する場合又はこの法律の施行に因りその者について新法第八条第一項若しくは第二項に規定する扶養親族若しくは不具者とこの法律施行前に改正前の所得税法第三十九条の規定により提出した申告書に記載した扶養親族又は不具者とが異なることとなつた場合においては、この法律施行後最初に給与所得の支払を受ける日の前日までに、新法第三十九条第一項又は第二項の規定に準じて、申告書を政府に提出しなければならない。

9 昭和二十五年分について、確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項に規定する申告書を提出した者については、詐偽その他不正の行為により当該年分の所得税を免れた場合を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、第六項の規定にかかわらず、当該年分に係る同法第四十四条又は第四十六条の規定による更正又は決定をすることができない。

10 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

11 第二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第十四条第一項」を「第十四条」に改める。災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二十一条の二第一項」、「第二十二条の二第一項、」及び「第二十六条の三第一項」を削る。

12 昭和二十五年分の所得税に対する災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正

する法律附則第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定による改正前の同法附則第四項の規定の例による。

13 連合国軍人等住宅公社法（昭和二十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び同条第二項の項番号を削る。

14 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

15 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

附則（昭和二十六年三月三十一日法律第七十八号 国税徴収法の一部を改正する法律）

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則（昭和二十六年三月三十一日法律百八号 日本開発銀行法）

1 この法律中附則第二項、第二十一項、……までの規定は、復興金融庫の解散の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。  
復興金融庫法

（省略）

21 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。（以下省略）



附則 (昭和二十六年六月四日法律第九十八号 証券投資信託法)

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。(以下省略)

附則 (昭和二十六年七月十日政令第二百六十一号 持株会社整理委員会令の廃止に関する政令)

1 この政令は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

23 改正前の……所得税法第三条第七号……の規定は、清算中の持株会社整理委員会については、この政令施行後も、なおその効力を有する。

(参考 所得税額速算表)

課税総所得金額	税率	控除額
以上 円 1 — 50,000	20	—
50,001 — 100,000	25	2,500
100,001 — 150,000	30	7,500
150,001 — 200,000	35	15,000
200,001 — 300,000	40	25,000
300,001 — 500,000	45	40,000
500,001 — 1,000,000	50	65,000
1,000,001 —	55	115,000

計算例

課税総所得金額 530,000円の場合

$$530,000 \text{円} \times 50\% - 65,000 \text{円} = 200,000 \text{円}$$

所得税 所得税法 所得税額速算表



所得税 所得税法別表

102

別表第一 所得税の課税額表(第十五条の規定による所得税額表)

課税総所得金額又は調整所得金額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)		税額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)		税額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	税額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	税額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	税額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	課税総所得金額又は調整所得金額(円)	税額(円)	
	以上	未満			以上	未満														以上
500円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
500	1,000	1,000	100	57,000	57,000	57,000	11,500	132,000	134,000	136,000	32,100	263,000	266,000	269,000	80,200	30	30	30	30	30
1,000	1,500	2,000	200	58,000	59,000	60,000	11,750	134,000	136,000	138,000	32,700	266,000	269,000	272,000	81,400	30	30	30	30	30
1,500	2,000	2,500	300	59,000	60,000	61,000	12,250	136,000	138,000	140,000	33,300	269,000	272,000	275,000	82,600	30	30	30	30	30
2,000	2,500	3,000	400	60,000	61,000	62,000	12,500	140,000	142,000	144,000	33,900	272,000	275,000	278,000	83,800	30	30	30	30	30
2,500	3,000	3,500	500	61,000	62,000	63,000	12,750	142,000	144,000	146,000	34,500	275,000	278,000	281,000	85,000	30	30	30	30	30
3,000	3,500	4,000	600	62,000	63,000	64,000	13,000	144,000	146,000	148,000	35,100	278,000	281,000	284,000	86,200	31	31	31	31	31
3,500	4,000	4,500	700	63,000	64,000	65,000	13,250	146,000	148,000	150,000	35,700	281,000	284,000	287,000	87,400	31	31	31	31	31
4,000	4,500	5,000	800	64,000	65,000	66,000	13,500	148,000	150,000	152,000	36,300	284,000	287,000	290,000	88,600	31	31	31	31	31
4,500	5,000	5,500	900	65,000	66,000	67,000	13,750	150,000	152,000	154,000	36,900	287,000	290,000	293,000	89,800	31	31	31	31	31
5,000	5,500	6,000	1,000	66,000	67,000	68,000	14,000	152,000	154,000	156,000	37,500	290,000	293,000	296,000	91,000	31	31	31	31	31
5,500	6,000	6,500	1,100	67,000	68,000	69,000	14,250	154,000	156,000	158,000	38,200	293,000	296,000	299,000	92,200	31	31	31	31	31
6,000	6,500	7,000	1,200	68,000	69,000	70,000	14,500	156,000	158,000	160,000	38,900	296,000	299,000	302,000	93,400	31	31	31	31	31
6,500	7,000	7,500	1,300	69,000	70,000	71,000	14,750	158,000	160,000	162,000	39,600	299,000	302,000	305,000	94,600	31	31	31	31	31
7,000	7,500	8,000	1,400	70,000	71,000	72,000	15,000	160,000	162,000	164,000	40,300	302,000	305,000	308,000	95,900	31	31	31	31	31
7,500	8,000	8,500	1,500	71,000	72,000	73,000	15,250	162,000	164,000	166,000	41,000	305,000	308,000	311,000	97,250	31	31	31	31	31
8,000	8,500	9,000	1,600	72,000	73,000	74,000	15,500	164,000	166,000	168,000	41,700	308,000	311,000	314,000	98,600	32	32	32	32	32
8,500	9,000	9,500	1,700	73,000	74,000	75,000	15,750	166,000	168,000	170,000	42,400	311,000	314,000	317,000	99,950	32	32	32	32	32
9,000	9,500	10,000	1,800	74,000	75,000	76,000	16,000	168,000	170,000	172,000	43,100	314,000	317,000	320,000	101,300	32	32	32	32	32
9,500	10,000	10,500	1,900	75,000	76,000	77,000	16,250	170,000	172,000	174,000	43,800	317,000	320,000	323,000	102,650	32	32	32	32	32
10,000	10,500	11,000	2,000	76,000	77,000	78,000	16,500	172,000	174,000	176,000	44,500	320,000	323,000	326,000	104,000	32	32	32	32	32
10,500	11,000	11,500	2,100	77,000	78,000	79,000	16,750	174,000	176,000	178,000	45,200	323,000	326,000	329,000	105,350	32	32	32	32	32
11,000	11,500	12,000	2,200	78,000	79,000	80,000	17,000	176,000	178,000	180,000	45,900	326,000	329,000	332,000	106,700	32	32	32	32	32
11,500	12,000	12,500	2,300	79,000	80,000	81,000	17,250	178,000	180,000	182,000	46,600	329,000	332,000	335,000	108,050	32	32	32	32	32
12,000	12,500	13,000	2,400	80,000	81,000	82,000	17,500	180,000	182,000	184,000	47,300	332,000	335,000	338,000	109,400	32	32	32	32	32
12,500	13,000	13,500	2,500	81,000	82,000	83,000	17,750	182,000	184,000	186,000	48,000	335,000	338,000	341,000	110,750	32	32	32	32	32
13,000	13,500	14,000	2,600	82,000	83,000	84,000	18,000	184,000	186,000	188,000	48,700	338,000	341,000	344,000	112,100	33	33	33	33	33
13,500	14,000	14,500	2,700	83,000	84,000	85,000	18,250	186,000	188,000	190,000	49,400	341,000	344,000	347,000	113,450	33	33	33	33	33
14,000	14,500	15,000	2,800	84,000	85,000	86,000	18,500	188,000	190,000	192,000	50,100	344,000	347,000	350,000	114,800	33	33	33	33	33
14,500	15,000	15,500	2,900	85,000	86,000	87,000	18,750	190,000	192,000	194,000	50,800	347,000	350,000	353,000	116,150	33	33	33	33	33
15,000	15,500	16,000	3,000	86,000	87,000	88,000	19,000	192,000	194,000	196,000	51,500	350,000	353,000	356,000	117,500	33	33	33	33	33
15,500	16,000	16,500	3,100	87,000	88,000	89,000	19,250	194,000	196,000	198,000	52,200	353,000	356,000	359,000	118,850	33	33	33	33	33
16,000	16,500	17,000	3,200	88,000	89,000	90,000	19,500	196,000	198,000	200,000	52,900	356,000	359,000	362,000	120,200	33	33	33	33	33
16,500	17,000	17,500	3,300	89,000	90,000	91,000	19,750	198,000	200,000	202,000	53,600	359,000	362,000	365,000	121,550	33	33	33	33	33
17,000	17,500	18,000	3,400	90,000	91,000	92,000	20,000	200,000	202,000	204,000	54,300	362,000	365,000	368,000	122,900	33	33	33	33	33
17,500	18,000	18,500	3,500	91,000	92,000	93,000	20,250	202,000	204,000	206,000	55,000	365,000	368,000	371,000	124,250	34	34	34	34	34
18,000	18,500	19,000	3,600	92,000	93,000	94,000	20,500	204,000	206,000	208,000	55,800	368,000	371,000	374,000	125,600	34	34	34	34	34
18,500	19,000	19,500	3,700	93,000	94,000	95,000	20,750	206,000	208,000	210,000	56,600	371,000	374,000	377,000	126,950	34	34	34	34	34
19,000	19,500	20,000	3,800	94,000	95,000	96,000	21,000	208,000	210,000	212,000	57,400	374,000	377,000	380,000	128,300	34	34	34	34	34
19,500	20,000	20,500	3,900	95,000	96,000	97,000	21,250	210,000	212,000	214,000	58,200	377,000	380,000	383,000	129,650	34	34	34	34	34
20,000	20,500	21,000	4,000	96,000	97,000	98,000	21,500	212,000	214,000	216,000	59,000	380,000	383,000	386,000	131,000	34	34	34	34	34
20,500	21,000	21,500	4,100	97,000	98,000	99,000	21,750	214,000	216,000	218,000	59,800	383,000	386,000	389,000	132,350	34	34	34	34	34
21,000	21,500	22,000	4,200	98,000	99,000	100,000	22,000	216,000	218,000	220,000	60,600	386,000	389,000	392,000	133,700	34	34	34	34	34
21,500	22,000	22,500	4,300	99,000	100,000	101,000	22,250	218,000	220,000	222,000	61,400	389,000	392,000	395,000	135,050	34	34	34	34	34
22,000	22,500	23,000	4,400	100,000	101,000	102,000	22,500	220,000	222,000	224,000	62,200	392,000	395,000	398,000	136,400	34	34	34	34	34
22,500	23,000	23,500	4,500	101,000	102,000	103,000	22,750	222,000	224,000	226,000	63,000	395,000	398,000	401,000	137,750	34	34	34	34	34
23,000	23,500	24,000	4,600	102,000	103,000	104,000	23,000	224,000	226,000	228,000	63,800	398,000	401,000	404,000	139,100	34	34	34	34	34
23,500	24,000	24,500	4,700	103,000	104,000	105,000	23,250	226,000	228,000	230,000	64,600	401,000	404,000	407,000	140,450	34	34	34	34	34
24,000	24,500	25,000	4,800	104,000	105,000	106,000	23,500	228,000	230,000	232,000	65,400	40								







所得税 所得税法別表

イ月額表(二)

その月の金額	第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙十八條第五号の規定による税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	扶養親族及び不具者の数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17,500	18,000	18,500	19,000	19,500	20,000	20,500	21,000	21,500	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000	25,500	26,000	26,500	27,000	27,500	28,000	28,500	29,000	29,500	30,000	30,500	31,000	31,500	32,000	32,500	33,000	33,500	34,000	34,500	35,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3,125	3,300	3,475	3,650	3,825	4,000	4,175	4,350	4,525	4,700	4,875	5,050	5,225	5,400	5,575	5,750	5,925	6,100	6,275	6,450	6,625	6,800	6,975	7,150	7,325	7,500	7,675	7,850	8,025	8,200	8,375	8,550	8,725	8,900	9,075	9,250	9,425	9,600	9,775	9,950	10,125	10,300	10,475	10,650	10,825	11,000	11,175	11,350	11,525	11,700	11,875	12,050	12,225	12,400	12,575	12,750	12,925	13,100	13,275	13,450	13,625	13,800	13,975	14,150	14,325	14,500	14,675	14,850	15,025	15,200	15,375	15,550	15,725	15,900	16,075	16,250	16,425	16,600	16,775	16,950	17,125	17,300	17,475	17,650	17,825	18,000	18,175	18,350	18,525	18,700	18,875	19,050	19,225	19,400	19,575	19,750	19,925	20,100	20,275	20,450	20,625	20,800	20,975	21,150	21,325	21,500	21,675	21,850	22,025	22,200	22,375	22,550	22,725	22,900	23,075	23,250	23,425	23,600	23,775	23,950	24,125	24,300	24,475	24,650	24,825	25,000	25,175	25,350	25,525	25,700	25,875	26,050	26,225	26,400	26,575	26,750	26,925	27,100	27,275	27,450	27,625	27,800	27,975	28,150	28,325	28,500	28,675	28,850	29,025	29,200	29,375	29,550	29,725	29,900	30,075	30,250	30,425	30,600	30,775	30,950	31,125	31,300	31,475	31,650	31,825	32,000	32,175	32,350	32,525	32,700	32,875	33,050	33,225	33,400	33,575	33,750	33,925	34,100	34,275	34,450	34,625	34,800	34,975	35,150	35,325	35,500	35,675	35,850	36,025	36,200	36,375	36,550	36,725	36,900	37,075	37,250	37,425	37,600	37,775	37,950	38,125	38,300	38,475	38,650	38,825	39,000	39,175	39,350	39,525	39,700	39,875	40,050	40,225	40,400	40,575	40,750	40,925	41,100	41,275	41,450	41,625	41,800	41,975	42,150	42,325	42,500	42,675	42,850	43,025	43,200	43,375	43,550	43,725	43,900	44,075	44,250	44,425	44,600	44,775	44,950	45,125	45,300	45,475	45,650	45,825	46,000	46,175	46,350	46,525	46,700	46,875	47,050	47,225	47,400	47,575	47,750	47,925	48,100	48,275	48,450	48,625	48,800	48,975	49,150	49,325	49,500	49,675	49,850	50,025	50,200	50,375	50,550	50,725	50,900	51,075	51,250	51,425	51,600	51,775	51,950	52,125	52,300	52,475	52,650	52,825	53,000	53,175	53,350	53,525	53,700	53,875	54,050	54,225	54,400	54,575	54,750	54,925	55,100	55,275	55,450	55,625	55,800	55,975	56,150	56,325	56,500	56,675	56,850	57,025	57,200	57,375	57,550	57,725	57,900	58,075	58,250	58,425	58,600	58,775	58,950	59,125	59,300	59,475	59,650	59,825	60,000	60,175	60,350	60,525	60,700	60,875	61,050	61,225	61,400	61,575	61,750	61,925	62,100	62,275	62,450	62,625	62,800	62,975	63,150	63,325	63,500	63,675	63,850	64,025	64,200	64,375	64,550	64,725	64,900	65,075	65,250	65,425	65,600	65,775	65,950	66,125	66,300	66,475	66,650	66,825	67,000	67,175	67,350	67,525	67,700	67,875	68,050	68,225	68,400	68,575	68,750	68,925	69,100	69,275	69,450	69,625	69,800	69,975	70,150	70,325	70,500	70,675	70,850	71,025	71,200	71,375	71,550	71,725	71,900	72,075	72,250	72,425	72,600	72,775	72,950	73,125	73,300	73,475	73,650	73,825	74,000	74,175	74,350	74,525	74,700	74,875	75,050	75,225	75,400	75,575	75,750	75,925	76,100	76,275	76,450	76,625	76,800	76,975	77,150	77,325	77,500	77,675	77,850	78,025	78,200	78,375	78,550	78,725	78,900	79,075	79,250	79,425	79,600	79,775	79,950	80,125	80,300	80,475	80,650	80,825	81,000	81,175	81,350	81,525	81,700	81,875	82,050	82,225	82,400	82,575	82,750	82,925	83,100	83,275	83,450	83,625	83,800	83,975	84,150	84,325	84,500	84,675	84,850	85,025	85,200	85,375	85,550	85,725	85,900	86,075	86,250	86,425	86,600	86,775	86,950	87,125	87,300	87,475	87,650	87,825	88,000	88,175	88,350	88,525	88,700	88,875	89,050	89,225	89,400	89,575	89,750	89,925	90,100	90,275	90,450	90,625	90,800	90,975	91,150	91,325	91,500	91,675	91,850	92,025	92,200	92,375	92,550	92,725	92,900	93,075	93,250	93,425	93,600	93,775	93,950	94,125	94,300	94,475	94,650	94,825	95,000	95,175	95,350	95,525	95,700	95,875	96,050	96,225	96,400	96,575	96,750	96,925	97,100	97,275	97,450	97,625	97,800	97,975	98,150	98,325	98,500	98,675	98,850	99,025	99,200	99,375	99,550	99,725	99,900	100,075	100,250	100,425	100,600	100,775	100,950	101,125	101,300	101,475	101,650	101,825	102,000	102,175	102,350	102,525	102,700	102,875	103,050	103,225	103,400	103,575	103,750	103,925	104,100	104,275	104,450	104,625	104,800	104,975	105,150	105,325	105,500	105,675	105,850	106,025	106,200	106,375	106,550	106,725	106,900	107,075	107,250	107,425	107,600	107,775	107,950	108,125	108,300	108,475	108,650	108,825	109,000	109,175	109,350	109,525	109,700	109,875	110,050	110,225	110,400	110,575	110,750	110,925	111,100	111,275	111,450	111,625	111,800	111,975	112,150	112,325	112,500	112,675	112,850	113,025	113,200	113,375	113,550	113,725	113,900	114,075	114,250	114,425	114,600	114,775	114,950	115,125	115,300	115,475	115,650	115,825	116,000	116,175	116,350	116,525	116,700	116,875	117,050	117,225	117,400	117,575	117,750	117,925	118,100	118,275	118,450	118,625	118,800	118,975	119,150	119,325	119,500	119,675	119,850	120,025	120,200	120,375	120,550	120,725	120,900	121,075	121,250	121,425	121,600	121,775	121,950	122,125	122,300	122,475	122,650	122,825	123,000	123,175	123,350	123,525	123,700	123,875	124,050	124,225	124,400	124,575	124,750	124,925	125,100	125,275	125,450	125,625	125,800	125,975	126,150	126,325	126,500	126,675	126,850	127,025	127,200	127,375	127,550	127,725	127,900	128,075	128,250	128,425	128,600	128,775	128,950	129,125	129,300	129,475	129,650	129,825	130,000	130,175	130,350	130,525	130,700	130,875	131,050	131,225	131,400	131,575	131,750	131,925	132,100	132,275	132,450	132,625	132,800	132,975	133,150	133,325	133,500	133,675	133,850	134,025	134,200	134,375	134,550	134,725	134,900	135,075	135,250	135,425	135,600	135,775	135,950	136,125	136,300	136,475	136,650	136,825	137,000	137,175	137,350	137,525	137,700	137,875	138,050	138,225	138,400	138,575	138,750	138,925	139,100	139,275	139,450	139,625	139,800	139,975	140,150	140,325	140,500	140,675	140,850	141,025	141,200	141,375	141,550	141,725	141,900	142,075	142,250	142,425	142,600	142,775	142,950	143,125	143,300	143,475	143,650	143,825	144,000	144,175	144,350	144,525	144,700	144,875	145,050	145,225	145,400	145,575	145,750	145,925	146,100	146,275	146,450	146,625	146,800	146,975	147,150	147,325	147,500	147,675	147,850	148,025	148,200	148,375	148,550	148,725	148,900	149,075	149,250	149,425	149,600	149,775	149,950	150,125	150,300	150,475	150,650	150,825	151,000	151,175	151,350	151,525	151,700	151,875	152,050	152,225	152,400	152,575	152,750	152,925	153,100	153,275	153,450	153,625	153,800	153,975	154,150	154,325	154,500	154,675	154,850	155,025	155,200	155,375	155,550	155,725	155,900	156,075	156,250	156,425	156,600	156,775	156,950	157,125	157,300	157,475	157,650	157,825	158,000	158,175	158,350	158,525	158,700	158,875	159,050	159,225	159,400	159,575	159,750	159,925	160,100	160,275	160,450	160,625	160,800	160,975	161,150	161,325	161,500	161,675	161,850	162,025	162,200	162,375	162,550	162,725	162,900	163,075	163,250	163,425	163,600	163,775	163,950	164,125	164,300	164,475	164,650	164,825	165,000	165,175	165,350	165,525	165,700	165,875	166,050	166,225	166,400	166,575	166,750	166,925	167,100	167,275	167,450



所得税 所得税法別表

別表第二 経費所得の所得税源泉徴収額表(第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表)

その週の 給与の金額	第三十八條第一項第一号の規定による税額										第三十八條第一項第五号の規定による税額	
	扶養親族及び不具者の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
700円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
750	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
850	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
950	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,050	61	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	70	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,150	78	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	87	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,250	95	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	104	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,350	112	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,400	121	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,450	129	71	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,500	138	79	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,550	146	88	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,600	155	96	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,650	163	105	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,700	172	113	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,750	180	122	63	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,800	189	130	72	14	0	0	0	0	0	0	0	0
1,850	198	139	80	22	0	0	0	0	0	0	0	0
1,900	208	147	89	31	0	0	0	0	0	0	0	0
1,950	219	156	97	39	0	0	0	0	0	0	0	0
2,000	230	164	106	48	0	0	0	0	0	0	0	0
2,050	240	173	114	56	0	0	0	0	0	0	0	0
2,100	251	181	123	65	0	0	0	0	0	0	0	0
2,150	261	190	131	73	0	0	0	0	0	0	0	0
2,200	272	199	140	82	23	0	0	0	0	0	0	0
2,250	283	210	148	90	32	0	0	0	0	0	0	0
2,300	293	220	157	99	40	0	0	0	0	0	0	0
2,350	304	231	165	107	49	0	0	0	0	0	0	0
2,400	315	242	174	116	57	0	0	0	0	0	0	0
2,450	325	252	182	124	66	0	0	0	0	0	0	0
2,500	336	263	191	133	74	16	0	0	0	0	0	0
2,550	346	273	199	141	83	25	0	0	0	0	0	0
2,600	357	284	208	150	91	34	0	0	0	0	0	0
2,650	368	295	217	158	100	41	0	0	0	0	0	0
2,700	378	305	226	167	108	50	0	0	0	0	0	0
2,750	389	316	235	175	117	58	0	0	0	0	0	0
2,800	400	327	244	184	125	67	0	0	0	0	0	0
2,850	410	337	254	192	134	75	17	0	0	0	0	0
2,900	421	348	265	202	142	84	25	0	0	0	0	0
2,950	431	358	275	212	151	92	34	0	0	0	0	0
3,000	443	369	285	223	159	101	42	0	0	0	0	0
3,050	456	380	296	234	168	109	51	0	0	0	0	0
3,100	469	390	307	244	176	118	59	0	0	0	0	0
3,150	482	401	317	255	185	126	68	0	0	0	0	0
3,200	494	412	328	266	193	135	76	18	0	0	0	0
3,250	507	422	339	276	203	143	85	26	0	0	0	0
3,300	520	433	349	287	214	152	93	35	0	0	0	0
3,350	533	445	360	297	224	160	102	43	0	0	0	0
3,400	545	458	370	308	235	169	110	52	0	0	0	0
3,450	558	470	381	319	246	177	119	60	2	0	0	0
3,500	571	483	392	329	256	186	127	69	11	0	0	0
3,550	584	496	402	340	267	194	136	77	19	0	0	0
3,600	596	509	413	351	278	205	144	86	28	0	0	0
3,650	609	521	424	361	288	215	153	94	36	0	0	0
3,700	622	534	434	372	299	226	161	103	45	0	0	0
3,750	635	547	447	382	309	236	170	111	53	0	0	0
3,800	647	560	459	393	320	247	178	120	62	0	0	0
3,850	660	572	472	404	331	258	187	128	70	0	0	0
3,900	673	586	498	415	342	269	196	137	79	0	0	0
3,950	688	601	513	427	354	281	208	147	88	0	0	0
4,000	703	616	528	440	367	294	221	157	99	0	0	0
4,100	724	646	558	470	392	319	246	177	119	0	0	0
4,200	749	676	588	500	417	344	271	198	139	0	0	0
4,300	769	706	618	530	443	369	296	223	159	0	0	0
4,400	804	769	688	588	500	417	271	198	139	0	0	0
4,500	849	831	769	688	588	500	417	271	198	0	0	0
4,600	894	894	849	769	688	588	500	417	271	0	0	0
4,700	939	957	909	849	769	688	588	500	417	0	0	0
4,800	984	1,020	984	939	849	769	688	588	500	0	0	0
4,900	1,029	1,083	1,049	1,029	984	939	849	769	688	0	0	0
5,000	1,074	1,146	1,114	1,074	1,029	984	939	849	769	0	0	0
5,100	1,119	1,209	1,179	1,119	1,074	1,029	984	939	849	0	0	0
5,200	1,164	1,272	1,242	1,164	1,119	1,074	1,029	984	939	0	0	0
5,300	1,209	1,335	1,305	1,209	1,164	1,119	1,074	1,029	984	0	0	0
5,400	1,254	1,398	1,368	1,254	1,209	1,164	1,119	1,074	1,029	0	0	0
5,500	1,299	1,461	1,431	1,299	1,254	1,209	1,164	1,119	1,074	0	0	0
5,600	1,344	1,524	1,494	1,344	1,299	1,254	1,209	1,164	1,119	0	0	0
5,700	1,389	1,587	1,557	1,389	1,344	1,299	1,254	1,209	1,164	0	0	0
5,800	1,434	1,650	1,620	1,434	1,389	1,344	1,299	1,254	1,209	0	0	0
5,900	1,479	1,713	1,683	1,479	1,434	1,389	1,344	1,299	1,254	0	0	0
6,000	1,524	1,776	1,746	1,524	1,479	1,434	1,389	1,344	1,299	0	0	0
6,100	1,569	1,839	1,809	1,569	1,524	1,479	1,434	1,389	1,344	0	0	0
6,200	1,614	1,902	1,872	1,614	1,569	1,524	1,479	1,434	1,389	0	0	0
6,300	1,659	1,965	1,935	1,659	1,614	1,569	1,524	1,479	1,434	0	0	0
6,400	1,704	2,028	1,998	1,704	1,659	1,614	1,569	1,524	1,479	0	0	0
6,500	1,749	2,091	2,061	1,749	1,704	1,659	1,614	1,569	1,524	0	0	0
6,600	1,794	2,154	2,124	1,794	1,749	1,704	1,659	1,614	1,569	0	0	0
6,700	1,839	2,217	2,187	1,839	1,794	1,749	1,704	1,659	1,614	0	0	0
6,800	1,884	2,280	2,250	1,884	1,839	1,794	1,749	1,704	1,659	0	0	0
6,900	1,929	2,343	2,313	1,929	1,884	1,839	1,794	1,749	1,704	0	0	0
7,000	1,974	2,406	2,376	1,974	1,929	1,884	1,839	1,794	1,749	0	0	0
7,100	2,019	2,469	2,439	2,019	1,974	1,929	1,884	1,839	1,794	0	0	0
7,200	2,064	2,532	2,502	2,064	2,019	1,974	1,929	1,884	1,839	0	0	0
7,300	2,109	2,595	2,565	2,109	2,064	2,019	1,974	1,929	1,884	0	0	0
7,400	2,154	2,658	2,628	2,154	2,109	2,064	2,019	1,974	1,929	0	0	0
7,500	2,199	2,721	2,691	2,199	2,154	2,109	2,064	2,019	1,974	0	0	0
7,600	2,244	2,784	2,754	2,244	2,199	2,154	2,109	2,064	2,019	0	0	0
7,700	2,289	2,847	2,817	2,289	2,244	2,199	2,154	2,109	2,064	0	0	0
7,800	2,334	2,910	2,880	2,334	2,289	2,244	2,199	2,154	2,109	0	0	0
7,900	2,379	2,973	2,943	2,379	2,334	2,289	2,244	2,199	2,154	0	0	0
8,000	2,424	3,036	3,006	2,424	2,379	2,334	2,289	2,244	2,199	0	0	0
8,100	2,469	3,099	3,069	2,469	2,424	2,379	2,334	2,289	2,244	0	0	0
8,200	2,514	3,162	3,132	2,514	2,469	2,424	2,379	2,334				



所得税 所得税法別表

選 額 表 (二)

その選の給與の金額	第三十八條第一項第一号の規定による税額										第三十八條第一項第五号の規定による税額																																																																																																																														
	扶養親族及び不具者の数																																																																																																																																								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人																																																																																																																													
4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300	7,400																																																																																																											
4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,200	7,300	7,400	7,500	7,600	7,700	7,800	7,900	8,000	8,100	8,200	8,300	8,400	8,500	8,600	8,700	8,800	8,900	9,000	9,100	9,200	9,300	9,400	9,500	9,600	9,700	9,800	9,900	10,000	10,100	10,200	10,300	10,400	10,500	10,600	10,700	10,800	10,900	11,000	11,100	11,200	11,300	11,400	11,500	11,600	11,700	11,800	11,900	12,000	12,100	12,200	12,300	12,400	12,500	12,600	12,700	12,800	12,900	13,000	13,100	13,200	13,300	13,400	13,500	13,600	13,700	13,800	13,900	14,000	14,100	14,200	14,300	14,400	14,500	14,600	14,700	14,800	14,900	15,000																																
839	874	909	944	979	1,014	1,049	1,086	1,126	1,166	1,206	1,246	1,286	1,326	1,366	1,406	1,446	1,486	1,526	1,566	1,606	1,646	1,686	1,726	1,766	1,806	1,846	1,886	1,926	1,966	2,006	2,046	2,086	2,126	2,166	2,206	2,246	2,286	2,326	2,366	2,406	2,446	2,486	2,526	2,566	2,606	2,646	2,686	2,726	2,766	2,806	2,846	2,886	2,926	2,966	3,006	3,046	3,086	3,126	3,166	3,206	3,246	3,286	3,326	3,366	3,406	3,446	3,486	3,526	3,566	3,606	3,646	3,686	3,726	3,766	3,806	3,846	3,886	3,926	3,966	4,006	4,046	4,086	4,126	4,166	4,206	4,246	4,286	4,326	4,366	4,406	4,446	4,486	4,526	4,566	4,606	4,646	4,686	4,726	4,766	4,806	4,846	4,886	4,926	4,966	5,006																																
737	772	807	842	877	912	947	982	1,017	1,052	1,087	1,122	1,157	1,192	1,227	1,262	1,297	1,332	1,367	1,402	1,437	1,472	1,507	1,542	1,577	1,612	1,647	1,682	1,717	1,752	1,787	1,822	1,857	1,892	1,927	1,962	2,000	2,035	2,070	2,105	2,140	2,175	2,210	2,245	2,280	2,315	2,350	2,385	2,420	2,455	2,490	2,525	2,560	2,595	2,630	2,665	2,700	2,735	2,770	2,805	2,840	2,875	2,910	2,945	2,980	3,015	3,050	3,085	3,120	3,155	3,190	3,225	3,260	3,295	3,330	3,365	3,400	3,435	3,470	3,505	3,540	3,575	3,610	3,645	3,680	3,715	3,750	3,785	3,820	3,855	3,890	3,925	3,960	4,000	4,040	4,080	4,120	4,160	4,200	4,240	4,280	4,320	4,360	4,400	4,440	4,480	4,520	4,560	4,600	4,640	4,680	4,720	4,760	4,800	4,840	4,880	4,920	4,960	5,000																			
648	678	708	739	774	809	844	879	914	949	984	1,019	1,054	1,089	1,124	1,159	1,194	1,229	1,264	1,299	1,334	1,369	1,404	1,439	1,474	1,509	1,544	1,579	1,614	1,649	1,684	1,719	1,754	1,789	1,824	1,859	1,894	1,929	1,964	2,000	2,035	2,070	2,105	2,140	2,175	2,210	2,245	2,280	2,315	2,350	2,385	2,420	2,455	2,490	2,525	2,560	2,595	2,630	2,665	2,700	2,735	2,770	2,805	2,840	2,875	2,910	2,945	2,980	3,015	3,050	3,085	3,120	3,155	3,190	3,225	3,260	3,295	3,330	3,365	3,400	3,435	3,470	3,505	3,540	3,575	3,610	3,645	3,680	3,715	3,750	3,785	3,820	3,855	3,890	3,925	3,960	4,000	4,040	4,080	4,120	4,160	4,200	4,240	4,280	4,320	4,360	4,400	4,440	4,480	4,520	4,560	4,600	4,640	4,680	4,720	4,760	4,800	4,840	4,880	4,920	4,960	5,000																
560	590	620	650	680	710	742	777	812	847	882	917	952	987	1,022	1,057	1,092	1,127	1,162	1,197	1,232	1,267	1,302	1,337	1,372	1,407	1,442	1,477	1,512	1,547	1,582	1,617	1,652	1,687	1,722	1,757	1,792	1,827	1,862	1,897	1,932	1,967	2,002	2,037	2,072	2,107	2,142	2,177	2,212	2,247	2,282	2,317	2,352	2,387	2,422	2,457	2,492	2,527	2,562	2,597	2,632	2,667	2,702	2,737	2,772	2,807	2,842	2,877	2,912	2,947	2,982	3,017	3,052	3,087	3,122	3,157	3,192	3,227	3,262	3,297	3,332	3,367	3,402	3,437	3,472	3,507	3,542	3,577	3,612	3,647	3,682	3,717	3,752	3,787	3,822	3,857	3,892	3,927	3,962	4,000	4,040	4,080	4,120	4,160	4,200	4,240	4,280	4,320	4,360	4,400	4,440	4,480	4,520	4,560	4,600	4,640	4,680	4,720	4,760	4,800	4,840	4,880	4,920	4,960	5,000													
473	503	533	563	593	623	653	683	713	745	780	815	850	885	920	955	990	1,025	1,060	1,095	1,130	1,165	1,200	1,235	1,270	1,305	1,340	1,375	1,410	1,445	1,480	1,515	1,550	1,585	1,620	1,655	1,690	1,725	1,760	1,795	1,830	1,865	1,900	1,935	1,970	2,005	2,040	2,075	2,110	2,145	2,180	2,215	2,250	2,285	2,320	2,355	2,390	2,425	2,460	2,495	2,530	2,565	2,600	2,635	2,670	2,705	2,740	2,775	2,810	2,845	2,880	2,915	2,950	2,985	3,020	3,055	3,090	3,125	3,160	3,195	3,230	3,265	3,300	3,335	3,370	3,405	3,440	3,475	3,510	3,545	3,580	3,615	3,650	3,685	3,720	3,755	3,790	3,825	3,860	3,895	3,930	3,965	4,000	4,040	4,080	4,120	4,160	4,200	4,240	4,280	4,320	4,360	4,400	4,440	4,480	4,520	4,560	4,600	4,640	4,680	4,720	4,760	4,800	4,840	4,880	4,920	4,960	5,000										
394	419	445	475	505	535	565	595	625	655	685	715	748	783	818	853	888	923	958	993	1,028	1,063	1,098	1,133	1,168	1,203	1,238	1,273	1,308	1,343	1,378	1,413	1,448	1,483	1,518	1,553	1,588	1,623	1,658	1,693	1,728	1,763	1,798	1,833	1,868	1,903	1,938	1,973	2,008	2,043	2,078	2,113	2,148	2,183	2,218	2,253	2,288	2,323	2,358	2,393	2,428	2,463	2,498	2,533	2,568	2,603	2,638	2,673	2,708	2,743	2,778	2,813	2,848	2,883	2,918	2,953	2,988	3,023	3,058	3,093	3,128	3,163	3,198	3,233	3,268	3,303	3,338	3,373	3,408	3,443	3,478	3,513	3,548	3,583	3,618	3,653	3,688	3,723	3,758	3,793	3,828	3,863	3,898	3,933	3,968	4,000	4,040	4,080	4,120	4,160	4,200	4,240	4,280	4,320	4,360	4,400	4,440	4,480	4,520	4,560	4,600	4,640	4,680	4,720	4,760	4,800	4,840	4,880	4,920	4,960	5,000							
321	346	371	396	421	448	478	508	538	568	598	628	658	688	718	751	786	821	856	891	926	961	996	1,031	1,066	1,101	1,136	1,171	1,206	1,241	1,276	1,311	1,346	1,381	1,416	1,451	1,486	1,521	1,556	1,591	1,626	1,661	1,696	1,731	1,766	1,801	1,836	1,871	1,906	1,941	1,976	2,011	2,046	2,081	2,116	2,151	2,186	2,221	2,256	2,291	2,326	2,361	2,396	2,431	2,466	2,501	2,536	2,571	2,606	2,641	2,676	2,711	2,746	2,781	2,816	2,851	2,886	2,921	2,956	2,991	3,026	3,061	3,096	3,131	3,166	3,201	3,236	3,271	3,306	3,341	3,376	3,411	3,446	3,481	3,516	3,551	3,586	3,621	3,656	3,691	3,726	3,761	3,796	3,831	3,866	3,901	3,936	3,971	4,006	4,041	4,076	4,111	4,146	4,181	4,216	4,251	4,286	4,321	4,356	4,391	4,426	4,461	4,496	4,531	4,566	4,601	4,636	4,671	4,706	4,741	4,776	4,811	4,846	4,881	4,916	4,951	4,986	5,021
248	273	298	323	348	373	398	423	448	478	508	538	568	598	628	660	690	720	753	788	823	858	893	928	963	998	1,033	1,068	1,103	1,138	1,173	1,208	1,243	1,278	1,313	1,348	1,383	1,418	1,453	1,488	1,523	1,558	1,593	1,628	1,663	1,698	1,733	1,768	1,803	1,838	1,873	1,908	1,943	1,978	2,013	2,048	2,083	2,118	2,153	2,188	2,223	2,258	2,293	2,328	2,363	2,398	2,433	2,468	2,503	2,538	2,573	2,608	2,643	2,678	2,713	2,748	2,783	2,818	2,853	2,888	2,923	2,958	2,993	3,028	3,063	3,098	3,133	3,168	3,203	3,238	3,273	3,308	3,343	3,378	3,413	3,448	3,483	3,518	3,553																																							







所得税 所得税法別表

ハ 日 額 表 (二)

その日の 給與の金額 以上	第三十八條第一項第一号の規定による税額										第三十八條第一号の規定による税額	第三十九條第一号の規定による税額	第三十條第一号の規定による税額							
	扶養親族及び不具者の数																			
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人				10人						
720	740	760	780	800	820	840	860	880	900	920	940	960	980	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300
152	159	167	175	183	191	199	207	215	223	231	239	247	255	263	271	279	287	295	303	311
137	144	151	159	167	175	183	191	199	207	215	223	231	239	247	255	263	271	279	287	295
122	129	136	143	150	158	166	174	182	190	198	206	214	222	230	238	246	254	262	270	278
108	115	122	129	136	143	150	157	165	173	181	189	197	205	213	221	229	237	245	253	261
94	100	107	114	121	128	135	142	149	156	164	172	180	188	196	204	212	220	228	236	244
81	87	93	99	106	113	120	127	134	141	148	155	163	171	179	187	195	203	211	219	227
69	75	81	87	93	99	106	113	120	127	134	141	148	155	163	171	179	187	195	203	211
57	62	68	74	80	86	92	98	105	112	119	126	133	140	147	154	161	168	175	182	189
47	52	57	62	67	73	79	85	91	97	103	110	118	125	132	140	147	154	161	168	175
36	41	46	51	56	61	67	73	79	85	91	97	103	110	117	124	131	138	145	152	159
26	31	36	41	46	51	56	61	66	72	78	84	90	96	102	108	114	120	126	132	138
185	193	201	209	217	225	233	241	249	257	265	274	283	292	301	310	319	328	337	346	355
72	77	81	86	92	98	104	110	116	122	128	134	140	146	153	160	167	174	181	188	195

2,000円を こえる金額	2,000円の場合の税額に、給與の金額のうち2,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										2,000円を こえる金額			
	2,000円	736	715	694	673	652	631	610	589	568		547	526	778
1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000
398	420	443	465	488	510	536	561	586	611	636	661	686	711	736
379	402	424	447	469	492	515	538	561	584	607	630	653	676	700
360	383	405	428	450	473	496	519	542	565	588	611	634	657	680
341	364	386	409	431	454	477	500	523	546	569	592	615	638	661
322	345	367	390	412	435	458	481	504	527	550	573	596	619	642
303	326	348	371	393	416	439	462	485	508	531	554	577	600	623
285	307	330	352	375	397	420	442	465	487	510	533	556	579	602
266	288	311	333	356	378	401	423	446	468	491	513	536	559	582
249	269	292	314	337	359	382	404	427	449	472	494	518	543	568
232	252	273	295	318	340	363	385	408	430	453	475	498	522	547
215	235	255	276	299	321	344	366	389	411	434	456	479	501	526
436	458	481	503	526	553	578	603	628	653	678	703	728	753	778
265	285	305	325	345	365	388	410	433	455	478	500	523	545	564

扶養親族及び不具者の数が10人を超える場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに10円を控除した金額

(備考 税額の求め方) まずその者の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合にはこれらの控除が認められること)に扶養親族1人を有するものとして計算する)に応じて求めた該当欄との変るところに記載されている金額が、その求める税額である。

所得税 所得税法別表







所得税 所得税法別表

(二)

一一四

その年の保険料控除後の給戻の金額	以上	未満	扶養親族及び不具者の数														
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
101,180	円	102,360	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
102,360	円	103,530	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
103,530	円	104,710	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104,710	円	105,890	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105,890	円	107,060	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107,060	円	108,240	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
108,240	円	109,420	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
109,420	円	110,590	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110,590	円	111,770	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
111,770	円	112,950	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
112,950	円	114,120	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
114,120	円	115,300	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115,300	円	116,480	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116,480	円	117,650	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117,650	円	118,830	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118,830	円	120,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120,000	円	121,180	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
121,180	円	122,360	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122,360	円	123,530	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
123,530	円	124,710	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
124,710	円	125,890	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125,890	円	127,060	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
127,060	円	128,240	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
128,240	円	129,420	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
129,420	円	130,590	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
130,590	円	131,770	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
131,770	円	132,950	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
132,950	円	134,120	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
134,120	円	135,300	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
135,300	円	136,480	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0

136,480	円	137,650	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
137,650	円	138,830	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
138,830	円	140,000	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
140,000	円	141,180	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
141,180	円	142,360	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
142,360	円	143,530	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0
143,530	円	144,710	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0
144,710	円	145,890	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0
145,890	円	147,060	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0
147,060	円	148,240	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
148,240	円	149,420	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0
149,420	円	150,590	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0
150,590	円	151,770	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0
151,770	円	152,950	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0
152,950	円	154,120	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
154,120	円	155,300	22,750	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0
155,300	円	156,480	23,000	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0
156,480	円	157,650	23,250	19,500	16,000	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0
157,650	円	158,830	23,500	19,750	16,250	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0
158,830	円	160,000	24,000	20,000	16,500	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
160,000	円	161,180	24,250	20,250	16,750	12,750	9,200	6,200	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0
161,180	円	162,360	24,500	20,500	17,000	13,000	9,400	6,400	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0
162,360	円	163,530	24,750	20,750	17,250	13,250	9,600	6,600	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0
163,530	円	164,710	25,000	21,000	17,500	13,500	9,800	6,800	3,800	0	0	0	0	0	0	0	0
164,710	円	165,890	25,250	21,250	17,750	13,750	10,000	7,000	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0
165,890	円	167,060	25,500	21,500	18,000	14,000	10,250	7,200	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0
167,060	円	168,240	25,750	21,750	18,250	14,250	10,500	7,400	4,400	0	0	0	0	0	0	0	0
168,240	円	169,420	26,000	22,000	18,500	14,500	10,750	7,600	4,600	0	0	0	0	0	0	0	0
169,420	円	170,590	26,250	22,250	18,750	14,750	11,000	7,800	4,800	0	0	0	0	0	0	0	0
170,590	円	171,770	26,500	22,500	19,000	15,000	11,250	8,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
171,770	円	172,950	26,750	22,750	19,250	15,250	11,500	8,200	5,200	0	0	0	0	0	0	0	0
172,950	円	174,120	27,000	23,000	19,500	15,500	11,750	8,400	5,400	0	0	0	0	0	0	0	0
174,120	円	175,300	27,250	23,250	19,750	15,750	12,000	8,600	5,600	0	0	0	0	0	0	0	0
175,300	円	176,480	27,500	23,500	20,000	16,000	12,250	8,800	5,800	0	0	0	0	0	0	0	0
176,480	円	177,650	27,750	23,750	20,250	16,250	12,500	9,000	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0
177,650	円	178,830	28,000	24,000	20,500	16,500	12,750	9,200	6,200	0	0	0	0	0	0	0	0
178,830	円	180,000	28,250	24,250	20,750	16,750	13,000	9,400	6,400	0	0	0	0	0	0	0	0
180,000	円	181,180	28,500	24,500	21,000	17,000	13,250	9,600	6,600	0	0	0	0	0	0	0	0
181,180	円	182,360	28,750	24,750	21,250	17,250	13,500	9,800	6,800	0	0	0	0	0	0	0	0
182,360	円	183,530	29,000	25,000	21,500	17,500	13,750	10,000	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0
183,530	円	184,710	29,250	25,250	21,750	17,750	14,000	10,250	7,200	0	0	0	0	0	0	0	0
184,710	円	185,890	29,500	25,500	22,000	18,000	14,250	10,500	7,400	0	0	0	0	0	0	0	0
185,890	円	187,060	29,750	25,750	22,250	18,250	14,500	10,750	7,600	0	0	0	0	0	0	0	0
187,060	円	188,240	30,000	26,000	22,500	18,500	14,750	11,000	7,800	0	0	0	0	0	0	0	0
188,240	円	189,420	30,250	26,250	22,750	18,750	15,000	11,250	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0
189,420	円	190,590	30,500	26,500	23,000	19,000	15,250	11,500	8,200	0	0	0	0	0	0	0	0
190,590	円	191,770	30,750	26,750	23,250	19,250	15,500	11,750	8,400	0	0	0	0	0	0	0	0
191,770	円	192,950	31,000	27,000	23,500	19,500	15,750	12,000	8,600	0	0	0	0	0	0	0	0
192,950	円	194,120	31,250	27,250	23,75												



所得税 所得税法別表

(三)

一一六

その年の所得控除後の金額	扶養親族及び不具者の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
282,000	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	400
284,000	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0
286,000	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0
288,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0
290,000	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0
292,000	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400
294,000	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800
296,000	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,200	7,200	4,200	1,200
298,000	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,700	7,600	4,600	1,600
300,000	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,200	8,000	5,000	2,000
302,000	41,700	36,600	32,100	27,600	23,000	19,250	15,500	11,700	8,400	5,400	2,400
304,000	42,400	37,200	32,700	28,200	23,500	19,750	16,000	12,200	8,800	5,800	2,800
306,000	43,100	37,800	33,300	28,800	24,000	20,250	16,500	12,700	9,200	6,200	3,200
308,000	43,800	38,400	33,900	29,400	24,500	20,750	17,000	13,200	9,600	6,600	3,600
310,000	44,500	39,000	34,500	30,000	25,000	21,250	17,500	13,700	10,000	7,000	4,000
312,000	45,200	39,600	35,100	30,600	25,500	21,750	18,000	14,200	10,500	7,400	4,400
314,000	45,900	40,200	35,700	31,200	26,000	22,250	18,500	14,700	11,000	7,800	4,800
316,000	46,600	40,800	36,300	31,800	26,500	22,750	19,000	15,200	11,500	8,200	5,200
318,000	47,300	41,400	36,900	32,400	27,000	23,250	19,500	15,700	12,000	8,600	5,600
320,000	48,000	42,000	37,500	33,000	27,500	23,750	20,000	16,200	12,500	9,000	6,000
322,000	48,700	42,600	38,100	33,600	28,000	24,250	20,500	16,700	13,000	9,400	6,400
324,000	49,400	43,200	38,700	34,200	28,500	24,750	21,000	17,200	13,500	9,800	6,800
326,000	50,100	43,800	39,300	34,800	29,000	25,250	21,500	17,700	14,000	10,200	7,200
328,000	50,800	44,400	39,900	35,400	29,500	25,750	22,000	18,200	14,500	10,600	7,600
330,000	51,500	45,000	40,500	36,000	30,000	26,250	22,500	18,700	15,000	11,000	8,000
332,000	52,200	45,600	41,100	36,600	30,500	26,750	23,000	19,200	15,500	11,400	8,400
334,000	52,900	46,200	41,700	37,200	31,000	27,250	23,500	19,700	16,000	11,800	8,800
336,000	53,600	46,800	42,300	37,800	31,500	27,750	24,000	20,200	16,500	12,200	9,200
338,000	54,300	47,400	42,900	38,400	32,000	28,250	24,500	20,700	17,000	12,600	9,600
340,000	55,000	48,000	43,500	39,000	32,500	28,750	25,000	21,200	17,500	13,000	10,000
342,000	55,700	48,600	44,100	39,600	33,000	29,250	25,500	21,700	18,000	13,400	10,400
344,000	56,400	49,200	44,700	40,200	33,500	29,750	26,000	22,200	18,500	13,800	10,800
346,000	57,100	49,800	45,300	40,800	34,000	30,250	26,500	22,700	19,000	14,200	11,200
348,000	57,800	50,400	45,900	41,400	34,500	30,750	27,000	23,200	19,500	14,600	11,600
350,000	58,500	51,000	46,500	42,000	35,000	31,250	27,500	23,700	20,000	15,000	12,000
352,000	59,200	51,600	47,100	42,600	35,500	31,750	28,000	24,200	20,500	15,400	12,400
354,000	59,900	52,200	47,700	43,200	36,000	32,250	28,500	24,700	21,000	15,800	12,800
356,000	60,600	52,800	48,300	43,800	36,500	32,750	29,000	25,200	21,500	16,200	13,200
358,000	61,300	53,400	48,900	44,400	37,000	33,250	29,500	25,700	22,000	16,600	13,600
360,000	62,000	54,000	49,500	45,000	37,500	33,750	30,000	26,200	22,500	17,000	14,000

その年の所得控除後の金額	扶養親族及び不具者の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
262,000	264,000	266,000	268,000	270,000	272,000	274,000	276,000	278,000	280,000	282,000	284,000
264,000	266,000	268,000	270,000	272,000	274,000	276,000	278,000	280,000	282,000	284,000	286,000
266,000	268,000	270,000	272,000	274,000	276,000	278,000	280,000	282,000	284,000	286,000	288,000
268,000	270,000	272,000	274,000	276,000	278,000	280,000	282,000	284,000	286,000	288,000	290,000
270,000	272,000	274,000	276,000	278,000	280,000	282,000	284,000	286,000	288,000	290,000	292,000
272,000	274,000	276,000	278,000	280,000	282,000	284,000	286,000	288,000	290,000	292,000	294,000
274,000	276,000	278,000	280,000	282,000	284,000	286,000	288,000	290,000	292,000	294,000	296,000
276,000	278,000	280,000	282,000	284,000	286,000	288,000	290,000	292,000	294,000	296,000	298,000
278,000	280,000	282,000	284,000	286,000	288,000	290,000	292,000	294,000	296,000	298,000	300,000
280,000	282,000	284,000	286,000	288,000	290,000	292,000	294,000	296,000	298,000	300,000	302,000
282,000	284,000	286,000	288,000	290,000	292,000	294,000	296,000	298,000	300,000	302,000	304,000
284,000	286,000	288,000	290,000	292,000	294,000	296,000	298,000	300,000	302,000	304,000	306,000
286,000	288,000	290,000	292,000	294,000	296,000	298,000	300,000	302,000	304,000	306,000	308,000
288,000	290,000	292,000	294,000	296,000	298,000	300,000	302,000	304,000	306,000	308,000	310,000
290,000	292,000	294,000	296,000	298,000	300,000	302,000	304,000	306,000	308,000	310,000	312,000
292,000	294,000	296,000	298,000	300,000	302,000	304,000	306,000	308,000	310,000	312,000	314,000
294,000	296,000	298,000	300,000	302,000	304,000	306,000	308,000	310,000	312,000	314,000	316,000
296,000	298,000	300,000	302,000	304,000	306,000	308,000	310,000	312,000	314,000	316,000	318,000
298,000	300,000	302,000	304,000	306,000	308,000	310,000	312,000	314,000	316,000	318,000	320,000
300,000	302,000	304,000	306,000	308,000	310,000	312,000	314,000	316,000	318,000	320,000	322,000
302,000	304,000	306,000	308,000	310,000	312,000	314,000	316,000	318,000	320,000	322,000	324,000
304,000	306,000	308,000	310,000	312,000	314,000	316,000	318,000	320,000	322,000	324,000	326,000
306,000	308,000	310,000	312,000	314,000	316,000	318,000	320,000	322,000	324,000	326,000	328,000
308,000	310,000	312,000	314,000	316,000	318,000	320,000	322,000	324,000	326,000	328,000	330,000
310,000	312,000	314,000	316,000	318,000	320,000	322,000	324,000	326,000	328,000	330,000	332,000
312,000	314,000	316,000	318,000	320,000	322,000	324,000	326,000	328,000	330,000	332,000	334,000
314,000	316,000	318,000	320,000	322,000	324,000	326,000	328,000	330,000	332,000	334,000	336,000
316,000	318,000	320,000	322,000	324,000	326,000	328,000	330,000	332,000	334,000	336,000	338,000
318,000	320,000	322,000	324,000	326,000	328,000	330,000	332,000	334,000	336,000	338,000	340,000
320,000	322,000	324,000	326,000	328,000	330,000	332,000	334,000	336,000	338,000	340,000	342,000
322,000	324,000	326,000	328,000	330,000	332,000	334,000	336,000	338,000	340,000	342,000	344,000
324,000	326,000	328,000	330,000	332,000	334,000	336,000	338,000	340,000	342,000	344,000	346,000
326,000	328,000	330,000	332,000	334,000	336,000	338,000	340,000	342,000	344,000	346,000	348,000
328,000	330,000	332,000	334,000	336,000	338,000	340,000	342,000	344,000	346,000	348,000	350,000
330,000	332,000	334,000	336,000	338,000	340,000	342,000	344,000	346,000	348,000	350,000	352,000
332,000	334,000	336,000	338,000	340,000	342,000	344,000	346,000	348,000	350,000	352,000	354,000
334,000	336,000										



所得税 所得税法別表

(四)

その年の所得額	扶養親族及び不具者の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
353,000	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,200	45,550	40,200	35,400
356,000	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300
359,000	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200
362,000	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200
365,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250
368,000	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300
371,000	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350
374,000	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400
377,000	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450
380,000	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500
383,000	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550
386,000	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600
389,000	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650
392,000	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700
395,000	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750
398,000	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800
401,000	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850
404,000	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900
407,000	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950
410,000	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000
413,000	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200
416,000	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400
419,000	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600
422,000	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800
425,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000
428,000	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200
431,000	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400
434,000	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600
437,000	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800
440,000	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000
443,000	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200
446,000	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400
449,000	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600
452,000	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800
455,000	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000
458,000	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200
461,000	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400
464,000	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600
467,000	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800
470,000	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000
473,000	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200
476,000	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400
479,000	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600
482,000	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800
485,000	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000
488,000	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200
491,000	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400
494,000	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600
497,000	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800
500,000	158,000	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
503,000	159,350	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
506,000	160,700	154,150	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
509,000	162,050	155,500	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
512,000	163,400	156,850	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
515,000	164,750	158,200	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250
518,000	166,100	159,550	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600
521,000	167,450	160,900	154,150	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950
524,000	168,800	162,250	155,500	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300
527,000	170,150	163,600	156,850	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650
530,000	171,500	164,950	158,200	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000

所得税 所得税法別表

その年の所得額	扶養親族及び不具者の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
443,000	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200
446,000	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400
449,000	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600
452,000	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800
455,000	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000
458,000	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200
461,000	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400
464,000	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600
467,000	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800
470,000	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000
473,000	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200
476,000	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400
479,000	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600
482,000	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800
485,000	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000
488,000	152,600	145,									



所得税 所得税法別表

(五)

1110

その年の除税控除後の総興の金額 以上	扶養親族及び不具者の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
530,000円				151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円	110,750円	104,000円
533,000円				152,600円	145,850円	139,100円	132,350円	125,600円	118,850円	112,100円	105,350円
536,000円				153,950円	147,200円	140,450円	133,700円	126,950円	120,200円	113,450円	106,700円
539,000円				155,300円	148,550円	141,800円	141,800円	128,300円	121,550円	114,800円	108,050円
542,000円				156,650円	149,900円	143,150円	143,150円	129,650円	122,900円	116,150円	109,400円
545,000円				158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円	110,750円
548,000円				152,600円	145,850円	139,100円	139,100円	132,350円	125,600円	118,850円	112,100円
551,000円				153,950円	147,200円	140,450円	140,450円	126,950円	120,200円	120,200円	113,450円
554,000円				155,300円	148,550円	141,800円	141,800円	128,300円	121,550円	121,550円	114,800円
557,000円				156,650円	149,900円	143,150円	143,150円	129,650円	122,900円	122,900円	116,150円
560,000円				158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円	110,750円
563,000円				152,600円	145,850円	139,100円	139,100円	132,350円	125,600円	118,850円	112,100円
566,000円				153,950円	147,200円	140,450円	140,450円	126,950円	120,200円	120,200円	113,450円
569,000円				155,300円	148,550円	141,800円	141,800円	128,300円	121,550円	121,550円	114,800円
572,000円				156,650円	149,900円	143,150円	143,150円	129,650円	122,900円	122,900円	116,150円
575,000円				158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円	110,750円
578,000円				152,600円	145,850円	139,100円	139,100円	132,350円	125,600円	118,850円	112,100円
581,000円				153,950円	147,200円	140,450円	140,450円	126,950円	120,200円	120,200円	113,450円
584,000円				155,300円	148,550円	141,800円	141,800円	128,300円	121,550円	121,550円	114,800円
587,000円				156,650円	149,900円	143,150円	143,150円	129,650円	122,900円	122,900円	116,150円
590,000円				158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円	110,750円
593,000円				152,600円	145,850円	139,100円	139,100円	132,350円	125,600円	118,850円	112,100円
596,000円				153,950円	147,200円	140,450円	140,450円	126,950円	120,200円	120,200円	113,450円
599,000円				155,300円	148,550円	141,800円	141,800円	128,300円	121,550円	121,550円	114,800円
602,000円				156,650円	149,900円	143,150円	143,150円	129,650円	122,900円	122,900円	116,150円

605,000円	608,000円	611,000円	614,000円	617,000円	620,000円	623,000円	626,000円	629,000円	632,000円	635,000円	638,000円	641,000円	644,000円	647,000円	650,000円
158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円	110,750円	104,000円	158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円
	152,600円	145,850円	139,100円	132,350円	125,600円	118,850円	112,100円	105,350円	153,950円	147,200円	140,450円	133,700円	126,950円	120,200円	113,450円
	153,950円	147,200円	140,450円	140,450円	126,950円	120,200円	114,800円	108,050円	155,300円	148,550円	141,800円	135,050円	128,300円	121,550円	114,800円
	156,650円	149,900円	143,150円	143,150円	129,650円	122,900円	116,150円	109,400円	156,650円	149,900円	143,150円	136,400円	129,650円	122,900円	116,150円
	158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円	110,750円	158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円
	152,600円	145,850円	139,100円	132,350円	125,600円	118,850円	112,100円	105,350円	153,950円	147,200円	140,450円	133,700円	126,950円	120,200円	113,450円
	153,950円	147,200円	140,450円	140,450円	126,950円	120,200円	114,800円	108,050円	155,300円	148,550円	141,800円	135,050円	128,300円	121,550円	114,800円
	156,650円	149,900円	143,150円	143,150円	129,650円	122,900円	116,150円	109,400円	156,650円	149,900円	143,150円	136,400円	129,650円	122,900円	116,150円
	158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円	110,750円	158,000円	151,250円	144,500円	137,750円	131,000円	124,250円	117,500円

(備考 税額の求め方) まずその者のその年の総興所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円)を控除し、その控除後の金額に同じ給興の金額に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められることに扶養親族一人を有するものとして計算する。)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。



### ○所得税法施行規則

(昭和二十二年三月三十一日勅令第一百十号)

改正 昭和二十二年政令第一百十二号、同年政令第二百二十一号、同年政令第二百四十六号、  
同二十三年政令第四百八十八号、同二十四年政令第四十七号、同年政令第四百九十九号、  
同年政令第二百九十五号、同二十五年政令第二号、同年政令第六十九号、同二十六  
年政令第十号、同年政令第二十二号、同年政令第七十号、同年政令第七十一号、  
同年政令第二百五十七号

#### 所得税法施行規則目次

- 第一章 総則
- 第二章 課税標準
- 第三章 申告
  - 第一節 予定申告
  - 第二節 確定申告
- 第四章 納付
  - 第一節 申告納税及び還付
  - 第二節 源泉徴収
- 第五章 再調査及び審査
- 第六章 雑則

#### 第一章 総則

第一条 所得税法（以下法という。）第四条第二項の場合において、受益者が特定しているかないか又は存  
在しているかないかは、毎年十二月三十一日の現況による。但し、法第二十一条の場合においては毎年七  
月一日、法第二十一条の場合においては毎年六月一日（法第二十二條第三項において準用する法第二十  
一条の二の場合においては毎年十月一日）、法第二十二條第一項及び第二項並びに法第二十三條の場合にお  
いては毎年十一月一日、法第二十九條第一項の場合においては死亡の時、同条第二項の場合においては法施  
行地に住所及び居所を有しないこととなる当時の各現況による。（昭和二十五年政令第六十九号、同二十  
五年政令第七十号改正）

第二条 法第五条の二第二項に規定する被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）  
には、左の各号に掲げる債務を含まないものとする。（昭二十五年政令第六十九号追加）

一 法第三十四條第一項の規定によりその相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が納付すべき所得税そ  
の他相続開始の時において確定していない公租公課

二 相続開始の時において不確実な債務

三 金銭に見積ることのできない債務

③ 法第五条の二第三項の著しく低い価額は、資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない価額とする。  
（同上）

第三条 法第六条第四号の当座預金の利子は、小切手を以て引き出す当座預金で日歩三厘を超えない利率の利  
子を附せられたものの利子とする。（昭和二十五年政令第六十九号改正第四條繰上）

第四条 法第六条第五号に規定する命令で定める資産は、生活に用いられる動産で左の各号に掲げるもの（一）  
所得税 所得税法施行規則



所得税 所得税法施行規則

一三四

簡又は一組の価額が三万円をこえるものに限る。〕 以外のものとする。(昭和二十五年政令第六十九号追加)  
一 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつ甲製品、さんご製品、こはく製品、象げ製品並びに七宝製品

二 書画、骨董及び美術工芸品

第五条 法第八条第一項前段の規定により一人の扶養親族について二人以上の納税義務者がある場合において、当該扶養親族をいづれの一人の納税義務者の扶養親族とするかは、七月予定申告書、十一月予定申告書、確定申告書、損失申告書又は法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書に記載されたところによる。但し、当該申告書に記載がない場合においては、納税義務者のうち総所得金額の最も大である者の扶養親族とする。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

第六条 法第八条第二項に規定する不具者は、左の各号の一に該当する者とする。但し、当該各号中の障害

には、老衰に因る障害を含まないものとし、又、その障害は、症状が固定し若しくは回復の見込のないものに限るものとする。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

一 心神喪失の常況にある者

二 両眼の視力を全く喪失した者又は両眼の視力(万国式試視力表により測定したものをいい、屈伸異常のある者については矯正視力についてその測定をしたものをいう。)が〇・〇六以下である者

三 両耳の聴力を全く喪失した者又は両耳の聴力が耳かくを近接しなければ普通の話を了解することができない者

四 言語機能を全く喪失した者又はその機能の障害に因り職業能力が著しく阻害されている者

五 両下しを足指の中関節以上で喪失し又は両下しの足指の機能を全く喪失した者

六 一上し若しくは一下しの機能を全く喪失した者又はその機能の障害に因り職業能力が著しく阻害されている者

七 一上しを手指の中関節以上で喪失し若しくは一下しを下たい部の下三分の一以上で喪失した者又は一下しが他の下しと比較して十センチメートル以上短い者

八 左に掲げる手指を喪失し若しくはその機能を全く喪失した者又はその機能の障害に因り職業能力が著しく阻害されている者

イ 一手のおや指及びひとさし指

ロ 一手のおや指又はひとさし指を含めた三指

ハ 両手のおや指

九 せき柱、胸かく、骨盤、軟部組織の高度の障害、変形等に因り職業能力が著しく阻害されている者

十 常に就床を要し複雑な介護を要する者

十一 半身不ずいに因り職業能力が著しく阻害されている者

十二 第二号から前号までに該当する者以外の者で、当該各号の障害に類する障害があり、且つ、その障害の程度が当該各号の障害の程度以上であるもの

第六条の二 法第八条第四項第二号に規定する夫の生死の明らかでない者は、左の各号の一に該当する者の妻とする。(昭和二十六年政令第七十号追加)

一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ法施行地内に帰らないもの

二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時法施行地外にあつてまだ法施行地内に帰らず、且

つ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの



所得税 所得税法施行規則

三 沈没した船舶に乗つていた者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者で、その危難が去つた後一年以上その生死が明らかでないもの

四 前各号の一に該当する者を除く外、三年以上その生死が明らかでない者

第二章 課税標準

第七条 法人から当該法人の株式をもつて利益の配当を受けた場合における当該株式に係る法第九条第一項第二号に規定する収入金額（無記名株式の配当については、支払を受けた金額）の計算については、当該株式の額面金額（当該株式が無額面株式である場合には、その発行価額）による。（昭和二十三年政令第四百十八号削除、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

第七条の二 法人税法第九条第六項に規定する法人から支払を受ける同項に規定する分配金額で同項の規定により当該法人の所得の計算上損金に算入されるものは、法第九条第一項第二号に規定する所得以外の所得の収入金額とする。（昭和二十五年政令第六十九号追加）

第七条の三 法第九条第一項第四号に規定する事業は、左に掲げるものとする。但し、不動産の貸付業及び船舶の貸付業を除く。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第二十二号改正）

- 一 卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）
- 二 製造業（修理業を除く。）
- 三 建設業（土木建築の設計監督業を除く。）
- 四 金融業及び保険業
- 五 不動産業
- 六 運輸業、通信業その他の公益事業（倉庫業、保管業、ガス業、電気業、水道業及び衛生業を含む。）

七 鉱業（土石採取業を含む。）

八 サービス業（自由職業及び修理業を含む。）

九 農業

十 林業及び狩猟業

十一 漁業及び水産養殖業

十二 前各号に掲げるものを除く外、対価を得て継続的に行う事業

第七条の四 企業組合の組合員又はこれと生計を一にする親族が当該組合から受ける金額のうち、組合員又はこれと生計を一にする親族の生産量、販売量その他の取扱量を基準として受けるものは、給与所得、退職所得及び配当所得以外の所得の総収入金額とする。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正）

② 生計を一にする親族のうちに同一の企業組合から前項の金額を受ける者が二人以上ある場合においては、これらの者の受ける同項に規定する総収入金額に因る所得については、これらの者のうち当該総収入金額の最も大である者を納税義務者とみなして、法第十一条の二の規定を適用する。（同上）

第八条 法第九条第二項の規定による損失の控除に関しては、左の規定に従うものとする。（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

一 当該損失の金額のうちに変動所得計算上の損失の部分の金額があるときは、まず当該金額から控除を行う。

二 当該控除を受ける所得のうちに変動所得があるときは、まず当該所得の金額から控除を行う。

第八条の二 法第九条の二第一項又は第三項の規定による損失の控除に関しては、左の規定に従うものとする。

所得税 所得税法施行規則



所得税 所得税法施行規則

(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

- 一 控除を受ける損失が前年以前三年間の二以上の年に生じた損失であるときは、これらの年のうちの最も前の年に生じた損失の部分の金額から順次控除を行う。
- 二 法第九条の二第一項の場合において、前年以前三年間の一の年において生じた損失のうちに変動所得計算上の損失の部分の金額があるときは、まず当該金額から控除を行う。
- 三 法第九条の二第三項の場合において、前年以前三年間の一の年において変動所得計算上の損失の部分の金額と法第十一条の三の規定により控除を認められる損失の部分の金額とがあるときは、まず変動所得計算上の損失の部分の金額から控除を行う。
- 四 当該年の所得のうちに変動所得があるときは、まず当該所得の金額から控除を行う。

第九条 農産物(果物を含む。以下本条において同じ。)を収穫する場合における法第九条第一項第四号に規定する総収入金額の計算については、その収穫の時に生じた損失のうちに変動所得計算上の損失の部分の金額と法第十一条の三の規定により控除を認められる損失の部分の金額とがあるときは、まず変動所得計算上の損失の部分の金額から控除を行う。

第九条の二 給与所得又は退職所得の全部又は一部を金銭以外の物又は権利で収入すべき場合における法第九条第一項第五号又は第六号に規定する収入金額の計算については、当該物又は権利の収入の時に生じた損失のうちに変動所得計算上の損失の部分の金額があるときは、まず当該損失の部分の金額から控除を行う。

第九条の三 商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品、消費品及びこれらに類するたな卸をなすべき資産(以下たな卸資産という。)を家事のために消費する場合又は贈与する場合においては、その消費又は贈与の時に生じた損失のうちに変動所得計算上の損失の部分の金額があるときは、まず当該損失の部分の金額から控除を行う。

第九条の四 個人が資本的支出に充てたため交付された国庫補助金(塩田等災害復旧事業費補助法に基く日本専売公社の補助金を含む。以下同じ。)、都道府県補助金又は市町村補助金をその目的たる資本的支出に充てたときは、その本来的支出に充てた部分の金額は、これを法第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

第十条 個人が前項の資本的支出に因り取得した資産は、法の適用については、その取得価額がないものとみなす。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

規定する総収入金額に算入する。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

第九条の四 個人が資本的支出に充てたため交付された国庫補助金(塩田等災害復旧事業費補助法に基く日本専売公社の補助金を含む。以下同じ。)、都道府県補助金又は市町村補助金をその目的たる資本的支出に充てたときは、その本来的支出に充てた部分の金額は、これを法第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

第十条 個人が前項の資本的支出に因り取得した資産は、法の適用については、その取得価額がないものとみなす。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

③ 第一項の規定は、七月予定申告書、十一月予定申告書、確定申告書、損失申告書又は法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに交付された国庫補助金、都道府県補助金又は市町村補助金の額、その交付の目的、資本的支出に充てた金額及びその資本的支出に因り取得した資産に関する事項の記載がない場合には、これを適用しない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

第十條 所得の基因となり又は事業の用に供する固定資産(以下固定資産という。)の償却額は、各年分の当該資産に基因し又は当該事業から生ずる所得の金額の計算上、これを必要な経費に算入する。(昭和二十三年政令第四十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十一号改正)

② 前項の固定資産は、左の各号に掲げるものとする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十一号改正)

一 建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。)

二 構築物(ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備をいう。)



所得税 所得税法施行規則

- 三 機械及び装置（コンベヤ、ホイスト、起重機等の搬送設備を含む。）
  - 四 船舶
  - 五 車りより及び運搬具
  - 六 工具、器具及び備品
  - 七 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘又は採取する権利を含む。以下同じ。）、漁業権（入漁権を含む。）、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、営業権、専用側線利用権（鉄道事業者又は軌道事業者に対して鉄道又は軌道の敷設に要する費用を負担してその鉄道又は軌道を専用する権利をいう。）、鉄道軌道連絡通行施設利用権（鉄道事業者又は軌道事業者が、他の鉄道事業者若しくは軌道事業者又は国若しくは地方公共団体に対して当該他の鉄道事業者若しくは軌道事業者の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌道の敷設に必要な施設を設けるために要する費用を負担してこれらの施設を利用する権利をいう。）、及び電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担しその施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）
- ③ 第一項の固定資産の償却額の計算について必要な耐用年数は、大蔵省令でこれを定める。（昭和二十六年政令第七十一号追加）
  - ④ 青色申告書を提出する個人は、その有する固定資産がその構成、材質、製作方法等について大蔵省令で定める特別の事由に該当するため、その実際の耐用年数が前項の規定により定められた耐用年数と著しく異なる場合において、大蔵省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた日の属する年以後の年分の所得の計算については、その承認を受けた耐用年数により当該固定資産の償却額を計算することができる。（同上）

- ⑤ 青色申告書を提出する個人は、その有する固定資産の使用時間が当該固定資産をその用に供する事業の通常の経済事情における当該固定資産の平均的な使用時間を著しくこえるためその損耗が著しい場合において、大蔵省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた期間を含む年分の所得の計算については、その承認を受けた資産のその承認を受けた期間に係る償却額を、前二項又は第六項の規定により定められた耐用年数により計算される償却額に、当該償却額に対してその承認を受けた割合を乗じて計算した金額を加算した金額により計算することができる。（同上）
- ⑥ 国税庁長官は、前二項の規定による承認をした後、当該固定資産の実際の耐用年数又は使用時間がその承認をした当時の状況と著しく異なることとなつたため、その承認をしたところにより償却額を計算することが適当でないとき、第四項の規定による承認を取り消し若しくはその承認した耐用年数を伸長し又は前項の規定による償却を承認した期間を短縮し若しくはその増加償却の割合を減少することができる。（同上）
- ⑦ 前項の規定により承認の取消、耐用年数の伸長又は増加償却の増減の処分があつた場合においては、当該処分があつた日の属する年以後の年分の所得を計算する場合の固定資産の償却額の計算について当該処分の効果が生ずるものとする。（同上）
- ⑧ 第四項又は第五項の規定による承認を受けた個人が青色申告書の提出の承認を取り消された場合においては、これらの規定による承認は、当該青色申告書の提出の承認の取消の効果が生じた日（その日後これらの規定による承認を受けた場合には、その承認を受けた日）においてその効力を失ふものとする。（同上）
- ⑨ 第一項の固定資産の償却に必要事項は、前七項及び第十二条の十一から第十二条の十三までに規定するものの外、大蔵省令でこれを定める。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号、



同年政令第七十一号改正)

**第十條の二** たな卸資産で個々の原価の算定し難いものについては、その年一月一日において有するこれらの資産の価額とその年中に取得したこれらの資産の価額との合計額から同年十二月三十一日(法第二十九条第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は法施行地に住所及び居所を有しないこととなる日)以下第十條の五、第十條の七及び第十二條の九において同じ。)において有するこれらの資産の第十二條の九の規定により評価した価額を控除した価額により、その年中に収入する金額の基礎となつたこれらの資産の原価を計算することができる。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正)

**第十條の三** 所得の基因となり又は事業の用に供する牛、馬、果樹その他これらに類する物で大蔵省令で定めるものの減価の価額(これらの物の取得価額及びその成熟に要した金額のうち各年分の所得の計算上必要な経費に算入されなかつた金額からその残存価額を控除した金額を基礎とし、その使用又は収穫可能の年数に応じてその減価の程度を計算した金額をいう。)は、各年分の当該資産に基因し又は当該事業から生ずる所得の金額の計算上、これを必要な経費に算入する。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十一号改正)

② 前項の物の使用又は収穫可能の年数その他当該物の減価の価額の計算に關し必要な事項は、大蔵省令でこれを定める。(昭和二十六年政令第七十一号追加)

**第十條の四** 個人が国に対して電話機、交換機、電話線その他の電気通信設備を設けるために要する費用を負担して専用の電話若しくは電信又は加入電話(増設機械を含む。)の設置を受け、当該設備を所得の基因となり又は事業の用に供する設備としてその用に供した場合においては、当該設備を当該個人の用に供すること

ができることとなつた日から十年を経過する日の前日までの期間を含む各年において、当該費用の金額に、当該期間のうち当該設備を所得の基因となり又は事業の用に供する設備としてその用に供したその年中の月数に乗じてこれを百二十で除して計算した金額は、当該設備に基因し又は当該事業から生ずる所得の金額の計算上、これを必要な経費に算入する。(昭和二十六年政令第七十一号追加)

② 前項の個人が同項の設備を当該個人の用に供することができることとなつた日から十年を経過する日の前日までの期間内において、現に所得の基因となり又は事業の用に供する当該設備に係る専用契約又は加入契約がその効力を失つた場合においては、同項の費用の金額から、当該金額に当該設備を当該個人の用に供することができることとなつた日から当該契約がその効力を失つた日までの月数に乗じてこれを百二十で除して計算した金額を控除した金額は、当該契約がその効力を失つた日の属する年分の当該設備に基因し又は当該事業から生ずる所得の金額の計算上、これを必要な経費に算入する。(同上)

③ 前二項の月数は、曆に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。(同上)

**第十條の五** 事業所得について青色申告書を提出する個人が、各年において、当該事業に關し生じた売掛金、貸付金、前貸金その他これらに準ずる債権(当該個人が当該債権に係る債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられないものを除く。以下貸金という。)の貸倒の補てんに充てるため、その年十二月三十一日における貸金の帳簿価額の合計額の百分の五(金融業にあつては、百分の二。以下第十條の七において同じ。)に相当する金額から同日における貸倒準備金勘定の金額(同日までに第十條の六第一項又は第十條の



七第一項の規定により貸倒に因る損失の補てんに充て又は取りくずすべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額を控除した金額以下の金額を貸倒準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年分の事業所得の金額の計算上、これを必要な経費に算入する。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正一条繰下)

第十條の六 前條の規定による貸倒準備金勘定を設けている個人は、その有する貸金について貸倒を生じたため当該貸金の全部又は一部の消却をなす場合においては、当該消却をなす日において有する貸倒準備金勘定のうちその貸倒に因る損失額に達するまでの金額を、その貸倒に因る損失の補てんに充てなければならぬ。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正、同年政令第七十一号一条繰下)

② 前條に規定する個人が前項の規定により貸倒準備金の金額を貸金の貸倒に因る損失の補てんに充てたときは、その補てんに充てた金額は、その補てんに充てた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、これを繰収入金額に算入する。(同上)

③ 前條に規定する個人が第一項の規定に該当する場合において、同項の規定により貸金の貸倒に因る損失の補てんに充てるべき貸倒準備金勘定の金額をその損失の補てんに充てなかつたときは、その補てんに充てるべきであつた金額に相当する金額は、その補てんに充てるべきであつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、これを繰収入金額に算入する。(同上)

第十條の七 第十條の五の規定による貸倒準備金勘定を設けている個人は、その年十二月三十一日における貸金の帳簿価額が前年十二月三十一日における貸金の帳簿価額より減少したため、前年から繰り越された貸倒準備金の金額(その年十二月三十一日までに前條第一項の規定により貸倒に因る損失の補てんに充てるべきであつた金額又は前年十二月三十一日までに本項の規定により取りくずすべきであつた金額がある場合に

は、これらの金額を控除した金額)がその年十二月三十一日における貸金の帳簿価額の合計額の百分の五に相当する金額をこえるに至つた場合においては、貸倒準備金勘定の金額からそのこえる金額に相当する金額をその年において取りくずさなければならぬ。この場合において、その取りくずした金額はその年分の事業所得の計算上、これをその年分の繰収入金額に算入する。(昭和二十五年政令第六十九号追加、昭和二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正一条繰下)

② 前項の個人が同項の規定に該当する場合において、同項の規定により貸倒準備金勘定の金額を取りくずさなかつたときは、その取りくずすべきであつた金額に相当する金額は、その取りくずすべきであつた年分の事業所得の金額の計算上、これをその年分の繰収入金額に算入する。(昭和二十五年政令第六十九号)

第十條の八 第十條の五の規定による貸倒準備金勘定を設けている個人が事業の全部を譲渡し若しくは廃止した場合若しくは死亡した場合又は青色申告書の提出の承認を取り消された場合においては、当該事業の譲渡若しくは廃止の日、死亡の日又はその取消の基因となつた事実があつた日において有する貸倒準備金勘定の金額(その日までに第十條の六第一項又は前條第一項の規定により貸倒に因る損失の補てんに充て又は取りくずすべきであつた金額がある場合には当該金額を控除した金額)は、当該事業の譲渡若しくは廃止の日若しくは死亡の日又はその取消の基因となつた事実のあつた日の属する年分の事業所得の計算上、これを繰収入金額に算入する。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正一条繰下)

② 第十條の五の規定により貸倒準備金勘定を設けている個人が貸倒準備金勘定の金額を貸倒に因る損失の補てん以外の目的に支出した場合においては、その支出した金額は、支出した日の属する年分の事業所得の計算上、これを繰収入金額に算入する。(同上)



**第十条の九** 第十条の五の規定は、確定申告書、損失申告書又は法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書に、その年において貸倒準備金勘定に繰り入れた金額を必要な経費に算入することの記載がなく、且つ、当該申告書に当該勘定の記載がある貸借対照表の添附がない場合においては、これを適用しない。昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正（一条繰下）

**第十条の十** 事業所得又は不動産所得について青色申告書を提出する個人で、事業の用に供し又は所得の基因となる左の各号に掲げる資産を有するものが、各年（当該資産の当該各号に掲げる修繕（以下特別修繕といふ。）が完了した日の属する年を除く。）においてその翌年以後最近において行われる当該資産の特別修繕に要する費用（以下特別修繕費といふ。）に充てるため、当該資産につきその年前最近において行われた特別修繕のために要した特別修繕費の金額（第十一条の規定により必要な経費に算入されない部分の金額を除く。以下同じ。）に十二（その年の中途において当該資産を取得した場合には、取得の日の属する月からその年十二月までの月数）を乗じてこれを大蔵省令で定める月数で除して計算した金額以下の金額を特別修繕引当金勘定に繰り入れた場合においては、当該繰入金額は、当該繰入をなした年分の事業所得又は不動産所得の計算上、これを必要な経費に算入する。（昭和二十六年政令第七十一号追加）

一 船舶安全法第五条の規定による定期検査を受けなければならない船舶 当該定期検査を受けるための修繕

二 鉄鉄製造用のよう、鋳所及び熱風所並びに板ガラス製造用のよう、解所 当該所を使用するれんがの過半を取り替えるための修繕

② 前項の規定の適用を受ける資産について当該資産が新造又は新築のものである等のため同項の繰入金額の計算の基礎となるべき特別修繕費の金額がない場合においては、その計算の基礎となる特別修繕費の金額

は、当該資産の種類、構造、容積量、建造又は築造後の経過年数等について状況の類似する他の資産の最近における特別修繕費の金額を基礎として、当該個人の申請に基づき納税地の所轄税務署長が認定した金額による。（同上）

**第十条の十一** 前条第一項の規定による特別修繕引当金勘定を設けている個人は、特別修繕引当金勘定を設けられた資産について特別修繕費の支出をなす場合においては、当該支出をなす日において有する当該資産についての特別修繕引当金勘定の金額のうち当該特別修繕費の金額に達するまでの金額を、当該資産の特別修繕に因る損失の補てんに充てなければならない。（昭和二十六年政令第七十一号追加）

② **第十条の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。（同上）**

**第十条の十二** 第十条の十第一項の規定による特別修繕引当金勘定を設けている個人は、特別修繕引当金勘定を設けられた資産について特別修繕が完了した場合においては、その特別修繕が完了した日において有する当該資産についての特別修繕引当金勘定の金額（その日までに前条第一項又は本項の規定により当該資産の特別修繕に因る損失の補てんに充て又は取りくすすべきであった金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の全額を取りくすさなければならない。この場合において、その取りくすした金額は、その年分の事業所得又は不動産所得の計算上、これを総収入金額に算入する。（昭和二十六年政令第七十一号追加）

② **第十条の七第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。（同上）**

**第十条の十三** 第十条の十第一項の規定による特別修繕引当金勘定を設けている個人は、特別修繕引当金勘定を設けられた資産を譲渡した場合又は当該資産が全損若しくは滅失した場合においては、当該譲渡又は全損若しくは滅失した日において有する当該資産についての特別修繕引当金勘定の金額（その日までに第十条の十一第一項又は前条第一項の規定により当該資産の特別修繕に因る損失の補てんに充て又は取りくすすべき



であつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額の全額を取りくずさなければならぬ。この場合において、その取りくずした金額は、その年分の事業所得又は不動産所得の計算上、これを総収入金額に算入する。(昭和二十六年政令第百七十一号追加)

② 第十条の七第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

第十条の十四 第十条の十一項の規定による特別修繕引当金勘定を設けている個人が当該勘定を設けられた資産をその用に供する事業(不動産所得の基因たる資産の貸付を含む。)を廃止した場合は若しくは死亡した場合は又は青色申告書の提出の承認を取り消された場合においては、当該事業の廃止の日若しくは死亡の日又はその取消の基因となつた事実のあつた日において有する特別修繕引当金勘定の金額(その日までに第十条の十一第一項、第十条の十二第一項又は前条第一項の規定により当該資産の特別修繕に因る損失の補てんに充て又は取りくずすべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)は、当該事業の廃止の日若しくは死亡の日又はその取消の基因となつた事実のあつた日の属する年分の事業所得又は不動産所得の計算上、これを総収入金額に算入する。(昭和二十六年政令第百七十一号追加)

③ 第十条の十一第一項の規定による特別修繕引当金勘定を設けている個人が特別修繕引当金勘定の金額を当該勘定を設けられた資産の特別修繕費の支出以外の目的に支出した場合においては、その支出した金額は、支出した日の属する年分の事業所得又は不動産所得の計算上、これを総収入金額に算入する。(同上)

第十条の十五 第十条の十一項の規定は、確定申告書、損失申告書又は法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書に、その年において特別修繕引当金勘定に繰り入れた金額を必要な経費に算入することの記載がなく、且つ、当該申告書に当該勘定の記載がある貸借対照表の添附がない場合においては、これを適用しない。(昭和二十六年政令第百七十一号追加)

第十条の十六 法第十条第二項但書の家事上の経費に關連する経費で命令で定めるものは、家事上の経費に關連する経費で左の各号の一に該当する経費以外のものとする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正第十条の十削除、同年政令第百七十一号改正七条線下)

一 当該経費の主たる部分が法第九条第一項第三号、第四号、第七号又は第十号に規定する総収入金額を得るために必要であり、且つ、その必要である部分が明り、よりに区分できる場合における当該部分に相当する経費

二 前号に該当する経費を除く外、青色申告書を提出する個人の青色申告書の提出を認められている年分の家事上の経費に關連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、当該年分の法第九条第一項第三号又は第四号に規定する総収入金額及び青色申告書の提出を認められている所得が山林所得である場合には同項第七号に規定する総収入金額を得るために直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

第十一条 個人が修理、改良その他名義の何たるを問はず、その有する固定資産について支出した金額で左の各号の一に該当するもの(各号のいずれにも該当する場合には、多い方の金額)は、当該個人の当該支出をなした年の所得の計算上、これを必要な経費に算入しない。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

一 当該支出金額のうち、その支出に因り当該固定資産の取得の時にこれについて通常の管理又は修理をなす場合に予測される当該固定資産の使用可能期間を延長せしめる部分に対応する金額

二 当該支出金額のうち、その支出に因り当該固定資産の取得の時にこれについて通常の管理又は修理をなす場合に予測されるその支出をなした時における当該固定資産の価額を増加せしめる部分に対応する金額



第十二条 法第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、法第五条の二第三項の規定により、譲渡の時ににおける価額により譲渡されたものとみなされた資産はその譲渡を受けた者が、当該価額により、取得したものとする。(昭和二十二年政令第二百四十六号削除、同二十五年政令第六十九号改正)

第十二条の二 法第五条第一項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、株主、社員又は出資者が株式又は出資に加えて金銭、株式及び出資以外の財産を取得するときは、当該財産の価額は、これを金銭の額として、法第十条の二第三項第一号の規定を適用する。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第十二条の三 被合併法人の株主、社員又は出資者が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資(以下本条において新株という)を取得するために要した金額は、左の各号に掲げる金額による。(昭和二十六年政令第七十号追加)

- 一 合併に因り新株のみを取得した場合においては、被合併法人の株式又は出資(以下本条において旧株という)を取得するために要した金額(新株の価額のうちに法第五条第一項第三号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額がある場合には、旧株一株について交付を受けた新株の価額のうちの当該利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額を加算した金額)を旧株一株について交付を受けた新株の数で除して得た金額
- 二 合併に因り新株及び金銭を取得した場合において、当該新株の価額と金銭の額との合計額が旧株を取得するために要した金額をこえないときは、旧株を取得するために要した金額から旧株一株について交付を受けた金銭の額を控除した金額を旧株一株について交付を受けた新株の数で除して得た金額
- 三 合併に因り新株及び金銭を取得した場合において、当該新株の価額と金銭の額との合計額が旧株を取得するために要した金額をこえ、且つ、新株の価額が旧株を取得するために要した金額以上であるときは、

旧株を取得するために要した金額(新株の価額のうちに法第五条第一項第三号の規定により法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額がある場合には、旧株一株について交付を受けた新株の価額のうちの当該利益の配当又は剰余金の分配とみなされる金額を加算した金額)を旧株一株について交付を受けた新株の数で除して得た金額

四 合併に因り新株及び金銭を取得した場合において、当該新株の価額と金銭の額との合計額が旧株を取得するために要した金額をこえ、且つ、新株の価額が旧株を取得するために要した金額に満たないときは、当該新株の価額

② 前項の規定の適用については、新株の価額は、その額面金額又は出資の金額による。但し、当該新株が未払込金額のあるものであるときは、その払込金額によるものとし、当該新株が合併に因り無額面株式を発行した法人の株式であるときは、合併法人が合併に因り増加した資本の金額(合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時ににおける資本の金額)を当該合併に因り発行した株式の総数で除して得た金額によるものとする。(同上)

第十二条の四 法人の株主、社員又は出資者が当該法人の資本又は出資の増加に因りその有する株式又は出資(以下本条において旧株という)について割り当てられた株式又は引き当てられた出資を引き受けた場合においては、その引き受けた後における旧株及びその引き受けた株式又は出資(以下本条において新株という)を取得するために要した金額は、旧株を取得するために要した金額と新株について払い込んだ金額に旧株一株について引き受けた新株の数を乗じて得た金額との合計額を当該旧株一株について引き受けた新株の数に一を加えた数で除して得た金額による。(昭和二十六年政令第七十号追加)

② 前項の場合において、旧株の払込金額と新株の払込金額とが異なるときは、旧株及び新株を取得するため



に要した金額は、それぞれその払込金額に、旧株の払込金額と新株の払込金額に旧株一株について引き受けた新株の数を乗じて得た金額との合計額に対する同項に規定する合計額の割合を乗じて得た金額によるものとする。(同上)

**第十二条の五** 法人の株主が、左の各号の一に該当する事由に因り、その有する株式(以下本条において旧株という。)について株式を取得した場合においては、その株式を取得した後における旧株及びその取得した株式(以下本条において新株という。)を取得するために要した金額は、第一号の場合にあつては旧株を取得するために要した金額と当該旧株一株について取得した新株の額面金額(当該株式が無額面株式である場合には、その発行価額)との合計額を、第二号の場合にあつてはその旧株を取得するために要した金額(同号の資本組入に因り法第五条第一項第四号の規定により利益の配当とみなされる金額がある場合には、旧株一株についてその利益の配当とみなされる金額との合計額)を、それぞれ当該旧株一株について取得した新株の数に一を加えた数で除して得た金額による。(昭和二十六年政令第七十号追加)

一 当該法人が当該法人の株式をもつて利益の配当をしたこと。

二 当該法人がその準備金を資本に組み入れ、その資本組入に因り株式を発行したこと。

② 法人が法人税法第十六条に規定する積立金額を資本に組み入れ、その資本組入に因る株式の発行をしなかつた場合においては、当該組入がなされた後における当該法人の株主が有する当該法人の株式を取得するために要した金額は、当該組入がなされる前における当該株式を取得するために要した金額に当該株式一株について当該組入に因り法第五条第一項第四号の規定により利益の配当とみなされる金額を加算した金額による。(同上)

**第十二条の六** 法人の株主がその有する株式(以下本条において旧株という。)の分割又は併合に因り株式を取

得した場合においては、その分割又は併合に因り取得した株式(以下本条において新株という。)を取得するために要した金額は、分割の場合にあつては旧株一株を取得するために要した金額を当該分割に因り旧株一株について取得した新株の数で除して得た金額により、併合の場合にあつては新株一株について当該併合に因り消滅した旧株を取得するために要した金額の合計額による。(昭和二十六年政令第七十号追加、同年政令第七十一号改正及び第二項、第三項を削る。)

**第十二条の七** 法人の株主、社員又は出資者が当該法人の資本若しくは出資の減少に因る払戻として又は当該法人の解散に因る残余財産の分配として金銭その他の財産(株式及び出資を除く。以下本項において同じ。)を取得した場合におけるその取得した後における当該法人の株式又は出資を取得するために要した金額は、当該金銭その他の財産を取得する前における当該株式又は出資を取得するために要した金額から当該株式又は出資について取得した金銭その他の財産の価額を控除した金額による。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正四條線下)

② 法人の株主、社員又は出資者が当該法人の資本若しくは出資の減少に因る払戻として又は当該法人の解散に因る残余財産の分配として他の法人の株式若しくは出資又は他の法人の株式若しくは出資及び金銭その他の財産を取得した場合における当該他の法人の株式又は出資を取得するために要した金額は、法第十二条の三第一項各号に準じて定めた金額による。この場合において、「被合併法人」とあるのは「当該法人」と、「合併法人」とあるのは「当該他の法人」と読み替えるものとする。(同上)

③ 法人の株主、社員又は出資者が当該法人の企業再建整備法に規定する第二会社(以下第二会社という。)又は旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令に規定する新会社(以下新会



社という。に對する資産の出資に基く割當に因り第二会社又は新会社の株式又は出資を取得した場合におけるその取得した後における当該法人及び第二会社又は新会社の株式又は出資を取得するために要した金額は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる金額による。〔同上〕

一 当該法人が解散する場合において、

イ 第二会社（新会社を含む。以下本条において同じ。）の株式（出資を含む。以下本条において同じ。）を取得するために金銭を支払つたときは、

1 当該法人の株式については、当該株式を取得するために要した金額（当該金額が、その払込金額をこえる場合においては、その払込金額）

2 第二会社の株式については、その取得するために支払つた金額（第二会社の株式の取得の基因となつた当該法人の株式を取得するために要した金額が、当該法人の株式の払込金額をこえる場合においては、そのこえる金額を当該法人の株式について取得した第二会社の株式の数で除して得た金額を加算した金額）

ロ 第二会社の株式を取得するために金銭を支払わなかつたときは、

1 当該法人の株式については、本号イに掲げる金額から、当該株式について取得した第二会社の株式の数にその払込金額を乗じた金額を控除した金額

2 第二会社の株式については、第二会社の株式を取得する前における当該法人の株式を取得するために要した金額から本号ロに掲げる金額を控除した金額を、当該法人の株式について取得した第二会社の株式の数で除した金額

二 当該法人が存続する場合において、

イ 第二会社の株式を取得するために金銭を支払つたときは、第十二条の四の規定に準じて計算した金額。この場合において「旧株」とあるのは「当該法人の株式」と、「新株」とあるのは「第二会社の株式」と、「旧株を取得するために要した金額と新株について払い込んだ金額」とあるのは、「当該法人の株式を取得するために要した金額と第二会社の株式を取得するために支払つた金額」と読み替へるものとする。

ロ 第二会社の株式を取得するために金銭を支払わなかつたときは、第二会社の株式を取得する前における当該法人の株式を取得するために要した金額を当該株式について取得した第二会社の株式の数に一を加えた数で除した金額

④ 前四条及び前三項に規定する事由の二以上に該当する株式又は出資を取得するために要した金額は、当該事由の生じた時期の前後に應じて順次これらの項の規定を適用して得た金額による。この場合において、第二回以後の適用の際は、前回の適用により得た金額を当該株式の取得の基因となつた株式を取得するために要した金額とする。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正及び第五項を削る。）

第十二条の八 株式又は出資を取得するために要した金額は、相続、遺贈若しくは贈与に因り取得した株式又は出資及び前五条に規定する株式又は出資を除く外、当該株式若しくは出資を引き受けるために払い込んだ金額又は当該株式若しくは出資の譲渡を受けた場合の対価による。（昭和二十六年政令第七十号追加）

第十二条の九 第七条の三に規定する事業を営む個人がその年十二月三十一日において有するたな卸資産で個々の原価を算定し難いものの同日における価額の評価の方法は、左に掲げる方法のうちいずれか一の方法によるものとする。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号本条繰下）

一 先入先出法（当該たな卸資産をその種類、品質、型等（以下種類等という。）の異なることに區別し、そ



の種類等の同じものについて、当該たな卸資産を、その年十二月三十一日から最も近い日において取得したたな卸資産から順次成るものとみなして、そのみなされたたな卸資産の取得価額をその価額とする方法をいう。

二 後入先出法 当該たな卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該たな卸資産を、その年十二月三十一日から最も遠い日において取得したたな卸資産から順次成るものとみなして、そのみなされたたな卸資産の取得価額をその価額とする方法をいう。

三 総平均法 たな卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該個人がその年一月一日において有していたたな卸資産の取得価額の合計額とその年中において取得したたな卸資産の取得価額の合計額との総額を当該たな卸資産の総数量で除して得た金額をその一単位当りの取得価額とする方法をいう。

四 移動平均法 たな卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当初の一単位当りの取得価額が、種類等を同じくするたな卸資産を再び取得した場合には、その取得の時において有する当該たな卸資産とその取得したたな卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改訂されたものとみなし、以後種類等を同じくするたな卸資産を取得するつど同様の方法により一単位当りの取得価額が改訂されたものとみなし、その年十二月三十一日に最も近い日において改訂されたものとみなされた一単位当りの取得価額をもつてその一単位当りの取得価額とする方法をいう。

五 単純平均法 たな卸資産の種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについては、その年中に取得したたな卸資産の取得価額に異なるものがある場合には、その異なる一単位当りの取得価額を合計し、その合計額をその異なる一単位当りの取得価額の数で除して得た価額をその一単位当りの取得価額とする方法をいう。

する方法をいう。

六 売価還元法 当該たな卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該たな卸資産についてその年十二月三十一日における販売予定価額から当該たな卸資産の販売に因り通常生ずべき差益の率（販売予定価額から取得価額を控除した差額の販売予定価額に対する割合）により還元して得た取得価額をその取得価額とする方法をいう。

七 前各号に掲げるものの外、大蔵省令で定める手続により、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合において、その承認を受けた方法

② 青色申告書を提出する個人の青色申告書の提出を認められている年分のたな卸資産の評価の方法については、前項各号に掲げる方法の外、左に掲げる方法のうちいずれか一の方法によることができるものとする。（昭和二十六年政令第七十号追加）

一 時価法 当該たな卸資産のその年十二月三十一日におけるその取得のために通常要する価額をもつて当該たな卸資産の価額とする方法をいう。

二 低価法 当該たな卸資産の前項各号に掲げる方法のうちそのあらかじめ選択した一の方法により評価した価額と前号の時価法により評価した価額のうちいずれか低い方の価額をもつて当該たな卸資産の価額とする方法をいう。

第十二条の十 法第十条の三第二項に規定する個人が同項の規定による届出をしなかつた場合において、当該個人がよるべきたな卸資産の評価の方法は、売価還元法（売価のないたな卸資産については、総平均法）とする。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正五条繰下）



② 前条第一項の個人が同項のたな卸資産の評価について、その届け出た評価の方法によつていない場合において、その届け出た方法によりたな卸資産の評価をすることが困難なときは、納税地の所轄税務署長は、法第四十四条又は法第四十六条の規定による更正又は決定をなす場合においては、売価還元法（売価のないたな卸資産については、総平均法）により当該たな卸資産の評価をなすことができる。（昭和二十六年政令第百七十一号追加）

第十二条の十一 法第十条の四第一項に規定する個人の有する第十条第二項第一号乃至第六号に掲げる固定資産の償却額の計算の方法は、左に掲げる方法のうちいずれか一によるものとし、当該個人の有する同項第七号に掲げる固定資産の償却額の計算の方法は、第一号に掲げる方法によるものとする。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正五條線下、同年政令第百七十一号改正）

一 定額法 当該固定資産の取得価額から残存価額を控除した金額に、その償却額が毎年同一となるように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各年の償却額とする方法をいう。

二 定率法 当該固定資産の取得価額（第二年月以後の償却の場合には、当該取得価額から既になした償却の額を控除した価額）に、その償却額が毎年一定の割合で逡減するように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各年の償却額とする方法をいう。

③ 鉱業用固定資産（鉱業経営上直接必要な固定資産で鉱業の廃止に因り著しくその価値を減ずるものをいう。以下同じ。）の償却額の計算の方法は、前項の規定にかかわらず、鉱業権及び坑道については生産高比例法（当該固定資産の取得価額から残存価額を控除した金額を当該固定資産の耐用年数（当該鉱業用固定資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該固定資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当りの金額に、各年間における採掘

数量を乗じて計算した金額を各年の償却額とする方法をいう。）によるものとし、その他の鉱業用固定資産については、同項各号に掲げる方法の外、生産高比例法によることができるものとする。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第百七十一号改正）

④ 取替資産（軌条、枕木その他当該資産と種類及び品質を同じくする資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産で、毎年使用に耐えなくなつたこれらの資産のうちの一部がほぼ同数量ずつ取り替えられるものをいう。）で大蔵省令で定めるものの償却額の計算の方法は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合においては、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する方法の外、取替法（当該資産の取得価額（当該資産を取り替えた年分の所得の計算上必要な経費に算入された取得価額を除き、当該資産が昭和二十五年一月一日前に取得された資産である場合には、当該資産の取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第二の倍数を乗じて算出した金額とする。）の百分の五十に達するまで前二項に規定する方法による償却額を各年分の所得の計算上必要な経費に算入するとともに、当該資産が使用に耐えなくなつたため種類及び品質を同じくするこれに代る新たな資産と取り替えた場合において、その新たな資産の取得価額をその取り替えた年分の所得の計算上必要な経費に算入する方法をいう。）によることができる。（昭和二十六年政令第百七十一号追加）

⑤ 第一項又は第二項の規定による固定資産の償却額の計算をなす場合における固定資産の残存価額は、第十条第二項第七号に掲げる固定資産及び坑道については、零としその他の固定資産については、その取得価額の百分の十に相当する金額とする。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第百七十一号改正一項線下）

第十二条の十二 第十条第二項第二号に掲げる構築物又は同項第三号に掲げる機械及び装置のうち同条第三項



の規定により構築物又は機械及び装置についてその全部を総合した耐用年数と設備の区分別に分別した耐用年数とが定められているものについては、前条第一項又は第二項に規定する方法のうちのいずれか一によつて行つる償却額の計算は、更にそれぞれ左に掲げる方法のうちのいずれか一によるものとする。(昭和二十六年政令第七十一号追加)

一 総合償却法 当該構築物又は機械及び装置の全部について、これらの固定資産の償却の基礎となる価額の総額をこれらの固定資産の全部を総合して定めた耐用年数により償却して償却額の計算をする方法をいう。

二 分別償却法 当該構築物又は機械及び装置をその設備の区分に応じて分別し、その分別した資産ごとに、その分別した資産の償却の基礎となる価額の総額を当該資産の各々について定められた耐用年数により償却して償却額の計算をする方法をいう。

第十二条の十三 法第十条の四第二項に規定する個人がその有する第十条第二項第一号から第六号までに掲げる固定資産(坑道を除く)について、第十二条の十一に規定する方法及び前条の規定に該当する固定資産については同条に規定する方法のうちのいずれか一の方法を選定して届出をしなければ、当該個人がこれらの固定資産についてはよるべき償却の方法は、鉱業用固定資産以外の固定資産については定額法とし、鉱業用固定資産については生産高比例法とし、これらの固定資産のうち前条の規定に該当する固定資産についてはよるべき同条の償却の方法は、総合償却法とする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正一条線下)

第十二条の十四 法第十条の五第三項第一号に規定する命令で定める資産は、法人に対する出資(基金を含む)とする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正同年政令第七十一号一条線下)

線下)

第十二条の十五 法第十条の五第三項第一号又は第二号に規定する資産が株式又は出資であり、且つ、当該株式又は出資について法第十二条の三から第十二条の七までの規定に該当する事由があつた場合においては、法第十条の五第三項第一号又は第二号の規定の適用については、当該株式又は出資の価額は、資産再評価法第四十三条第一項に規定する財産税評価額又は取得価額とする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正、同年政令第七十一号改正一条線下)

第十二条の十六 家屋その他の使用又は保存に因る減価等により減価する資産(当該資産の全部又は主たる部分を専業(貸付を含む)の用に供する資産を除く)の譲渡所得の計算については、当該資産の取得価額から当該資産と同種の固定資産の耐用年数に一・五を乗じて計算した年数(一年未満の端数は、これを切り捨てる)により第十二条の十一第一項第一号の規定に準じて計算した減価の価額の累積額を控除した金額をもつて、当該資産の取得価額とする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正同年政令第七十一号改正一条線下)

② 前項に規定する減価の価額を計算する場合において、その資産の取得の日(当該資産が資産再評価法の規定により再評価を行つたとみなされるものであるときは、昭和二十五年一月一日)から相続、遺贈、贈与又は譲渡があつた日までの年数に一年未満の端数がある場合においては、六月以上の端数はこれを一年とし、六月に満たない端数はこれを切り捨てる。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第十二条の十七 法第十一条の三及び法第二十一条の二第七項第二号に規定する命令で定める資産は、たな卸資産とする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正、同年政令第七十一号一条線下)



第十二条の十八 法第十一条の四第一項の医療費の範囲は、左に掲げる費用で、これを領収した者の領収を証する書面のあるものとする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正、同年政令第七十一号一条繰下)

- 一 医師又は歯科医師による診療又は治療を受けるために支出した費用
- 二 病院、診療所又は助産所へ収容されるために支出した費用
- 三 あんま、はり、きゆう、柔道整復等営業法に規定する施術者による施術を受けるために支出した費用
- 四 看護婦による療養上の世話を受けるために支出した費用
- 五 助産婦による分べんの介助を受けるために支出した費用
- 六 治療又は療養のために必要な医薬品を購入するために支出した費用

第十二条の十九 法第十一条の三から第十二条までの規定による控除は、まず法第十一条の三の規定による控除をなし、次に法第十一条の四から第十二条までの規定による控除をなすものとする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正、同年政令第七十一号一条繰下)

第十三条 法第十四条第二号又は法第十四条の二第一項第二号に規定する割合は、法第十五条の規定の適用がある場合においては、法別表第一に定める割合による。(昭和二十二年政令第二百四十六号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

② 前項の規定に該当する場合を除く外、法第十四条第二号又は法第十四条の二第一項第二号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下は、これを切り捨てる。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

第十四条 法第十九条第一項の規定により合同運用信託又は証券投資信託の利益に対する所得税額から控除す

べき当該合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について納付した所得税額は、信託会社において法第三十七条又は法第四十一条の規定により所得税を徴収する際、これを控除しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第二百五十七号改正)

第十五条 法第二十条第一項の重要物産は、左に掲げるものとする。(昭和二十三年政令第四百八十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十一号改正)

- 一 金地金、ニッケル地金、コバルト地金及びフェロニッケル(含有ニッケルの重量が全重量の百分の二十以上のものに限る。)
- 二 硫酸アンモニア、肥料用尿素、肥料用塩化アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、重過磷酸石灰、より成る  
 燐肥及び化成肥料
- 三 塩化ビニール、塩化ビニール・さく、酸ビニール共重合物及びオクチルアルコール
- 四 さく、酸ビニール、ポリビニールアルコール、ポリアミド樹脂及び塩化ビニリデン・塩化ビニール共重合物並びにこれらを原料とする合成繊維並びにさく、酸繊維素及びこれを原料とするさく、酸繊維
- 五 スレン系建築染料及び天然色写真フィルム
- 六 ストレプトマイシン
- 七 真空式蒸発かんにより製造する塩
- 八 電気(電気の製造を業とする個人以外の個人が自己の設備により製造する電気を除く。)
- 九 金鋳、砂金鋳、タングステン鋳、モリブデン鋳及び耐火粘土(ゼーゲルコーン番号三十三以上の耐火度を有するものに限る。)
- 十 石油、半無煙炭(含有灰分の重量が全重量の百分の二十以下のものに限る。)&及びれき、青炭



第十六条 法第二十条第二項の規定により所得税の免除を受けることができる製造、採掘又は採取の事業の設備の増設は、増設前の設備に因る製造又は産出の能力に対し、十分の三以上に相当する製造又は産出の能力を増加したものに限る。

第十七条 前二条の製造、採掘若しくは採取の事業を継続した個人又はこれを継続した事実があると認められる個人は、その製造、採掘又は採取の事業について、所得税の免除期間が残存する場合に限り、その免除期間を継承する。

第十八条 法第二十条の所得税の免除に関する規定は、七月予定申告書、十一月予定申告書、確定申告書若しくは損失申告書又は法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書に法第二十条の免除に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、これを適用しない。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

第三章 申告

第一節 予定申告

第十九条 七月予定申告書又は十一月予定申告書には、法第二十一条第一項各号に規定する事項の外、左に掲げる事項を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十三年政令第四百四十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

一 納税義務者の氏名及び住所(法施行地に住所がないときは、居所)並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地

二 第十九条の四第一項の規定による国庫補助金、都道府県補助金又は市町村補助金の総収入金額不算入に関する事項

三 法第二十条の規定による所得税の免除に関する事項

四 その他参考となるべき事項

② 前項第三号に規定する事項に関する申告をなす場合においては、当該申告書に、法第二十条の重要物産の製造、採掘又は採取の事業に関する計算書を添付しなければならない。

第十九条の二 法第十五条の二の規定によりその所得税額から控除すべき金額がある場合においては、法第二十一条第一項第三号乃至第五号に規定する金額は、当該控除すべき金額を控除した後の金額とする。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第十九条の三 法第二十一条第三項に規定する農業所得は、米、麥その他の穀物、馬鈴しよ、甘しよ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物、果樹、樹園の生産物若しくは温室その他特殊施設を用いて行ふ園藝作物の栽培、藪若しくは蚕種の生産又は主としてこれらのものを栽培若しくは生産する者が兼営するわら工品その他これに類する物の生産、家畜、家さん、毛皮獸若しくは蜂の育成、肥育、採卵若しくはみつ採取若しくは酪農品の生産を行ふ事業から生ずる所得とする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

第十九条の四 法第二十一条の二第一項に規定する承認を受けようとする者は、その年六月十五日までに、その年分の総所得金額の見積額の外、左の各号に掲げる事項を附記した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

一 法第九条の二第一項又は第三項の規定により、その年において控除する損失の額

二 前年分の総所得金額に比し総所得金額の見積額が減少すると認められる事由の詳細

三 前年分の総所得金額

所得税 所得税法施行規則



所得税 所得税法施行規則

四 法第九条の二第一項又は第三項の規定により、前年において控除した損失の額  
五 その他参考となるべき事項

② 前項の申請書には、取引の記録等に基づいて、その年分の総所得金額の見積額及び前項第一号に規定する額の計算の基礎となる事実を証明する書類を添附しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第十九条の五 法第二十一条の二第四項但書に規定する場合には、納税義務者は、七月予定申告書の提出期限までに、同項但書に規定する事由に因りその年分の総所得金額の見積額が変動した旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合においては、納税義務者は、当該申告書の提出期限までに同条第二項の規定により申請書に附記したその年分の総所得金額の見積額を訂正するための書類に同条第四項但書に規定する事由及び当該見積額の変動の計算の基礎となる事実を証明する書類を添附して納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六号政令第七十号改正)

第十九条の六 法第二十一条の二第一項又は第十項の場合において、その年分の総所得金額の見積額(同条第八項の規定により納税地の所轄税務署長の認めた又は定めたその年分の総所得金額の見積額がある場合においては、当該見積額 以下本条において同じ。)を基礎として同条第一項の規定による申告をする場合又は同条第十項の規定による所得税額を計算する場合における所得税額は、第一号又は第二号に該当する場合にあっては、当該総所得金額の見積額に当該各号に掲げる金額を加算した額により、第三号又は第四号に該当する場合にあっては、当該総所得金額の見積額から当該各号に掲げる金額を控除した額により、これを計算する。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六号政令第七十号改正)

一 その年において退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得の金額の見積額がある場合においては、当該所得の金額の見積額

二 法第十四条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、その年分に係る特別所得金額の四分の一に相当する金額

三 その年において法第九条の二第一項又は第三項の規定による控除を認められる場合には、当該控除を認められる額

四 法第十一条の三から第十一条の十までの規定による控除を認められる場合においては、当該控除を認められる額

② 法第十五条の二の規定により所得税額から控除すべき金額がある場合においては、前項の規定により計算した所得税額から、当該控除すべき金額を控除する。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第十九条の七 前三条の規定は、法第二十二條第三項において準用する法第二十一条の二の場合について、これを準用する。この場合において、第十九条の四第一項中「六月十五日」とあるは「十月十五日」と、第十九条の五中「七月予定申告書」とあるのは「十一月予定申告書」と読み替えるものとする。(昭和二十六年政令第七十号追加)

第二十条 修正予定申告書には、法第二十一条第一項各号及び第十九条第一項各号に規定する事項のうち、異動があつた事項を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

② 第十九条第二項の規定は、前項の規定による申告書の提出について、これを準用する。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

第二十一条 国税庁長官は、通信、交通その他の状況により都道府県の全部又は一部にわたり己むを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定し、法第二十一条から第二十三条までの規定による申告書、

所得税 所得税法施行規則



申請書又は請求書の提出期限を延長することができる。(昭和二十四年政令第四百十九号、同二十五号政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

- ② 税務署長は、通信、交通その他の状況により己むを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、期日を指定し、法第二十一条から第二十三条までの規定による申告書、申請書又は請求書の提出期限を延長することができる。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)
- ③ 前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**第二十二條** 税務署長において、特別の事情があると認める場合においては、七月予定申告書又は十一月予定申告書に法第二十一条第一項第八号又は第九号に規定する控除に関する事項の記載がない場合においても、法第九条の二、法第十一条の三から第十一条の十まで又は法第十五条の二の控除に関する規定を適用することができる。(昭和二十五年政令第六十九号、同年政令第七十号改正)

**第二節 確定申告**

**第二十三條** 確定申告書には、法第二十六条第一項各号に規定する事項の外左に掲げる事項を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正)

- 一 納税義務者の氏名及び住所(法施行地に住所がないときは、居所)並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地
- 二 第九条の四第一項の規定による国庫補助金、都道府県補助金又は市町村補助金の総収入金額不算入に関する事項

- 三 第十条の五の規定による貸倒準備金勘定に繰り入れた金額の必要な経費算入に関する事項
- 四 第十条の十第一項の規定による特別修繕引当金勘定に繰り入れた金額の必要な経費算入に関する事項
- 五 第十二条の九に規定するたな卸資産の評価の方法のうちそのよつた方法
- 六 第十二条の十一及び第十二条の十二に規定する減価償却額の計算の方法のうちそのよつた方法
- 七 法第二十条の規定による所得税の免除に関する事項
- 八 その他参考となるべき事項

**第二十三條の二** 確定申告書には、左に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正)

- 一 前条第二号に規定する事項がある場合においては、国庫補助金、都道府県補助金又は市町村補助金の収入及び支出に関する明細書
- 二 前条第三号に規定する事項がある場合においては、その年十二月三十一日における貸金の帳簿価額の合計金額、前年から繰り越された貸倒準備金勘定の金額、その年において貸倒準備金勘定に繰り入れた金額及びその年において貸倒に因る損失の補てんに充て又は第十条の七第一項の規定により取りこずした貸倒準備金勘定の金額に関する明細書
- 三 前条第四号に規定する事項がある場合においては、その年前最近において行われた特別修繕のために要した特別修繕費の金額(第十条の十第二項の規定に該当する場合には、同項の規定により税務署長が認定した金額)、前年から繰り越された特別修繕引当勘定の金額、その年において特別修繕引当金勘定に繰り入れた金額及びその年において特別修繕に因る損失の補てんに充て又は第十条の十二第一項若しくは第十条の十三第一項の規定により取りこずした特別修繕引当金勘定の金額に関する明細書



所得税 所得税法施行規則

一七〇

- 四 法第十一条の三の規定による控除をなす場合においては、損失額及び保険金等に因り補てんされた金額に関する明細書
- 五 法第十一条の四の規定による控除をなす場合においては、その支出に関する明細書
- 六 法第二十条の規定により所得税の免除を受ける場合においては、重要物産の製造、採掘又は採取の事業に関する計算書

**第二十四条** 法第十五条の二の規定によりその所得税額から控除すべき金額がある場合においては、法第二十六条第一項第三号乃至第五号に規定する所得税額は、当該控除すべき金額を控除した後の金額とする。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

**第二十四条の二** 法第二十六条第二項の規定により、同項の規定を適用しない場合は、左の各号に掲げる場合とする。(昭和二十二年政令第二百四十六号追加、同二十五年政令第六十九号改正)

- 一 給与の支払者が法第三十八条第一項の規定により所得税を徴収する義務がない場合において、当該支払者から支払を受ける給与所得又は退職所得がある場合
- 二 法第十一条の三、法第十一条の四又は法第十五条の二の規定により控除を受けようとする場合

**第二十五条** 確定申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出前に死亡した場合においては、相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四箇月以内に、当該申告書を被相続人(包括名義で遺贈をなした者を含む。以下同じ。)の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

② 前項の規定により提出する申告書には、左に掲げる事項を併せ記載しなければならない。(昭和二十五年政

- 一 相続人の氏名及び住所又は居所
- 二 相続人が二人以上ある場合においては、相続(包括の名義でなした遺贈を含む。以下同じ。)に因り相続人が受ける利益の価額の合計額に対する各相続人が受ける利益の価額の割合
- 三 被相続人の納付すべき所得税額のうちまだ納付されていない金額
- 四 前号の金額を第二号に規定する割合によりあん分して計算した税額
- ③ 相続人が二人以上ある場合においては、第一項の規定による申告書は、各相続人が連署でこれを提出しなければならない。但し、他の相続人の氏名を附記して、各別にこれを提出することを妨げない。(同上)
- ④ 相続人が二人以上ある場合においては、前項但書に規定する方法により第一項の規定による申告書を提出した相続人は、直ちに、他の相続人に対し、当該申告書に記載した事項の要領を通知しなければならない。(同上)

**第二十六条** 第二十一条の規定は、確定申告書の提出期限の延長について、これを準用する。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

② 第二十二条の規定は、確定申告書に法第二十六条第一項第十一号又は第十二号に規定する控除に関する事項の記載がない場合について、これを準用する。(昭和二十五年政令第六十九号改正、同二十六年政令第七十号本条第三項を削る。)

**第二十六条の二** 損失申告書を提出する場合には、法第二十六条の二第一項各号に規定する事項の外、左に掲



ける事項を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号、同年政令第七十一号改正)

- 一 その提出者の氏名及び住所(法施行地に住所がないときは、居所)並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地
- 二 法第十五条の二の規定による控除に関する事項
- 三 第二十三号第二号から第七号までに規定する事項
- 四 その他参考となるべき事項

② 法第二十四条並びに第二十二号及び第二十三号の二の規定は、損失申告書の提出の場合について、これを準用する。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

第二十六条の三 法第二十六条の三第二項の規定により青色申告書の提出につき承認を受けようとする個人の備え付ける帳簿書類の種類及び記載事項並びにこれを保存すべき期間については、大蔵省令の定めるところによらなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

第二十六条の四 法第二十六条の三第三項の規定により青色申告書に添付すべき貸借対照表、損益計算書その他所得又は純損失の金額の計算に関する明細書については、大蔵省令の定めるところによらなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

第二十六条の五 法第二十六条の三第四項に規定する申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

一 申請者の氏名及び住所(住所がないときは、居所)並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地

二 青色申告書を提出しようとする所得の種類

三 青色申告書の提出について承認を取り消された後再び当該申請書を提出しようとするときは、当該取消の処分があつた年月日

四 その他参考となるべき事項

第二十七条 修正確定申告書を提出する場合(第三項に規定する場合を除く。)には、法第二十六条第一項各号並びに第二十三号各号及び第二十五条第二項各号に規定する事項のうち、修正すべき事項を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

② 修正損失申告書を提出する場合には、法第二十六条の二第一項各号並びに第二十五条第二項各号及び第二十六条の二第一項各号に規定する事項のうち、修正すべき事項を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

③ 法第二十七条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する修正確定申告書を提出する場合には、法第二十六条の二第一項各号並びに第二十五条第二項各号及び第二十六条の二第一項各号に規定する事項のうち、修正すべき事項を明示し、法第二十六条第一項各号及び第二十三号各号に規定する事項を記載して、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。(同上)

第二十八条 第二十五条の規定(申告書の提出期限に関する部分を除く。)は修正確定申告書又は修正損失申告書を提出すべき者が、当該申告書の提出前に死亡した場合について、これを準用する。(昭和二十五年政令



第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

② 第二十五条の規定は、法第二十七条第六項の規定による更正の請求をなし得る者が、当該更正の請求前に死亡した場合について、これを準用する。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

第二十九条 年の中途において死亡した者のその年一月一日以後死亡の時までの総所得金額又は純損失の金額若しくは法第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額について、法第二十六条第一項又は法第二十六条の二第一項の規定に該当するとき(法第二十六条の二第一項の規定に該当する場合には、法第三十六条第五項において準用する同条第一項の規定又は法第三十六条の二第三項において準用する法第三十六条第五項において準用する法第三十六条の二第一項の規定により還付の請求をなす場合に限る。)は、相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四箇月以内に、被相続人に係る所得税につき、法第二十六条第一項各号並びに第二十三条各号及び第二十五条第二項各号又は法第二十六条の二第一項各号並びに第二十五条第二項各号及び第二十六条の二第一項各号の規定に準じ、必要な事項を記載した申告書を、被相続人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

② 法第二十八条及び法第二十八条の二並びに第二十一条、第二十二條、第三十三條の二並びに第二十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による申告書を提出すべき場合について、これを準用する。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

第三十条 法第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、法施行地に住所及び居所を有しないこととなる当時の現況により計算したその年分の総所得金額又は純損失の金額若しくは法第十一条の三の規定により控除を認められる損失の額について、法第二十六条第一項又は法第二十六条の二第一項の規定に該当

するときは、その者は、法第二十九条第二項の規定により、法第二十六条第一項各号及び第二十三条各号又は法第二十六条の二第一項各号及び第二十六条の二第一項各号の規定に準じ、必要な事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

② 法第一条第一項の規定に該当する個人が、年の中途において法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる当時の現況により、法第十一条の三から第十一条の十までの控除に関する規定を適用する。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

③ 法第二十八条及び法第二十八条の二並びに第二十二條及び第二十三條の二の規定は、第一項の規定により申告書を提出すべき場合について、これを準用する。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

第三十一条 第二十七条及び第二十八条の規定は、法第二十九条第一項又は第二項の規定による申告につき同条第六項において準用する法第二十七条に規定する申告書を提出する場合について、これを準用する。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

#### 第四章 納付

##### 第一節 申告納税及び還付

第三十二条 納税義務者は、法第三十条乃至第三十四条の規定により、所得税を納付しようとするときは、大蔵大臣の定める書式による納付書を添えて、これを日本銀行の本店、支店又は代理店に納付しなければならない。



**第三十三条** 法第二十六条第四項の規定により確定申告書を提出すべき相続人は、被相続人の納付すべき所得税額（相続人が二人以上ある場合においては、当該所得税額に、相続に因り相続人が受ける利益の価額の合計額に対する各相続人が受ける利益の価額の割合を乗じて計算した金額）を納付しなければならない。（昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

② 相続人が二人以上ある場合においては、各相続人は被相続人の納付すべき所得税について、連帯納付の責に任ずる。（昭和二十二年政令第二百四十六号追加）

③ 第一項の規定による所得税額は、第二十五条第一項に規定する申告書の提出期限までに、これを納付しなければならない。（昭和二十二年政令第二百四十六号改正）

④ 第一項及び第二項の規定は、法第二十六条第四項の規定による確定申告書につき修正確定申告書の提出がある場合について、これを準用する。（昭和二十二年政令第二百四十六号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

**第三十四条及び第三十五条** 削除（昭和二十五年政令第六十九号削除）

**第三十六条** 七月予定申告書、十一月予定申告書、修正予定申告書、確定申告書又は法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限後に当該申告書を提出した者の納期限を経過した分の税額の所得税については、法第三十三条第二項の規定により、当該申告書の提出の日にこれを納付しなければならない。（昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

② 法第二十一条の第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者が、七月予定申告書又は十一月予定申告書の提出期限後七月予定申告書又は十一月予定申告書（法第二十一条第一項第一号の規定により提出する場合に限る。）を提出した場合における当該申告書の提出に因り増加した所得税額のうち納期

限を経過した分の税額の所得税については、法第三十三条第四項の規定により、当該申告書提出の日に、これを納付しなければならない。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正）

**第三十七条** 法第二十九条第一項の規定による申告書の提出があつた場合においては、相続人は、被相続人の納付すべき所得税額のうち、まだ被相続人が納付していない税額の所得税を当該申告書の提出期限までに納付しなければならない。（昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

② 相続人が二人以上ある場合においては、各相続人が前項の規定により納付すべき税額は、同項の所得税額に、相続に因り各相続人が受ける利益の価額の合計額に対する各相続人の受ける価額の割合を乗じて計算した金額による。

③ 相続人が二人以上ある場合においては、各相続人は第一項の規定による所得税について、連帯納付の責に任ずる。

**第三十八条** 法第二十九条第二項の規定による申告書を提出した者は、法施行地に住所及び居所を有しないこととなる日までに、納期の到来しない税額の所得税を、その日までに納付しなければならない。

**第三十九条** 法第三十六条第一項の還付の請求をなす個人は、同条第二項及び第三十九条の二に規定する事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十九号改正）

**第三十九条の二** 法第三十六条第二項に規定する書類には、左に掲げる事項を記載しなければならない。（昭和二十五年政令第六十九号追加）

一 請求をなす者の氏名及び住所（法施行地に住所がないときは、居所）並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地



- 二 還付を受けようとする所得税額及びその計算の基礎
- 三 その他参考となるべき事項

第三十九条の三 法第三十六条の二第一項の還付の請求は、同項に規定する不足額に相当する所得税額の還付を請求する旨を確定申告書又は損失申告書に附記して、納税地の所轄税務署長に対し、これをしなければならぬ。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

② 法第三十六条の二第二項の規定に該当する場合においては、同条第一項の規定による還付の請求をなした不足額及びその計算の基礎となつた事項について修正すべき事項を当該申請に係る申告書に附記しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第三十九条の四 法第三十六条の三第一項に規定する承認を受けようとする者は、確定申告書又は損失申告書の提出と同時に、左に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正)

- 一 過納額につき充当の承認を申請する者の氏名及び住所(法施行地に住所がないときは、居所)並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地
- 二 過納額のうち充当を受けようとする金額
- 三 過納額の充当をなすべき給与の支払者(二以上の支払者があるときは、主たる給与の支払者)の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地

② 納税地の所轄税務署長は、法第三十六条の三第一項の規定による承認をなしたときは、その充当すべき所得税の税額を、前項第三号に規定する給与の支払者を経由して当該承認の申請をなした者に通知する。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

## 第二節 源泉徴収

第四十条 法第三十七条、法第三十八条第一項又は法第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収した者は、大蔵大臣の定める書式による納付書及び計算書を添えて、これを日本銀行の本店、支店又は代理店に納付しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

第四十一条 削除 (昭和二十五年政令第六十九号削除)

第四十二条 法第三十八条第一項の規定により、同項の規定を適用しない者は、常時家事使用人二人以下のみに対し賃金その他の給与の支払をなす者と定める。

第四十三条 法第三十八条第一項第三号又は第五号に規定する給与の月割額及び週割額は、給与の総額をその給与の支給期間につき定められている月又は週の整数倍の当該倍数で除した金額とする。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

② 法第三十八条第一項第四号又は第五号に規定する給与の日割額は、給与の総額をその給与の計算の基礎となつた日数で除した金額とする。この場合において一日に満たない端数は、これを一日として計算する。(同上)

第四十四条 給与が月の整数倍で定められている場合において、当該給与を受ける者が受ける賞与及び賞与の性質を有する給与に対する法第三十八条第一項第七号の規定の適用については、当該月の整数倍で定められている給与の月割額を同号に規定する前月中に支払を受けたその他の給与とみなす。(昭和二十二年政令第百十二号、同二十三年政令第四百八号、同二十五年政令第二号、同年政令第六十九号改正)

第四十四条の二 法第三十八条第一項第七号に規定する前月中に支払を受けたその他の給与の金額又は同項第八号に規定する退職所得の支払を受ける時までには支払を受けた給与所得の金額は、当該賞与若しくは賞与の性



質を有する給与又は当該退職所得の支払をなす者の支払をなすものに限る。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第四十四条の三 法第三十八条第一項第八号に規定する割合(法別表第二に掲げる割合を適用する場合を除く)は、小数点以下二位まで算出し、三位以下は、これを切り捨てる。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第四十五条 法第三十九条第一項の規定により提出すべき申告書には、左に掲げる事項を記載し、給与の支払の場所(二以上の支払の場所があるときは、主たる給与の支払の場所)の所轄税務署長に、これを提出しなければならぬ。(昭和二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)

- 一 申告義務者の氏名及び住所(法施行地に住所がないときは、居所)
- 二 給与支払者の氏名又は名称
- 三 扶養親族を有する場合には、その氏名、住所、生年月日、申告者との続柄及びその年中の総所得金額の見積額並びにその者が不具者である場合には第六条各号の一に該当する事実
- 四 自己が不具者である場合には、自己が不具者である旨及び第六条各号の一に該当する事実
- 五 自己が老年者である場合には、自己が老年者である旨及びその生年月日
- 六 自己が寡婦である場合には、自己が寡婦である旨、その有する扶養親族の氏名、住所、生年月日、申告者との続柄及びその年中の総所得金額の見積額並びに自己の生年月日及び法第八条第四項第一号又は第六条の二各号の一に該当する事実
- 七 自己が勤労学生である場合には、自己が勤労学生である旨、その在学する学校名及び入学年月、当該給与の支払先における職名その他自己の勤労に基く法第九条第一項第四号から第六号まで、第九号又は第十号に規定する所得を有することを示す事実並びにその年中の自己の勤労に基く所得以外の所得の金額の見積額及び総所得金額の見積額

積額及び総所得金額の見積額  
八 その他参考となるべき事項

② 法第三十九条第二項の規定により提出すべき申告書には、前項第一号及び第三号から第八号までに規定する事項のうち異動があつた事項を記載し、給与の支払の場所(二以上の支払の場所があるときは、主たる給与の支払の場所)の所轄税務署長にこれを提出しなければならない。但し、年の中途において再就職した場合及び年の中途において従たる給与の支払者が主たる給与の支払者となつた場合において提出すべき当該申告書には、前項各号に掲げる事項並びにその者がその年中において当該申告書を提出すべき事由が生じた日までに給与所得の支払を受けたことがある場合には当該給与の支払者(二以上の支払者があつたときは、主たる給与の支払者)の氏名又は名称及びその支払の場所、当該給与の支払者から支払を受けた給与所得の金額並びに当該給与所得について法第三十八条第一項の規定により徴収された所得税額を記載するものとする。(昭和二十六年政令第七十号改正)

③ 法第三十九条第三項の規定により提出すべき申告書には、左に掲げる事項を記載し、給与の支払の場所(二以上の支払の場所があるときは、主たる給与の支払の場所)の所轄税務署長に、これを提出しなければならない。(昭和二十六年政令第七十号追加)

- 一 申告義務者の氏名及び住所(法施行地に住所がないときは、居所)
- 二 給与支払者の氏名又は名称
- 三 保険の種類、保険者の名称、保険金額、保険契約者の氏名、保険金受取人の氏名、住所、生年月日及び申告者との続柄並びにその年中に支払つた保険料の金額
- 四 その他参考となるべき事項



第四十六条 法第四十条の規定の適用については、年の中途において同条に規定する給与の支払者から給与の支払を受けることとなつた者が、就職前に同条に規定する給与の支払者から給与の支払を受けたことのある者であるときは、その年中において前に同条に規定する給与の支払者から支払を受けた給与所得は、これを就職の時以後において同条に規定する給与の支払者から支払を受けた給与所得とみなし、その年中において前に同条に規定する給与の支払者がその給与所得について法第三十八条第一項の規定により徴収した所得税額は、これを就職の時以後において法第四十条に規定する給与の支払者が法第三十八条第一項の規定により徴収した所得税額とみなす。(昭和二十二年政令第百十二号、同二十六年政令第七十号改正、同上第一項乃至第五項を削除)

第四十六条の二 法第四十二条第一項のこれらの性質を有する報酬又は料金は、脚本、脚色、演出、翻訳、校正又は書籍の装丁の報酬又は料金とする。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

② 法第四十二条第二項のこれらの労務者に準ずる者は、映画監督、舞台監督、映画及び演劇の俳優、速記士、筆耕、音楽指揮者、楽士、ダンサー、競馬の騎手又は自転車競技の出場選手で報酬又は料金(給与所得に属するものを除く。)の支払を受けるものとする。(同上)

第五章 再調査及び審査

第四十七条 法第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による再調査の請求をしようとする者は、同条第一項(同条第三項の規定に該当する場合においては同項)に規定する通知に係る事項、その不服の事由、当該通知を受けた年月日並びに請求者の氏名、住所(法施行地に住所がないときは、居所)及び法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地を記載した再調査請求書に証拠書類を添付して、当該通知をなした税務署長に提出しなければならない。(昭和二十三年政令

第四百四十八号、同二十四年政令第四百四十九号、同二十五年政令第六十九号改正)

第四十八条 法第四十九条第一項の規定による審査の請求をしようとする者は、同項に規定する通知に係る事項又は再調査の決定に係る事項、その不服の事由、当該通知又は再調査の決定の通知を受けた年月日並びに

請求者の氏名、住所(法施行地に住所がないときは、居所)及び法第六十五条第四項の規定による通知を受けた納税地があるときは当該納税地を記載した審査請求書に証拠書類を添付して、当該通知をなした又は当該決定をなした税務署長を経由し、左の区分に従い、これを国税庁長官又は第二号若しくは第三号に掲げる国税局長に提出しなければならない。(昭和二十四年政令第四百四十九号、同二十五年政令第六十九号改正)

一 当該通知に係る事項に関する調査が国税庁に所属する職員によつてなされたものである場合には、国税庁長官

二 当該通知に係る事項に関する調査が国税局に所属する職員によつてなされたものである場合には、当該国税局長

三 再調査の決定に対し審査の請求をしようとする場合には、当該再調査の決定をなした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

② 前項の場合において、同項に規定する税務署長が審査請求書を受けとつたときは、当該審査請求書は、同項に規定する国税庁長官又は国税局長に対し提出されたものとみなす。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

第六章 雑則

第四十九条 法第十条の三第七項の規定による公告その他法の規定により通知に代えてなすべき公告は、その通知を受くべき者の氏名及び通知すべき事項を官報に掲載して、これをなすものとする。(昭和二十三年政令第四百四十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正)